

都市青年による集団形成の意義

—1960 年代から 1980 年代の日本都市青年会議の取り組みに着目して—

大山宏[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科博士課程

本稿の目的は、高度経済成長期以後の都市部における青年の集団形成に、どのような意義が見出されていたのかを検討することである。高度経済成長期以後も、都市青年自身によって集団形成に関する議論が続けられていた組織が、日本都市青年会議市青年会議である。そこで本稿では、日本都市青年会議の記録を基に、都市青年の集団の必要性が当時どのように論じられていたのか検討した。その結果、都市青年による集団形成は社会参加を促進するものであり、青年の社会参加によって望ましい地域像と青年像を構築していく過程として位置づけられていたことが明らかになった。

キーワード：日本都市青年会議，都市青年，集団形成，社会参加

目次

1 はじめに

2 都市化以前の青年集団

- 2.1 「青年」概念の誕生
- 2.2 青年と都市・農村
- 2.3 青年の集団形成への着目

3 都市青年の変化と集団化への欲求

- 3.1 勤労青年の増加
- 3.2 新しい都市青年の実態
- 3.3 青年集団の変化への着目

4 日本都市青年会議とは

- 4.1 設立の経緯
- 4.2 組織の構造
- 4.3 活動の内容

5 都市青年の集団化の理論

- 5.1 日都青の論点と想定される青年集団像
- 5.2 青年による集団形成の目的

6 おわりに

1 はじめに

本稿の目的は、都市部における青年の集団形成にどのような意義が見出されてきたのかについて検討することにある。特に、都市化が進行していたとされる 1960 年代から 1980 年代にかけての議論を主な対象とし、都市青年の集団の全国組織である日本都市青年会議（以下、日都青）を事例として検討していく。

青年による集団形成に関する研究は、前史として位置づけられる若連中、若者組等と呼称される江戸時代以前からの年齢階梯集団に関するものから、青年団の創設期である明治期、青年団の全国組織化が進められた大正期、国家に動員されイデオロギーの問題が噴出した昭和期と、各時期に様々な課題が見いだされ、主に太平洋戦争期までの、青年集団が全国的に組織され展開していった頃に着目した研究が多く存在している¹。また太平洋戦争後の青年集団の動向に関しても、日本青年団協議会（以下、日青協）が多くの記録を残し

ている他、青年集団の取り組みを対象とした研究が数多く進められていった。中でも青年の集団形成とそれによる教育的意義については、共同学習論が日青協の共同学習運動の旗印となり、後々まで大きな影響を現場の実践に与えたものとして位置づけられている²。しかしその一方で、1966年の日青協の報告書に、“青年団員の労働者化が始まったとき、青年団の崩壊も始まった”と記されていることが端的に表しているように³、青年の集団形成の難しさに言及する研究が1960年代以降増加していくこととなり、一般には青年集団の崩壊・解体は、都市化・工業化と関わるものとして論じられることとなる。こうした論調は1980年代にかけてより強まっていき、生活集団から機能集団へと青年集団の質が変化したこと⁴に言及した那須野⁴や、未来への期待値の低下による、青年に対する時間的アプローチの有効性の低下が集団離れにつながったとする田中⁵等、青年集団の変化の内容についても様々に言及されていくことになるが、ここでもやはり時代的背景として“経済偏重の「高成長」時代”や“1960年代の高度経済成長時代”について言及されている。つまり、1960年代以降の社会の急激な変化としての都市化が青年のあり方に大きく影響を与え、それによって青年集団が「見えない」「集まらない」ものになった⁶というのが、都市化と青年集団の関係についての主な論調であるといえるだろう。

また、こうした流れを受け、1980年代以降の青年教育は青年集団よりも青年個人を重視する方向へと視点の移していくこととなる。例えば田中(2002)は、集団離れをした後の青年に対する働きかけ方について空間的アプローチに言及し、具体的な事例をあげつつ“集団づくりにこだわらず、「個人」としての子どもや若者の遊びや余暇活動の条件づくりを行うもの”と論じているが⁷、これは青年教育の着眼点が青年によって形成された「集団」から、一人一人の青年という「個人」へと移っていったことを端的に示している。当然のことながら、一定の空間を共有する存在としての仲間づくりという視点は残しているものの、集団が前提として位置づけられるものではなくなったことで、特に新しい都市的な環境下にある青年の集団に対する注目も低下していったことがうかがえる。こうした青年個人への着目は、都市部に流入した青年を地域的なしがらみから逃れ

た自由で自立した個人ととらえる当時の青年観とも深く関わるものであり、都市化の進行の影響を強く受けたものであった。

しかし、都市化した環境の中で生活する青年が形成する集団は、全く存在しなくなったわけではない。むしろ1960年代の頃から、集団就職等によって地方から都市部に出てきた青年たちによって、既存の青年団とは異なる形式の集団形成が求められていたことは、これまでも繰り返し指摘をされているところである。都市の青年は地域の青年会の他に様々なサークルや雑誌の購読グループ、同郷出身者のグループ等、多様な形態で集団形成をしており⁸、一人で複数の集団に所属していることも少なくなかった。那須野(1976)は“昭和三〇年ころには、日青協会員が約三〇〇万人、グループ・サークル会員が五〜六万人、それにたいして昭和四五年ころには、前者が五〇〜六〇万人、後者が約三〇万人”と推定しているが⁹、この数値からも都市部における新しい集団に所属する青年が、この時期に急激に増加していたことがうかがえるであろう。当時の通説として“青年団はもう歴史的遺物だ。(中略)いわばねぐらにすぎない地域に集団をつくる意味などは全くない”と言われていたとされるが¹⁰、実際には都市青年の集団は、それまでとは異なる形式で活動を継続していたというのが実態であろう。

また、青年自身による集団形成への渴望は現代でも指摘されるどころであり、例えば久田はコンビニの前や公園の片隅にたむろする子どもや若者について“彼らは、孤立しているわけではなく、そういうところ集まっているのである”と論じ¹¹、青年のための空間が制限されている現代社会でもどうにか仲間と集まろうとする青年の姿を描き出している。こうした青年のつながりは、組織化せずに自由で緩やかなつながりとなっている点で1950年代のロハ台研究で描かれた青年像にも通じる部分があるだろう。都市化が進行した1960年代から現在に至るまで、青年たちにとって集団形成や仲間とのつながりが一定の意味を持つものであり、都市空間の中でどうにかして仲間を見つけようと奮闘する青年たちの姿が認められるのである。

1960年代以降から現在に至るまで、都市化の文脈の中で、地域のしがらみから逃れた自由で自立した存在としての青年像と、都市空間の中で孤立しつながりを求める存在としての青年像とい

う、二つの青年像が成立してきたといえる。都市青年の集団形成は、この二つの青年像の接点をどのようにして見出し、都市空間における青年の立ち位置をどのように想定するかという課題を提起するものだったと考えられる。しかし、そうした都市部における青年たちの姿は、これまであまり目を向けられることがなかったのではないだろうか。本稿はこういった課題意識の下、まず都市青年たち自身が自らの取り組みをどのように位置づけていたのかを明らかにするため、日都青の取り組みに着目するものである。

本稿で対象としている日都青は、1950年代の活動を基盤としながら1969年に発足し、その後今日に至るまで活動を継続してきた都市青年の全国組織である¹²。都市化が進行する社会の情勢を背景としながら、都市青年自身が自らの取り組みを社会的に位置づけようとして作られた組織であり、日本全国から参加者が集まる大規模なものであった。そのため、日都青における議論を概観することで、都市青年の集団形成について、社会的にどのような意義が見出されていたのかを明らかにすることができるのである。また、日都青は歴史もあり組織も全国的に展開している大規模なものであるにも関わらず、これまでほとんど研究の対象とされてこなかった。これは青年に関する全国組織としては、より大規模な日青協の存在があったこと、当時都市青年の集まりという政治的な色彩を持つものとして認識されていたこと等が理由ではないかと考えられるが¹³、現在に至るまで日都青の取り組みに関する総括は行われていない。そのため本稿は、日都青の取り組みについて整理することも試みるものである。

以上のことから、まず第2章では青年概念の歴史を振り返りつつ、都市化が進行する以前には青年による集団形成がどのように位置づけられるものであったのかを検討する。青年という概念が登場した頃に、山本滝之助が著書『田舎青年』の中で、都市部の書生に對置する形で田舎に暮らす青年たちを位置づけようとしていることに見られるように、青年概念にとって「都市—農村」という地域差と、そこに存在する様々な格差は当初から無視し得ないものであった。また、山本は青年集団のポジティブな教育力に着目した人物としても位置づけられており¹⁴、青年の集団形成もこの時期から議論されるようになったと考えら

れる。第2章では「都市青年」と「集団形成」という、本稿における主要な二つの概念について、初期の議論でどのように位置づけられるものであったのか、またその後どのように論じられてきたのかについて概観する。

第3章では、戦後初期から高度経済成長期にかけて、農村部から都市部に青年が流れ込んだことによる都市青年の内実の変化について言及し、その中で青年による集団の位置づけがどのように変化していったのかについて論じる。先述の通り、1960年代以降の都市化によって、青年たちの生育環境は大きく変化し、青年によって求められる青年集団のあり方も移り変わっていったと考えられる。こうした、都市化によって生じた青年集団の特徴や課題を把握するためには、まず当時の社会がどのように変化し、その中で青年たちの社会的な位置づけがどう変わっていったかを把握する必要があるだろう。

第4章では、本稿で主要な対象としている、日本都市青年会議の設立過程や主な活動の内容について概観していく。日本都市青年会議は1969年に第1回が開催されているが、その前身となる五大市青年団体協議会は1953年に設立されており、さらにそこに至るまでの都市青年の取り組みは、1925年の大日本連合青年団発足の際から言及されてきている¹⁵。また、日本都市青年会議設立後は年に一度全国大会を開催し、全国から青年が集まって議論・交流を重ねている記録が残されている他、1977年からは指導者研究協議会、1994年からは青少年担当行政職員セミナーと、対象やテーマを絞り込み、全国大会から派生する形で取り組みの幅を広げてきているため、そこでの議論の内容をまとめていく。

第5章では日都青でどのような議論が為されており、そこでどのような青年集団が想定されていたのかを検討していく。サークル等新しい集団の形式が広まっていく中で、それまでの地域青年団に比べて、大きく二つの特徴が指摘されている。一つは地域社会とのつながりの希薄化であり、もう一つは全国規模の組織との一体化の難しさである。こうした課題に対し、日都青がどのように応えようとしていたのかの検討を通し、都市青年の取り組みが社会的にどのように捉えられていたのかを考察していく。

2 都市化以前の青年集団

2.1 「青年」概念の誕生

青年という言葉は、時代によって様々な意味を付与されながら用いられ続けてきたものである。そのため、都市青年について検討するために、まず青年という言葉の用いられ方について概観する必要がある。

江戸時代以前にも、使用された数は少ないが、青年という単語は存在していたという指摘もあるものの¹⁶、明治の初期までは「青年」といえば「若い時」「年齢が若い」といった意味で使われており、「若い者」として青年の語句を最初に使ったのは、1880年に Young Men's Christian Association を「基督教青年会」と訳した小崎弘道だとするのが通説である。また、青年会という名称だけでなく、YMCA が目指したキリスト教による近代的な自我の確立という思想は、以後の青年集団に大きな影響を与えたとされる¹⁷。それまでは若い者を表す語句として、「わかもの（少年）」や「わかうど（後生・壮佼）」といった言葉が別にあり、しかもこうした言葉には血気盛んな者や何らかの意味で大人になれない者といった、特に明治期以降は否定されるようになった性質が含意されていた。

現代の用法に通じる意味で「青年」という言葉を最初に用いたのは徳富蘇峰だとされるが¹⁸、徳富の以前から青年という言葉は急激に広まりつつあった。1880年に小崎が東京基督教青年会を結成した後、青年に関する様々な雑誌が発行されるようになっており、同年創刊の東京基督教青年会の機関紙である『六合雑誌』をはじめ、自由党系の団体が1882年に創刊した『青年自由党雑誌』、茨城県の下妻で結成された常総青年会が1887年に創刊した『常総の青年』等、様々な団体から青年（会）に関する雑誌が発刊された¹⁹。徳富が1887年に『国民之友』を創刊し、また『新日本之青年』を著したことは、こうした青年に関する論調の高まりの中に位置づけられる。

『新日本之青年』は、1885年に徳富が熊本の私塾である大江義塾で行った演説が基となり、後に出版されたものであるが、そこでの主張は“時代の転換の宣言、「未来ノ世界」を知りうるのかという問いかけ、未来を担う次世代として「青年」を前面に押し出し、その重要性を強調すること、

そしてその「青年」を教導する「教育」の役割の重大さを訴えること”という、非常に未来志向的なものとして概括される²⁰。つまり徳富にとって、青年とは時代の転換点にあって、未来の新しい社会を担う存在として位置づけられる存在なのである。こうした姿勢は『国民之友』の巻頭にある“旧日本ノ老人漸ク去リテ新日本ノ少年將ニ来リ、東洋的ノ現像漸ク去リテ泰西的ノ現像將ニ来リ、破壊的ノ時代漸ク去リテ建設的ノ時代將ニ来ラントス”という一文からも読み取ることができ、旧日本と対置する形で、圧倒的に善なるものとして「新日本」という概念を置く二項対立図式が、未来志向の「青年」像を支えていた。

そして、この未来志向の「青年」像の内実については、「旧日本・東洋的・破壊的—新日本・泰西的・建設的」という二項対立図式の中に位置づけられたことで、新日本の建設に必要なだと考えられていた西洋近代精神と深く結びつけられていたことがうかがえる。これについて北村は、福澤諭吉からの影響に言及しつつ、近代の精神が“心に感じたものごとを、言葉を媒介にして表象化し、議論という手続きをへて「知識」へと編成すること”を重要視するものであったとし²¹、個々人の内側で働く近代の精神を「表象機械」と表現している。そして自己の存在や目的が表象され鮮明化することで可能となる、合理性・合目的性こそが、西洋近代精神の特徴であり、近代国家の基盤としてその形成が急務だと認識されていたことを指摘している。

ただし、ここで指摘される合理性・合目的性とは、西洋的な近代社会・国家の確立へと収斂していくものであり、生活の糧を求めめる身体としての自己や、生身の存在の欲求は、そうした近代的な理想の社会・国家の実現を阻むものとして位置づけられることもあった²²。言い換えれば、合理性・合目的性は、個人的な立身出世などとは切り離されたものとして、国家や社会の発展に資する行動へと青年を駆り立てるものでもあったのである。青年の役割とは即ち、自己を含めあらゆる物事を表象する能力を得ることで、合理的・合目的な近代精神を獲得することであり、それによって近代的な「新日本」としての社会・国家の実現に寄与することであった。

2.2 青年と都市・農村

徳富の論は“書生を社会革新の原動力とし、明治維新を遂行した志士たちを「天保の老人」として、世代交代を主張したものであった”とも評される²³。ここで注目すべきは青年として位置づけられているのが「書生」であり、したがって初期の青年像とは“近代化の先頭を行く都市、とくに東京に地方から立身出世を夢見て上京してきた若者たちは学生・書生となり、かれらが有意の若者として新たに「青年」という概念をつくり出した²⁴”ものとして認識されていたことである。1890年代から1900年代にかけて、青年の心理を主題化した青年小説が数多く執筆されているが、その中にも地方から上京した青年が主人公となっているものが数多く存在していることから、一般的な認識でも青年概念において書生が重要な位置を占めていたことがうかがえる。

こうした都市部の書生らに限定された青年像に対し、農村に住む青年という新しい青年像を提示したのが山本滝之助であった。山本は1896年に『田舎青年』を著したが、その中で上流社会の相続者である「学生」と社会に見捨てられて田舎に縮小する「田舎青年」を対置し、この二つの平等を主張している²⁵。山本は“青年の青年たる所以のものは心にありて形にあらず、区々たる学術技芸にあらずして精神気象にあり（中略）所謂精神気象とは天授の特性を謂ふものにして（中略）学ふと学はさるとは其特性を發揮するに際して多少の便宜を異にするは論無しと雖とも、学びて初めて其特性を作り得るにあらず”と論じ²⁶、学問を修めることが有意義なことであることは認めつつ、それが青年を青年足らしめることと同義ではなく、田舎に居住する青年であっても特性を發揮することで青年足り得るのだとしているのである。

ただし、山本が主張する田舎青年とは、“漠然と田舎に住む普通名詞の意味での青年ではなく、（中略）小学校の准教員や役場の写字生などの村の若い知識階級”であったという指摘もある²⁷。農村における階級や職業の違いに山本がどの程度注目していたかは明らかではないが、実際に山本は『田舎青年』を執筆した意図として“期する處は田舎青年の猛省を促し”と書き、何事も為すことなく年齢を重ねる多くの田舎青年に対する課題意識を鮮明に表しており、田舎青年の奮起を

促している。そして目指す方向として提示されるのが合理性・合目的性であり、“何事を捨てても、先づ第一目的を確定せざる可からず、而して目的確定したる上は、一挙手一投足、始終之れを離れず、日常千百の動作、皆是れを達する所以の方便たらざるへからず”と論じ、近代精神の涵養という都市と共通の課題に、農村で取り組む姿勢を鮮明にするのである。

こうした山本の主張からは、近代的な「新日本」の確立を目的として据え、その原動力として「青年」を位置づけるという、目指すべき「青年」の姿は共有しながらも、階級や生活環境の違いによって都市青年（書生）と農村青年（田舎青年）という二つに明確に区分されてしまっていた初期の青年像が浮かび上がってくる。言い換えれば、都市青年・農村青年という区分は、その地域においてどのように近代精神の獲得を目指すかという実践的な問いから、必然的に生じてきたものであったといえるだろう。

2.3 青年の集団形成への着目

先述の通り小崎が1880年に東京基督教青年会を発足させたことを皮切りに、1890年代頃から多種多様な青年集団が全国に発足している。木村はそれら中小規模のものも含めた青年集団について、それぞれの青年集団が発行していた雑誌の分析を通し、都市で組織されたのか、農村で組織されたのかといった区分を用いて分類している²⁸。この区分を基に、都市と農村という視点から青年の集団形成のあり方について検討していきたい。

まず、都市青年によって形成された集団の初期形態がどのようなものであったのかについて、木村は“一般的には学校や塾に通っている書生たちによって結成されたものであった”としている。そこでは演説会や討論会が行われていた他、都市の知識人と緊密な関係を結ぶものが多く、書生たちにとって有力者と縁を結ぶ場としても機能していたと考えられる。こういった書生たちによるサークルの描写は、夏目漱石や森鷗外をはじめとした文豪らの青年小説中にも度々登場するが、彼ら自身がサークルに参加していた記録も残っていることから、自らの実体験を基に描写したものと考えられ、例えば森鷗外の『青年』の中では、地方から上京してきた青年が同郷の友人に連れられて青年倶楽部に参加する様子が描写されて

いる。しかしそうした倶楽部は書生らが参加したいときのみ参加するものとして描かれ、特に帰属意識のようなものはうかがわれぬ。こうした描写からは、都市部における青年集団は、書生らにとって交流や議論の場であり、また社会的に地位のある人物とも出会うことのできる社交の場として機能していたと考えられる。ただし、集団を形成しようとする意図や、集団であることの意義についてはほとんど語られておらず、あくまで有意の書生らが独自に集まっていたというのが実態であったのであろう。

一方で、地方において組織された青年集団としては、1880年代後半から一村一字単位の小規模な範囲で結成されたものが広まっていくこととなるが、代表例としてあげられるのはやはり山本の実践であろう。山本は青年による集団形成のポジティブな教育力に注目した存在として²⁹、青年集団の発展においても重要な役割を果たしている。逆に言えば、山本以前の青年による集団は、その多くが肯定的に評価されることのないものであったといえるだろう。

青年会や青年団の前史として位置づけられる、江戸時代以前の村落にあった若連中、若者組等と呼称される年齢階梯集団にしても、祭りの神輿担ぎや、夫役を担当するような村人足等、集落にとって不可欠な役割を担っていたものの、違う集落の若者組との間で喧嘩を引き起こす等、様々な問題もあったため、各藩や幕府にとっては世を乱す異分子として位置づけられていた面があり、各藩が別個に取り締まりをしていた記録が残されている³⁰。若者組を肯定的に評価し、青年団の前史として積極的に位置づけるといふ言説もあるものの、そうした評価は田澤義鋪によって1930年に刊行された『青年団の使命』以来のものであり、そこには“元来リベラルな内務官であった田澤らの青年団指導者に青年団の軍事利用に抗する意図があった”とされ³¹、若者組が教育的なものとして位置づけられたのは、後年の言説によるものであったと結論付けられる。

また、明治期に入ってから、先述の通り近世以来の「わかうど」的な気質は批判の対象となる傾向があり、若者組もそれまで担ってきた警備や人足の役割を公共団体が担うようになるにつれ、社会的機能の喪失とともに徐々に衰退していったとされている³²。同時期には青年心理学も盛んになり、主要な論者は集団心理に関心を寄せてい

たとされるが、その際には集団の持つ、理性を弱め感情的に巻き込んでいくというマイナス面が主に問題化されており³³、やはり集団の影響をポジティブに捉えるには至らなかった。

山本も若者組の存在には注目しており、青年会について言及する際に“其名目あるは、近來の事なれども、其実は曾て封建の昔より備はれるなり”と³⁴、青年会の前身となった団体があったことを示唆している。しかし、近世以前の若者組は先述のように問題も多く、山本が“国家の中堅となるべき田舎青年を若連中の墮落した世界からどのように救済するか”という課題意識も持っていたことが指摘されるように³⁵、若者組そのものを肯定的に捉えてはいなかった。このことから、青年集団の形成という現代につながる課題の起点を、山本に求めることができると考えられるだろう。

青年集団に対し山本は、農村青年が理想に向けて様々な取り組みを継続・発展させていくために不可欠な意志の力を涵養するために、集団形成が有効である、という視点からその有用性を主張していく。“例へば一人のみでは中々困難な『衣服は綿服に限る事』も団体申合せとあれば決して行なはれぬことはない、一人のみでは大儀な寒中の冷水浴も多数列つてならば面白いばかりだ雑作はない、こゝが即ち各自に団体の意力を借用してゐる所である”とし³⁶、感情的に巻き込まれ意志を操作してしまうという、ともすれば短所ともなり得る点を、集団形成の長所として論じているのである³⁷。したがって山本にとっての青年会は、青年が相互に意志を涵養し合い、近代精神を培っていくための一種の研修機関としての側面を持つものであり、その役割として“青年相集ひて一の団結を作り、相互に注意、忠告、扶掖、提携、奮励、精研する”ことがあげられることになる³⁸。山本にとって、青年集団の形成は、いかにして青年たちに近代精神を植え付けるかという課題意識と不可分に結びついたものであった。

先述のように、当初は都市青年とは書生を指す言葉であった。書生らは独自に議論の場を設け、集団を形成していたものの、帰属意識は薄く、集団形成そのものが課題として意識に上がることもなかったのであろう。その意味では農村青年を対象としながら、山本が青年会という形で集団形成を課題化したことは、青年集団論という視点からは画期的なことであった。

また、山本の取り組み以後は政策的にも青年集団に注目が集まるようになる。青年会の活動は、その後日清戦争・日露戦争時に銃後活動を展開したことで世間の評価を得ることとなり、軍部からも注目されるようになる。大正期に入ると政府の主導で青年団の全国組織化が進められるようになるが、これを主導したのは陸軍であり、その目的は戦争に備えての青少年の訓練であったとされる。思想善導の名目で青年の思想に介入しようとする政府に対し、青年団内部からは自主化の運動が起こり、長野県を中心に運動が行われるが、その後昭和初期には戦争へと向かう国家的な流れの中で終止符を打たれることとなった。こうして太平洋戦争終結までの間、青年集団は軍部と密接な関係を持つ形で政策の中に位置づけられることとなる³⁹。

また、日本における青年概念の起こりに、小崎による基督教青年会の設立が大きな影響を与えていたことは先述の通りであるが、欧米の青少年集団はその後も日本の青少年集団のあり方に大きな影響を与えるものであり続けた。政府による青年団の組織化が行われる際には、陸軍の田中義一が欧米各国の青少年教育の実情を見聞しており、中でもドイツ青年団とイギリスのボーイスカウト運動に感銘を受けたとされており、その後の日本における青年集団に関わる政策展開にも少なからず影響を与えたと考えられる。

3 都市青年の変化と集団化への欲求

3.1 勤労青年の増加

青年という概念が登場した当初は、都市青年といえば書生のことであるとされていたが、都市青年の実態は、その後大きく変化していくこととなる。産業革命によって工業化が進み、農村から都市に流入して賃金労働者化する青年が増加したのである。こうした青年たちについては、1901年に徳富愛嶂が『逆境之青年』を出版して言及する等、早い段階から注目を集めていた。また、東京の人口は1895年には140万人であったのが、1912年には市内人口だけで262万人に達し、通勤ラッシュが起きるほどになっていたとされる⁴⁰。ここに勤労青年という、新しい都市青年のカテゴリが生まれることになるのである。勤労青年教育

のための場として、実業補習学校や青年訓練所が設けられ、さらに1935年にはそれらが統合され青年学校が発足する等、国策としても勤労青年教育は行われており、1943年には青年学校の生徒数は300万人を超えたとされる。

しかし、勤労青年の問題が一般社会でも大きく注目されたのは、太平洋戦争後の復興から高度経済成長期にかけて、特に1960年頃からのことであろう。矢島正見が雑誌『青少年問題』を題材としながら“昭和30年代、地方から大都市に就職する勤労青少年が大量に生み出され、大きな文化現象ならびに社会問題となった”と指摘するように⁴¹、産業革命時に生まれた勤労青年というカテゴリは、再度都市化と工業化を急速に進めることとなった高度経済成長期に、急激に拡大し注目を集めていくこととなる。

実際にこの時期の東京区部の、年齢別の人口を見ると、15歳以上20歳未満の人口は1950年には約56万人だったのに対し、1955年には約79万人、1960年には約110万人と、急激に増加していることがわかる⁴²。矢島は1963年のデータを用い、“この時代、東京にいる青少年の4人に1人は流入勤労青少年だった”と述べているが、だとすれば1960年頃には20万人を超える勤労青少年が地方から東京に集っていたことになる。東京以外にも、六大市とされる横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の各市で、1950年から1960年の10年間の間に15歳以上20歳未満の人口は急激に増加しており、都市によっては2倍以上となっていることから、相当数の青年が都市部に流入していたことがうかがえるだろう。また大規模な都市ではなく、その周辺に位置する郊外部に移り住み、都市に通勤する青年も多かったとされ、東京都小平市では工場の誘致と都営団地の建設の影響もあって、1945年から1965年の20年間で、人口が8倍になったという記録が残されている⁴³。

こうした人口流入の背景としてあげられるのが、農村の過剰人口問題であり、相続する土地のない次三男の存在であった⁴⁴。また、都市部では産業構造の変動を伴う経済活動の拡大が起き、大規模な工場の進出によって大量の労働力需要が生み出された。こうした都市部と農村部の双方の事情が噛み合い、農村から都市への大量の人口流入が起きたのである。

3.2 新しい都市青年の実態

急激に増加した流入勤労青年は、地縁や血縁という地域性のしがらみから解放された自由な人々たちとして論じられる存在であったが、その一方で生活の実態は非常に厳しいものであったとされる。1954年以降、地方から大人数でまとまって都市部に就職に来る集団就職が広まったが、そうした都市にきた青年たちは頻繁に離職・転職を繰り返したのである。1963年に日青協が行った都市青年に対する調査によれば、中卒青年の6割以上が仕事にはりあいを「あまり感じない」か「全然感じない」と回答し、全体の5割弱が転職を希望するという結果が出ており⁴⁵、勤労青年の多くが一つの職場に留まることに魅力を感じていないことがわかる。これについて菊地は、1963年に宮城県から集団就職で東京に働きに出た約40名の、その後の10年を辿ったところ、一度も転職しなかったのは2名だけであったとする雑誌の記事を引用しながら、“都市部の新卒者を優先する採用環境の中で、集団就職は人気のない分野や職種、零細な事業所へ、地方の少年少女を送り込む装置として機能した”⁴⁶であり、“離職・転職は、こらえ性のない若年労働者たちの浮ついた行動ではなかった。それは割の合わない労働に展望を失った者たちの、ぎりぎりの反抗だったのである”と結論付けている⁴⁶。また、転職のたびに居住地域を変える青年も多く、一度地元に戻ってから別の都市へと再び就職して出ていく者も存在する等、極めて流動性が高かったことも、流入勤労青年の特徴の一つとして上げられるであろう。

こうした厳しい職場の環境を強いられた流入勤労青年たちは、職場の中で疎外感を感じることも多く、また高い流動性故に地域とのつながりも希薄になりがちで、都市の中で孤立していくこととなる。そしてその孤独感への対処として、今度は余暇を共に過ごす存在としての仲間を求める声をあげ始めることとなる。1958年に集団就職で都市に出てきた青年の記録には“同級生一〇名と一緒に集団就職列車で上京した。(中略)従業員が三人で、いずれも年上だというのも淋しい。言葉にも劣等感を感じた。初めの三カ月は、一緒に上京した同級生に電話をかけ、手紙をもらってなんとか慰めたが、それもそのうちに断ちぎれてしまった。休みの日には、とにかく外へ出たかった。しかし、ひとりではつまらない”とあるが⁴⁷、

この記録には職場に馴染めず次第に孤立していく様子が鮮明に綴られているといえるだろう。この“ひとりではつまらない”という感情の発露が、次第に都市青年による集団形成につながっていくのである。日青協の調査報告書においても、特に地方から都市部に出てきて中小企業等で働く青年たちについて、“友達や、集団活動を求めている。中小企業の厚生施設の不備、文化活動・体育活動等が企業内で行ない得ない条件のもとに彼らの意識は外に向っていくのである”と記述されており⁴⁸、特に地方から出てきた青年たちにとって、都市の寂しさが仲間探しに向かう要因として働いていたことがわかる。

ただし、一つ留意すべきこととして、流入勤労青年の数は確かに急激に増加していたのだが、それでも都市部に生まれ育ってきた青年や、高等学校に進学している学生等、異なる背景を持つ青年も多く存在していたことがあげられる。このことにより、同じ都市で暮らす青年たちの間に、お互いの姿が目に見える格差が出現することになったのである。“同じ都市空間の中で、一方には、集団就職の労働者や住み込み定員がおり、もう一方には、不自由なく高等教育を受け、高給を取るホワイトカラーの職へ就く者がいる”という状況が生じたことで⁴⁹、都市青年という同一のカテゴリで総括することがいかに困難になったかは想像に難くない。例えば日青協は都市青年の調査を行う際に、“中卒青年・定高生・全高生という三者の関係をつねに念頭におくようにつとめた”⁵⁰としているが⁵⁰、それも多様化した青年たちの、特に学歴による格差に対して注意を払っていたためであろう。

3.3 青年集団の変化への着目

階層や学歴によって分断された存在として都市青年を捉えると、都市青年の集団形成という観点からは、必然的にどのような都市青年を対象とするか、また異なる背景を持つ青年同士のつながりをどのように構築していくことを想定するのかが問われることとなる。そしてそのために、多種多様な背景を持つ青年集団が設立され、青年たちはそれらのどれかに、または複数の集団に所属し、都市における仲間を探すようになっていく。

実際に、都市青年の内実が多様化すると、ほぼ同時に青年集団も多様なあり方を示すようにな

っていった。例えば日青協が名古屋市南区で行った調査の記録では、青年集団の種類を、職場内のもを設立母体別に三種類に分類した他、職場外の集団を地域青年会、地域のグループ・サークル、宗教関係の青年会、青年同盟、雑誌の読者グループ、成人学校・青年学級の同窓グループ、中学・高校の同窓グループ、同郷出身者グループ、その他の九種類に分類している⁵¹。また、別の報告書では大都市の青年の集団の現状として、地域を基盤とする青年集団、職域を基盤とする青年集団、グループ・サークルの三つに大きく分類し、こうした多様な集団が成立した背景として、流入青年の流動が自由で激しいため、地域への帰属意識や住民同士の共同意識が極めて薄いことをあげている⁵²。自由であり、かつ孤独でもある、この時期の都市青年のあり方を踏まえれば、青年個々人の興味や関心を基盤にしつつ、都市生活の中で感じる孤独感に対処しようとしたため、青年集団が多様化していったのだということになるだろう。

言い換えれば、青年は孤立した都市生活の中で強い孤独感も味わっているため、自己回復のための試みの一環として仲間づくりや集団形成が位置づけられているのであるが⁵³、これは、単に青年が集団を形成する際の受け皿が増えたということ以上に、青年集団の必要性が、社会的な側面からではなく青年個人の生活の充実といった側面から論じられるようになったという点において、青年集団論にとって重要な意味を持つ事柄である。つまり、明治期の「近代精神」以後、青年集団の組織化の際に前提とされてきた、地域や社会、国家といった価値から青年集団が切り離され、青年個人の内発的な動機付けによって集団が形成されるととらえられるようになったのである。しかし、都市部における青年集団の必要性が、都市青年の感じる孤独感に対する自己回復という点からのみ論じられるのであれば、青年集団は地域や社会、国家といった大きな概念に接触する必要性を持たず、また青年集団同士が連携をとる必要もなくなってしまふ。“人間らしく生きたい”といった願いであり、人間らしく生きられない現状への救いを求めた叫び”を本質とし、しかし“地域社会と、直接の結びつきをもっていない、地域性をもっていない集まり”であると認識されるサークルに⁵⁴、多くの青年が集まっていたという事実は、“人間らしく生きたい”という願い”の内実が青年個々人で異なるものとなったことで、集

団を形成する際に共有されていた価値が失われ、青年自身にとっても地域や社会、国家と自身の関係性が意識されにくくなっていったことを端的に示すものであろう。

日青協が都市青年の集団形成について、“特にたいせつなことは、青年集団に対する理念の確立と実践的方法論の開発である。生活条件が複雑化し、青年の欲求が多様化するのに対応して多様な内容・方法がとられるのは当然であるが、それは単に青年の欲求に応じた多種類のプログラムを用意するだけではない。(中略)多様化の方向で考えるとともに、青年集団共通の基本的問題が徹底的に究明されなければならない”と論じるのも⁵⁵、こうした青年集団の変化と、それによる青年集団と社会との接点の縮小に対する課題意識によるものであろう。しかし同時に、日青協のこの記述は青年集団共通の基本的問題が、この時期には明確には見出されなくなっていることを示すものでもある。初期の「青年」概念における「近代精神」のような、広く青年一般に関わり、また青年と社会を結び付けていたような理念が、この時期には存在しなくなっているのである。

日青協による、この時期の都市青年の集団形成に対する課題提起は、集団の中で共有される価値、言い換えれば青年が目指すべき人間らしい生き方とはどのようなものかを問う「理念」の問題と、どのようにして異なる背景を持つ青年同士を結び付けるかという「実践的方法論」の問題の二つが主な論点となっていると解釈できる。これについて、次章以降では都市青年の全国集団である日都青を対象とし、検討していきたい。

4 日本都市青年会議とは

4.1 設立の経緯

日都青は都市青年の研究交流のために1969年に発足した団体であり、したがって先述のような1960年代の高度経済成長期に存在した青年集団のあり方を前提とし、なおかつその全国的なネットワーク化を志向して取り組んだ団体である。日都青の設立から初期の取り組みについては、日都青が1999年に発刊した『都市青年団体活動読本』に最も簡潔にまとめられているため、まず日都青がどのような経緯で設立されたのかを『都市青年

『団体活動読本』をはじめとする各種資料を用いて概観する。

日都青の前身となる五大市青年団体協議会は、青年たちの“より充実された自己の人間形成と、明るい民主的な社会を築くため（中略）日歩みの中から活動を推し進めていく確固たる理論と整備された組織の確立”が必要であるという課題意識により⁵⁶、1953年に横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の五つの都市の青年が横浜市に集まり、大都市に共通した悩みや問題について相互学習の機会を設けたことがきっかけとなって発足することとなった。

このとき都市部の青年だけで集まったのは、都市において特に青年団体活動の難しさが指摘されていたということもあるが、何よりも既存の青年団体の取り組みに対して、都市青年自身が不満を抱いていたということが大きいであろう。1963年に発行された神戸市青年団体協議会機関紙「青年神戸」には、“日本青年団協議会は、日本の唯一の青年団体組織の総本山ではあるけれども、それらの内容を見る時に、農村を主体にするものであり、（中略）日本の中で、五大市の青年団体を無視して都市を語るわけにはいかない。少なくとも五大市の意見なり、五大市の内容を良く理解して、その中で日青協が都市の考えを発表するのであればうなずけるが今日までのあり方ではそれは望めない”とする記事が掲載されている⁵⁷。当時日青協も都市青年の問題について調査を行う等、決して都市青年に目を向けなかったわけではなかったものの、都市青年自身は日青協の対応に対して不満を抱いていたことがうかがえる。

また、こうした不満が出ることから、都市には農村とは異なる固有の課題があり、農村中心の観点では都市の問題を捉えきれないのではないかと、都市青年自身が危惧していたということがわかる。その都市固有の課題とは、「青年と社会参加」と考えられており、1969年の第1回大会以後も、一貫して討議されてきたテーマであるとされている⁵⁸。特に都市部においては、社会環境・生活環境の悪化に伴い、青年の社会的地位が認められなくなっている、あるいは青年の社会参加が拒まれていると、都市青年自身が感じており、そうした現状に対しどのように社会参加の道筋を見出していかかが主要な論点となっていく。これを都市における青年集団のあり方と重ねると、青年個人の内発的な動機付けによって組織され

るようになった青年集団を、その自由なあり方を残しつつ、青年自身の手で社会に再度結びつけようとする取り組みであったと言える。

こうした意見を背景として、1967年頃から五大市だけでなく都市青年が一堂に会して話し合う場をもとうという声が、都市青年自身の中から出されるようになる。また、大阪万博という世界規模のイベントが開催される時期であったこともあり、五大市青年団体協議会に東京と北九州市をあわせた七大都市が中心となって、万博にあわせて1969年に都市青年が集まる機会を設けようということになったとされる⁵⁹。こうして開催されたのが、日本都市青年会議第1回大会であり、全国の25都市から参加があった。

以後、1971年に第2回大会を京都で、1972年に第3回大会を東京で開催するに至るが、ここで組織の運営において大きな課題となったのが、財政的裏付けの無さであった⁶⁰。この問題に対処するため、後に日都青の初代会長となる小西義行らが文部省に日参し、補助金の交付を求め、文部省からは補助金交付のために提示された条件に応じる形で事務所の設置や規約の制定等に取り組んだことで、次第に組織が確立していくこととなる⁶¹。特に第3回東京大会は、全国32都市から190名余りの参加者があり、組織としての日都青の方針が決定される等、重要な大会となり、これらの取り組みを受け、1973年の第4回名古屋大会からは文部省の補助金も交付され、以後は安定した組織運営が可能となったとされる。実際に、1984年度の団体予算を見ると、全体の収入約757万円のうち、文部省その他からの補助金が460万円となっており、いかに補助金の存在が大きいかがわかる⁶²。

また、活動の幅が広がるにつれて、1973年からは海外の青年の事例を訪ねる海外研修が、1977からは交流も重要なテーマである大会に対し、より研究・学習に主眼を置いた場として都市青年指導者研究協議会が開催されるようになり、初期日都青の主要な三事業が確立されることとなった⁶³。

4.2 組織の構造

日本都市青年会議の組織構造の骨子は、先述の第3回東京大会の際に、以下のように決定されたことが基になっていると考えられる。

1. 日本都市青年会議は中央集権ではなく、各都市に主体性を持たせた地方分権的組織とする。
2. 全国的横断組織とする第一ステップとして、ブロック化をはかりまずブロック内各都市が情報交換や日常活動を通して組織化をはかる。そして、全国大会は各ブロックの中心都市が持ち回りで主管し開催する。
3. 青年活動が農村中心から都市中心への過渡的段階にあることを考え、加盟については二重加盟も認める。また、日本青年団協議会とは相互に連絡調整をはかりながら協調の道を見いだす。
4. 組織に柔軟性を持たせるため加盟都市が本会事業に参加しない場合でも除名措置はとらない。
5. 具体的な組織化のために、役員都市の副会長クラスで構成する組織委員会を作り、組織化へのスケジュール、規約等の原案を作成し順次加盟を呼びかけていく⁶⁴。

文中に日青協への言及があることからわかるように、日都青が設立されるまで日本で唯一の青年団体の全国的組織であり、また歴史の長さでも会員数でも遥かに巨大な組織であった日青協の存在は、日都青関係者にも常に意識されていた。実際に、1984年度の段階での日青協と日都青の会員数を見ると、日青協が約120万人とされているのに対し、日都青は約21万人となっている⁶⁵。さらに、事業等に参加しなくても構わないという体裁を日都青がとっていたことを考えると、実質的な会員数はさらに少なくなるであろう。一方で組織の構造という点では、中央集権ではなく地方分権的組織とすると明記しており、日青協を頂点に、都道府県レベルの組織が置かれ、その下に単位青年団が位置づけられるという、日青協の組織構造とは異なる点を強調している。日青協を意識しつつ、どのように差異化を図るかを模索していた様子もうかがえるであろう。

これに対し、日青協側はほとんど反応を示さなかった。日青協の半世紀にわたる取り組みをまとめた『地域青年運動 50年史 つながりの再生と創造』には、日都青についてわずかに“七二（昭和四七）年には都市青年対策のために日本都市青年会議との連携を試みるが、都市青年会議と日青

協への二重加盟問題などが表面化し、日青協は将来にわたって連携できる組織ではないと判断、七三（昭和四八）年には日本都市青年会議への後援を見あわせた”とする記述があるのみであり⁶⁶、結果として日青協との連携は叶わなかったことがわかる。連携ができなかった理由として日青協は二重加盟問題をあげているが、日都青側は二重加盟も織り込み済みであったこと、各都市が事業に不参加であっても不問とすることを決めていることを踏まえると、特に日青協の側がそうした事態を嫌ったこともうかがえる。

日都青の組織構造については、日青協との連携が不調に終わった後も、それ以外の部分については先述の基本方針は維持されることとなった。また、各都市の参加については、都市ごとに青年団体の協議会の設置を促し、基本的に協議会単位での参加を求めたことが特徴だといえる（図1⁶⁷）。

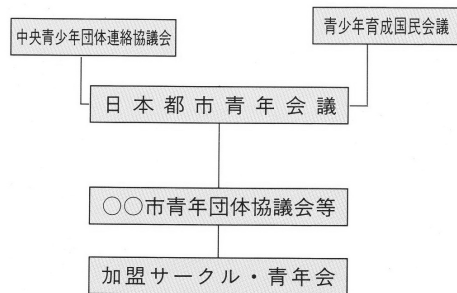


図1 日都青組織図

こういった形式をとったことで、都市単位での参加であることが明確に示されることとなり、自らが所属する地域を青年自身に自覚させる効果があったものと思われるが、その反面で協議会の下部に位置するサークルや青年会の実態について、日都青からは把握しづらくなるという弊害も起こった。実際に協議会以下の組織構成については都市ごとに大きく異なっており、1979年に日都青が行った調査では、単位サークルが直接市の協議会に参加しているものや、市内をいくつかの地区に分けて、そこで下位の協議会を設置しているもの等、様々な運用形態が確認されている。また加盟団体も各種サークルだけでなく、地区の青年団や青年学級、青年指導者たちの集まり等様々な性格を持つ団体が加盟しており、規模も数十人

から数万人とかなりの幅があり、一概に都市を代表する青年団体協議会であるといっても、その実態は都市によって大きく異なっていたことがわかる⁶⁸。

4.3 活動の内容

先述のように、初期の日都青では大会の他、海外研修と都市青年指導者研究協議会が主要な事業として位置づけられていた。また、1994年度からは青少年担当行政職員セミナーとして、行政職員を主たる対象とした会も全国規模で実施する等、様々に活動を展開していった。しかし、日都青の主要な議論の場となったのは大会と指導者研究協議会であり、次節以降もこれらの記録を参照しつつ検討を進めるため、ここでは大会と指導者研究協議会について概観する。

まず、最も重要な位置づけとなるのが全国大会である。全国大会は2泊3日の日程で開催され、会場は都市の持ち回りで毎年変えられた。会場を引き受ける都市は大都市ばかりではなく、例えば1974年の第5回大会は、当時の人口約32,000人の福井県勝山市で開催されたように⁶⁹、中小規模の都市でも行っていたことも重要な点である。大会の目的として、参加者同士の交流や、開催地となった地域の実情を知る事も含まれており、実際に開催地を見学するプログラムも何度も組まれていたことから⁷⁰、様々な特徴を持った場所で代わる代わる大会を開催することが望ましかったのであろう。

また、大会はそこに集った青年たちの学習や交流の場として位置づけられるとともに、長い準備期間を設けて青年自身が大会を開催・運営するということが極めて実践的な取り組みであるとされており、それによって各都市に様々なものをもたらすと考えられていた。具体的には、大会の実行委員会が母体となり、連合体組織が新しく設立されたといった事例や、実行委員の経験によって地域の青年団体のリーダーが育ったというものが言及されている⁷¹。例えば勝山市の場合は開催地を引き受けたことの効果について、翌年の大会で「昨年の勝山大会を機に勝山市における連帯的なその輪を大きくした遺産が残りました。過去、各団体が個々に活動し、連絡する機関もなかった非能率的なものを一本化し、機能的な交流促進をはかる意味で、『勝山市青年団体連絡会』も今年

四月発足いたしました。従来の連合体でなく、あくまで連絡協調体であり、それぞれの団体の自主性をのばし、責任転嫁、過重負担をなくそうとするものです”と報告しており⁷²、大会そのものが地域の青年同士のつながるきっかけとなったことに言及している。

もう一つの主要な事業となっていたのが、1977年から始まった指導者研究協議会である。これは五大市青年団体協議会が開催していた指導者講習会を前身とし、この指導者講習会が年に一回の大会だけでは十分な議論ができないという要求によって、日都青の事業に組み込まれたことで発足したものであった⁷³。指導者研究協議会も、全国大会同様2泊3日の日程で行われることとなり、これ以降は全国大会と指導者研究協議会の二つが、日都青の主な議論の場となっていくこととなる。

5 都市青年の集団化の理論

5.1 日都青の論点と想定される青年集団像

日都青における議論の内容について、日都青結成15周年記念誌である『あゆみ』では、いくつかの論点に整理している。そのうち、最初に取り上げられているのが、青年と社会参加の問題であり、そこで問われるのが、青年の社会参加の道筋をどのように構想するのかである。具体的な方法は数多く考えられ得るものであり、実際に「青年と福祉問題（第6回大会分科会）」「在学青年の社会参加（第7回大会分科会）」「ボランティアと青年活動（第8回大会分科会）」「青年と政治（第10回大会分科会）」など、毎回のように様々な切り口から社会参加の方策についての議論が行われてきている。そしてこれらの議論を下支えする概念として、「青年と町づくり」が位置づけられているのである。「青年と町づくり」は第1回大会の主題であるとともに、“最も基本的なテーマ”として位置づけられるものである⁷⁴。このテーマは第2回京都大会で掲げられた「未来都市創造のために青年の声を地域社会に反映させよう」というスローガンに引き継がれ、さらに「未来都市創造」という言葉はその後も大会テーマや分科会題目等で繰り返し使用されることとなる。したがって、ここでの社会参加とは、町づくりへの参加で

あり、青年の声を地域社会にどのようにして反映させていくかが問われることになる。福祉・ボランティア・政治といった、分科会で扱っていたテーマは、そのための具体的な手法についての検討の一環として位置づけられるであろう。また、高度経済成長期以降の急激な社会変化に対する言及も何度も為されており、それを前提としながら“青年は、自己の責任において「街づくり」のために積極的な役割を果たし”ていくべきだとされていることから⁷⁵、社会の変化に対応する形で青年の役割が求められると考えられていることがわかる。

また、この問題に関連して、日都青がなぜ青年の集団形成を重視するのかも、考察することが可能である。先述の通り日都青は都市ごとに青年団体の協議会を設置し、協議会単位で全国組織である日都青に加盟するという形式をとっている。したがって、多くの青年にとって日常的な活動の場であるサークル等の団体があるが、そこから協議会等に出て来るのは一部の青年のみとなり、日常的な活動の場としての単位サークルと、都市の協議会、さらには全国組織である日都青との間に、青年の意識のずれが生じるのである。これは先述の都市的な青年集団の課題とも関わるものであり、都市で青年が感じている孤独感への対応等、青年個々人の生活課題への対応を重視するのであれば、協議会等は不要とされかねない。実際に協議会が果たすべき役割とは何かについて、言い換えれば個々のサークル単位ではなく、青年集団全体に共有されるべき理念とはどのようなものかについて、日都青ではこうした文脈の上で繰り返し議論が行われることとなる。

議論の中では、“サークル（単位）での行事が多く、連協（筆者注・連絡協議会のこと）までとても手がまわらない”や“リーダーだけが連協を知っており、大切にしても会員まで伝わらない”といった意見も出されており⁷⁶、一部の中心メンバー以外には、他の団体との関わりがなぜ必要なのか理解されていなかったことがわかる。これに対し、当時の議論は“仲間を求め、心のよりどころを求める集団、それがサークルだ。エネルギーを一つの運動体に展開していく、それが連協だ”とし⁷⁷、社会全体の問題を見据えた運動を展開していくために協議会が必要だとまとめている。また、他にも“連協体の役割を、①単位サークルでは出来ないものを主催する。②情報交換の

場を設定する。③より大きな力として、行政等に働きかける”の三点に集約し、“各単サ（筆者注・各単位サークルのこと）をまとめあげる（組織化）ことにより、市をよくすること（地域）につながる”とした記録も残っている⁷⁸。

つまり、日都青が考える青年の集団形成とは、個人が集まるサークル単位の集団形成と、小規模な集団が集まり形成される協議会等のより大きな集団形成（以後協議会形成と表記）が不可分のものとして位置づけられているものなのである。“一人一人がバラバラに声をだすのではなく集合させて行動に移した方が効果も大きい。つまり、社会運動展開のためにも青少年団体は必要である”という記述に見られるように⁷⁹、青年たちが集まり大規模な組織を作るほどに、社会に対して働きかける力は強まると考えられていた。サークル等を結成し、さらにそのサークル等が集まり協議会を結成することによって、青年の持つエネルギーをまとめ、大きな運動としていくことで、地域改善につなげていくことが想定されているのである。ここに青年と社会参加という視点に結びつく論点があり、青年が社会参加をし、地域の創造に関わっていくための道筋として、集団形成・協議会形成が位置づけられているのである。

この他、日都青の大会や指導者研究協議会の場において頻繁に取り上げられた論点として、『あゆみ』では「青年と施設」や、「組織運営」があげられている⁸⁰。具体的な内容としては、「望ましい施設と指導者（第3回・第4回大会分科会）や、「青年と施設の管理運営（第8回大会分科会）」「あなたはそれでリーダーか（第9回大会分科会）」「リーダーは機関車なのか（第10回大会分科会）」といった大会での議論の他、「新しい指導者像を求めて（第1回指導者研究協議会全体主題）」のように、指導者研究協議会でも活発に議論されているのである。日都青に参加する青年は、各地で青年団体の取り組みを行っている存在でもあるため、こうした実践的な課題に関する議論に対する需要は大きかったであろう。これらは活動を行う場所の問題や、共に活動する集団に関する課題であり、したがって集団形成を前提としつつ、活動しやすい環境を整えるためにはどうすれば良いかを問うものであったと位置づけられる。

5.2 青年による集団形成の目的

日都青の想定する青年集団のあり方について、その目的が青年の社会参加であり、その実現のために集団形成・協議会形成が位置づけられていることはすでに確認した。社会参加が青年集団の中で共有される課題として位置づけられていることから、日都青の議論における青年集団の理念と社会参加が密接に関係していることがわかる。しかし想定される社会参加のあり方が不明瞭である場合、社会参加とはどのようなもので、なぜそれが必要とされているのかが問われることになるだろう。言い換えれば、都市の青年集団全体に共有されるべき理念の内実が問われることになったのである。

これについて日都青の議論では、青年の豊かな人格形成という目的からの必要性和、地域社会の改善に対する青年の貢献という目的からの必要性が、それぞれ主張されている。また、この二つは実質的に表裏一体のものとしてとらえられており、一方の達成のためにもう一方の実現が必要とされる構造となっている。“青少年の豊かな人格形成を図るためには家庭・学校・社会のそれぞれの教育が独自の機能を発揮し、調和を保ちながら連携を進めることが必要である。つまり生涯教育が必要なのである”という記述にうかがえるように⁸¹、青年たちが人格形成をするためには、どういった環境に身を置くかが重視されていた。そしてそのために、自身を含めた青年たちにとって良い環境となる、“新しい、住みよい都市をつくるには青少年はどう動けば良いのか”が問われているのである⁸²。また、青年が集まり、青年活動の問題のみならず、環境汚染・福祉・まちづくり・政治・交通等の様々な都市問題について議論し、それを社会に向けて主張することで、地域の発展に貢献することができるのであり⁸³、そうして地域社会の改善に資することが、青年自身にとって必要な環境を整えることにもつながると考えられていた。ここでは青年の人格を形成するために都市の環境が問われ、また都市の環境を改善するために青年の取り組みが問われるという、都市環境と青年との間の相互作用が課題とされているのである。ただし、“豊かさや、進みすぎた文明は、都市環境を悪化させ、青年の社会参加を拒んでいるように感じられる”という⁸⁴、現代社会に対する課題意識が根底にあるため、実際の議

論では主に青年から社会への働きかけが問われることとなっているのであろう。

社会参加を青年と都市の相互作用として描きだしている一方で、社会参加に関する日都青の議論では、常に都市や青年の持つ多様性が問題となり、目指すべき青年像や地域像はあまり明示されていない。言い換えれば、青年や社会のあり方に対する理念の内実とは、不明瞭なまま議論が行われているのである。ただし、“そのまちそれぞれの性格があり、地域性があるべき。(中略)そのまちを構成する人々が工夫してまちづくりをすすめることが大切です”という発言⁸⁵に表れているように、理念の内実を一般化して明示しないことで、むしろ青年による都市的な価値生成の重要性を主張する構造となっている。つまり、それぞれの地域性を前提としたうえで、地域ごとに望ましい地域像・青年像を、青年たち自身の取り組みによって見だしていくプロセスに価値が置かれているのであり、このプロセスこそが青年と都市の相互作用の意義としてとらえられていたのだと解釈できる。したがって、青年の社会参加とは、望ましい価値の実現のためのものというよりも、社会参加そのものが価値を創りだしていくものとしてとらえられていたのである。

ただし、このように論じると青年集団が大きな社会的使命を負ったものであり、そこに所属する青年たちが使命感から活動していたようにも捉えられかねないが、実態はそうではなかった。地域のサークルに所属する多くの青年にとって、サークル活動に参加し集団を形成するためには内発的な動機付けが必要であり、特にサークル活動の「楽しさ」が果たす役割の大きさについては、日都青の議論でもたびたび指摘されている。

また、こうした活動に対する動機付けの根幹の部分には協議会や日都青の大会に参加する青年たちにとっても変わらない。例えば、1986年の第17回横浜大会の記録では、大会終了後の参加者の寄せ書きを見ると“中華料理を食べに、また、近いうちに来たいです”や“早朝の赤レンガ倉庫は美しかった”といったものが多く、参加者たちが横浜観光を楽しんでいたことがうかがえる⁸⁶。また、サークル活動の楽しさについて論じた分科会の記録では、仲間や活動を求めて参加したサークルで、自己の向上や意識の展開を経験し、それによってグループの中で世話人的に行動することの喜びを知るという、集団内のリーダーとして

高まっていく経過が報告されており、また、この過程を支えているものがサークル活動の「楽しさ」であったと結論づけられている⁸⁷。こうした記述からは、小規模な単位サークルであれ、全国規模の日都青の大会であれ、そこに集る青年の多くは「楽しい」から参加していたという実態が見てとれる。

そして“最初は自分たちだけの楽しみを求め、あえてつらいことに努力せずにいたが、個人の関心から集団の関心へ、さらに社会参加へと関心を広げていく必要を感じている”という参加者の記述に見られるように⁸⁸、活動を継続していく中で、次第に社会参加の意義について問い直す機会を得ることが想定されていたのではないだろうか。

6 おわりに

日青協の調査報告書で指摘されているように、高度経済成長期以降の都市青年の集団形成は、「理念」と「実践的方法論」の両面で課題となっていたと考えられる⁸⁹。日都青の議論は、この問いに対し、一定の回答を示したものとなったと考えられる。

まず「理念」に対しては、青年の人格形成や地域社会の改善につながる、青年と都市の相互作用として社会参加を位置づけ、社会参加の実践によって望ましい青年像・地域像が創りだされていくという、創造的な枠組みを提示したといえる。これは初期の青年概念における「近代精神」が、青年の生活に先立つものとして価値づけられていたことと対照的に、むしろ青年の生活から価値が生成されることを示したものであった。また、単位サークルと都市ごとの協議会、そして全国規模の日都青という三層構造をとったため、多くの青年の生活に密接に関係した単位サークルの意義と、個人の生活の範囲を超えた広域の協議会や日都青の意義を別個のものとして捉え、かつ相互に関連付けながら青少年の社会参加という目的に向けて再編するという観点が生み出されたことも、日都青における議論の特徴だと言える。これによって、都市における青年と地域社会との接点となり得る様々な要素についての検討が進められた一方、協議会等の広域の団体に関しては、日都青の議論の中でも“連協体の役割を議論する場合、ややもすると、非常に抽象的になるくらいが

ある”と指摘されている通り⁹⁰、多くの青年に理解されるよう提示できておらず、不十分な部分もあった。

また、「実践的方法論」に関しても、青少年施設や指導者の問題等の、活動に関わる青年にとっての共通の課題を抽出したことや、サークルの活性化につながる議論の場を繰り返し設けたこと等で、都市青年同士の仲間づくりをどのように進めれば良いかについて検討してきたという実績がある。そしてその中で、「まちづくり」のために青年と地域社会との相互作用が必要となることによって、同じ地域に居住する存在であれば、異なる背景を持つ青年同士だけでなく、多世代の様々な人々のことを無視し得なくなるのである。また、大会そのものを交流のための実践として位置づけ、楽しみながら全国の青年と仲間づくりができるよう、様々なプログラムを行ったことも注目される。日都青の一連の取り組みは、青年個人の内発的な動機付けを必要とする都市青年集団にとって、「楽しい」という感覚は実践の場への参加継続に大きな意味を持つものであることを明示したと言える。一方で、「楽しい」ことで単位サークルに加入した青年が、どのように協議会等の活動に関わるようになり、自覚的に社会参加を行うようになるかについては、具体的なプロセスは示されず、課題として残されている。

これらをまとめると、都市部の青年による集団形成は、青年と社会の相互作用としての社会参加を促進するものであり、そのための入り口として「楽しい」という感覚を基盤としながら多くの青年を巻き込んでいく仕組みであったといえるだろう。それは言い換えれば、自由であり、かつ孤独でもあるという都市青年の特徴を前提としながら、内発的な動機付けによるつながりの創出と、自身の取り組みによる価値の生成を両立させることで、都市空間の中で自らの人生を創りだしていく、主体となる方法を提示しようとしたものでもあった。

本稿は、高度経済成長期の都市青年像を概観しつつ、日都青を題材として、都市青年の集団形成にどのような意義が見出されていたのかについて検討した。ただし、日都青が全国規模の団体であったこともあり、そこで行われていた議論はそのほとんどがある程度一般化されたものであったといえるだろう。また、サークル等の組織化された取り組みだけでなく、より緩やかな青年同士

のつながりも、都市空間の中での青年の生活に大きな影響を与えていたことも示唆されているが、これについても言及することはできなかった。そのため、各地域で実際に活動する都市青年の実態を十分に検討することができなかったことは、今後に残された課題である。

青年たちの取り組みは、実際には都市ごとに小規模な青年団体の成立過程や分布が異なっているはずであり、都市ごとの協議会等の成立過程もまちまちであることが予想される。そのため、今後は一つ一つの都市の取り組みに丁寧に向き合い、都市青年が何を考えどのような取り組みを行っていたのかを明らかにすることが求められている。

注

- 1 上野景三 “青年教育史研究の課題と展望—青年団史研究を中心に—” 『日本教育史研究』第15号, 1996, pp. 111-130.
- 2 藤岡貞彦 『社会教育実践と民衆意識』草土文化, 1977, p. 126.
- 3 日本青年館調査研究室編 『都市化・工業化のなかの青年集団』日本青年館調査研究室, 1966, p. 12.
- 4 那須野隆一 『青年団論』日本青年団協議会, 1976.
- 5 田中治彦 “「子ども・若者と社会教育」の課題” 『日本の社会教育第46集 子ども・若者と社会教育—自己形成の場と関係性の変容—』東洋館出版, 2002.
- 6 那須野隆一 “青年教育研究の基本的視点” 『日本の社会教育第29集 現代社会と青年教育』東洋館出版, 1985, p. 5.
- 7 田中 (2002), *op. cit.*, p. 15.
- 8 日本青年館調査研究室編 『都市青年の実態調査—東京都大田区・名古屋南区—』日本青年館調査研究室, 1963.
- 9 那須野 (1976), *op. cit.*, p. 17.
- 10 日本青年館調査研究室編 (1966), *op. cit.*, p. 12.
- 11 久田邦明 “居場所づくりと青少年施策の課題” <日本都市青年会議編『子ども・若者・居場所～街が育てる ふれあい空間～』日本都市青年会議, 2001> p. 7.
- 12 日本都市青年会議編 『都市青年団体活動読本』日本都市青年会議, 1999.
- 13 日都青関係者の談話から。(2015年10月13日)

- 14 北村三子 『青年と近代 青年と青年をめぐる言説の系譜学』世織書房, 1998, p. 258.
- 15 日本都市青年会議編 (1999), *op. cit.* p. 110.
- 16 北村 (1998), *op. cit.*, p. 31.
- 17 田中治彦 『ユースワーク・青少年教育の歴史』東洋館出版社, 2015, p. 68.
- 18 北村 (1998), *op. cit.*, p. 37.
- 19 多仁照廣 『青年の世紀』同成社, 2003, pp. 32-34.
- 20 木村直恵 『<青年>の誕生 明治日本における政治的実践の転換』新曜社, 1998, p. 24.
- 21 北村 (1998), *op. cit.*, p. 51.
- 22 *Ibid.*, p. 98.
- 23 多仁 (2003), *op. cit.*, p. 42.
- 24 *Ibid.*, p. 13.
- 25 *Ibid.*, p. 45.
- 26 山本瀧之助 『田舎青年』山本瀧之助, 1896 (小川利夫・寺崎昌男監修「近代日本 青年期教育叢書・第I期 第1巻」収録) pp. 2-3.
- 27 多仁 (2003), *op. cit.*, p. 45.
- 28 木村 (1998), *op. cit.*, p. 141.
- 29 北村 (1998), *op. cit.*, p. 258.
- 30 多仁照廣 『若者仲間の歴史』財団法人日本青年館, 1984.
- 31 安藤耕己 “若者の「居場所」へのまなざし—史的考察—” 田中治彦・萩原建次郎編 『若者の居場所と参加 ユースワークが築く新たな社会』東洋館出版, 2012, p. 75.
- 32 佐藤守 『近代日本青年集団史研究』御茶の水書房, 1970.
- 33 北村 (1998), *op. cit.*, p. 258.
- 34 山本 (1986), *op. cit.*, p. 52.
- 35 多仁 (2003), *op. cit.*, pp. 46-47.
- 36 山本滝之助 『地方青年団体』洛陽堂, 1909 (小川利夫・寺崎昌男監修「近代日本 青年期教育叢書・第III期 第1巻」収録) p. 93.
- 37 北村 (1998), *op. cit.*, pp. 259-260.
- 38 山本 (1986), *op. cit.*, p. 52.
- 39 田中 (2015), *op. cit.* pp. 109-110.
- 40 多仁 (2003), *op. cit.*, p. 50.
- 41 矢島正見 『【改訂版】戦後日本青少年問題考』学文社, 2013, p. 92.
- 42 総務省統計局 「国勢調査結果」より。
- 43 小平市教育委員会 『小平の社会教育』小平市教育委員会, 1969, p. 2.
- 44 菊地史彦 『「若者」の時代』トランスビュー, 2015, pp. 74-75.
- 45 日本青年館調査研究室編 (1963), *op. cit.*, p. 45.
- 46 菊地 (2015), *op. cit.*, pp. 81-83.

- 47 小川利夫・高沢武司編著『集団就職』明治図書出版, 1967 (日本図書センター「日本現代教育基本文献叢書 社会・生涯教育文献集IV-32」収録) p. 49.
- 48 日本青年館調査研究室編 (1966), *op. cit.*, p. 73.
- 49 菊地, *op. cit.*, p. 96.
- 50 日本青年館調査研究室編 (1963), *op. cit.*, p. 7.
- 51 *Ibid.*, pp. 95-98.
- 52 日本青年団協議会編『都市青年団体の実態調査―千葉県柏市及びその周辺都市を中心に―』日本青年館, 1969, pp. 98-100.
- 53 *Ibid.*, p. 98.
- 54 日本都市青年会議『第4回指導者研究協議会テキスト 80年代と青年活動 みなおそう! グループ活動 君の会は生き残れるか?』日本都市青年会議, 1980.
- 55 日本青年団協議会編 (1969), *op. cit.*, p. 18.
- 56 日本都市青年会議編 (1999), *op. cit.*, p. 110.
- 57 *Ibid.*, p. 111.
- 58 日本都市青年会議記念誌「あゆみ」編集委員会編『日本都市青年会議 記念誌「あゆみ」』日本都市青年会議, 1985, p. 112.
- 59 *Ibid.*, p. 134.
- 60 日本都市青年会議編 (1999), *op. cit.*, p. 113.
- 61 日本都市青年会議記念誌「あゆみ」編集委員会編 (1985), *op. cit.*, p. 137.
- 62 中央青少年団体連絡協議会『日本の青少年団体―第1集―「中央団体編」』中央青少年団体連絡協議会, 1985, p. 250.
- 63 日本都市青年会議編 (1999), *op. cit.*, p. 114.
- 64 *Ibid.*, p. 113.
- 65 中央青少年団体連絡協議会 (1985), *op. cit.*, p. 250.
- 66 日本青年団協議会『地域青年運動50年史 つながりの再生と創造』日本青年団協議会, 2001, p. 67.
- 67 1987年作成の日都青パンフレットより抜粋。
- 68 日本都市青年会議『都市青年団体活動の実態調査 (速報版)』日本都市青年会議, 1979.
- 69 日都青では都市を「人口3万人以上の自治体」と定義しているため、勝山市は小規模な都市という扱いになっている。
- 70 横浜市青年団体連絡協議会編『国際青年年から国際平和年へ 宇宙船地球号 今,そして未来へ』横浜市青年団体連絡協議会, 1987, p. 39.
- 71 第10回日本都市青年会議報告書編集委員会編『君たちは満足か』第10回日本都市青年会議東京大会実行委員会, 1979, p. 63.
- 72 神戸市青年団体協議会編『“心のふれあい” 第6回 日本都市青年会議 報告書』神戸市青年団体協議会, 1975, p. 20.
- 73 日本都市青年会議記念誌「あゆみ」編集委員会編 (1985), *op. cit.*, pp. 141-142.
- 74 *Ibid.*, p. 16.
- 75 *Ibid.*, p. 113.
- 76 第10回日本都市青年会議報告書編集委員会編 (1979), *op. cit.*, p. 14.
- 77 *Ibid.*, p. 14.
- 78 *Ibid.*, p. 35.
- 79 日本都市青年会議編『第7回指導者研究協議会報告書 都市における青年集団活動の活発化をめざして』日本都市青年会議, 1983, p. 55.
- 80 日本都市青年会議記念誌「あゆみ」編集委員会編 (1985), *op. cit.*, pp. 116-123.
- 81 神戸市青年団体協議会編 (1975), *op. cit.*, p. 12.
- 82 *Ibid.*, p. 12.
- 83 第10回日本都市青年会議報告書編集委員会編 (1979), *op. cit.*, p. 64.
- 84 日本都市青年会議記念誌「あゆみ」編集委員会編 (1985), *op. cit.*, p. 112.
- 85 第10回日本都市青年会議報告書編集委員会編 (1979), *op. cit.*, pp. 46-47.
- 86 横浜市青年団体連絡協議会編 (1987), *op. cit.*, p. 67.
- 87 *Ibid.*, p. 10.
- 88 第10回日本都市青年会議報告書編集委員会編 (1979), *op. cit.*, p. 36.
- 89 日本青年団協議会編 (1969), *op. cit.*, p. 18.
- 90 第10回日本都市青年会議報告書編集委員会編 (1979), *op. cit.*, p. 34.

**The Significance of Group Formed by Urban Youth:
Focusing on Activities of Urban Youth Association of Japan
since the 1960s in the 1980s**

Hiroshi OYAMA †

†Graduate School of Education, the University of Tokyo

The purpose of this study is to examine the significance of group formed by urban youth of the time period of high economic growth. Urban Youth Association of Japan continued with discussion about the significance of group formed by urban youth since period of high economic growth. In this study, I examined the contents of the discussion about need for urban youth group on the basis of the record of Urban Youth Association of Japan. As a result, it is revealed that urban youth of the time period of high economic growth defined group forming as something to promote social participation, and they thought that they can build a desirable regional image and a desirable youth image on their social participation.

Keywords: Urban Youth Association of Japan, Urban Youth, Group Forming, Social Participation

1997年から2015年までの学校司書の職務内容の変化

—文部省・文部科学省の見解及び会議報告と学校図書館現場の実態から—

高橋恵美子[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科博士課程

本研究の目的は、学校司書の職務内容が文部省の見解ないしは文部科学省会議報告においてどのように変化してきたかを明らかにし、考察することにある。時期は1997年より2015年までを扱う。学校司書は、2014年6月の学校図書館法改正ではじめて法律に明記されることになったが、現実には1950年代においても法律に記載のある司書教諭より多数存在し、学校図書館活動を担う職員として実践を蓄積していた。さらに1997年の学校図書館法改正による2003年4月の司書教諭の全国的な発令までは、学校司書が実質的に学校図書館の活動を支えていた。こうした背景の中で、文部省の見解及び文部科学省会議報告で言及される学校司書の職務内容が、学校図書館現場の実態とどう異なっていたかを明らかにし、そのうえで学校司書の職務内容の変化についての考察を試みる。

キーワード：学校司書の職務内容、司書教諭、学校図書館、文部科学省

目次

1 本研究の背景と目的

2 学校司書の名称

3 学校司書の職務内容の変化

- 3.1 1997年時の法改正時の議論から
- 3.2 1997～2005年の文部省・文部科学省の動き
- 3.3 2009年「子どもの読書サポーターズ会議」報告
- 3.4 2014年「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」報告

4 学校図書館現場の意識と実態

- 4.1 当時の学校司書の実践についての書籍から 1997年時の文部省見解との相違 (1)

4.2 2001年鹿児島県の意識調査

1997年時の文部省見解との相違 (2)

4.3 2002年神奈川県高校図書館の役割分担

1997年時の文部省見解との相違 (3)

4.4 2008年長野県高校図書館の業務分担調査 子どもの読書サポーターズ会議役割分担との相違

5 考察

5.1 1997年法改正時の職務内容と1997～2005年の文部省・文部科学省の動き

5.2 2009年の子どもの読書サポーターズ会議の報告

5.3 2014年「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」報告

6 おわりに

1 本研究の背景と目的

2014年6月、学校図書館法の改正により、学校司書が法律に明記されることになった。この改正は従来の学校図書館法に第六条を新設し、学校司書を「置くよう努めなければならない。」とするものだった。学校司書の前身である学校図書館事務職員は、学校図書館発足時からすでに存在していた。学校図書館法が成立したのは1953年である。1954年の文部省による調査で司書教諭231人¹に対し、図書係事務職員は3,714人²（いずれも公立小中高校の数）であった。

その後、学校図書館法改正の動きは何度も起こる。どの場合も司書教諭の発令と学校司書の法制化を主な内容としていた。1992年の時点で公立小中高校の司書教諭162人³、学校司書（教員以外の学校図書館事務を担当する職員）は8,341人⁴であった。1997年の学校図書館法改正では、附則二項の「当分の間」を「平成十五年三月三十一日までの間（政令で定める規模以下の学校にあっては当分の間）」とし、この改正によって、全国12学級以上の学校に司書教諭が発令されることとなった。

学校司書法制化の課題は、実際にその職についている当事者にとっては切実な課題だったが、1997年の法改正では見送られることとなった。1997年以後、学校司書が現に存在するにもかかわらず、2005年（平成17年）文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」に学校司書（学校図書館担当職員）の項目が加えられるまで、学校司書に関する調査は行われていない。2005年（平成17年）調査で学校司書の項目が加わり、その後、調査のたびごとに学校司書の数が増え続ける。2012年（平成24年）には、学校司書を配置している学校数が学校総数の50%を超える状況となった。

2014年6月の学校司書を置くことを努力義務とする法改正に至るまで、文部科学省は子どもの読書サポーターズ会議（2007年7月～2008年10月）、学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議（2013年8月～2014年1月）と2回の会議を開催し、学校司書の職務内容を定めてきた。

本研究ではまず第2章で学校司書の名称についての整理を行う。第3章で1997年時の法改正の論議における文部省の見解、2009年の子どもの読

書サポーターズ会議報告における学校司書の職務内容、2014年の学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議報告における学校司書の職務内容を扱う。それぞれの時期において、学校司書の職務内容がどう変化してきたかを明らかにする。

さらに学校司書の職務内容の変化を考察するには、学校図書館現場が文部省・文部科学省の示す学校司書の職務内容とどう異なっていたかを明らかに必要がある。そのため第4章は、学校図書館現場の意識と実態を示す1997年以前の学校司書の実践について書かれた書籍、2001年の鹿児島県の意識調査、2002年神奈川県高校図書館の役割分担、2008年長野県高校図書館の業務分担調査をあげ、文部省・文部科学省の示す職務内容との違いを明らかにする。そのうえで、第5章の学校司書の職務内容の変化についての考察を行う。

なお学校司書の職務内容に焦点をあてての先行研究はない。しかし、学校司書、司書教諭等の職務分担に言及した先行研究は存在する。そうした先行研究ではそれぞれ研究目的の違いがあることから、本研究では直接学校図書館現場の状況を示す資料を使用することにした。

2 学校司書の名称

学校司書は、学校図書館に働く教諭以外の職員の総称である。2014年6月まで法律に規定されていなかったこともあって、「学校司書」の語は、主として学校現場、学校図書館現場で使われてきた。1950年代前半の学校図書館初期には、学校図書館事務職員と呼ばれていた。

1957年、札幌で開催された第八回全国学校図書館研究大会（文部省、全国学校図書館協議会ほか3団体主催）の総会時、事務職員問題について鹿児島県の事務職員女性が窮状を訴えるということがあり⁵、これがきっかけとなって学校図書館で働く職員を学校司書と呼ぶことがはじまった。この呼称は、全国学校図書館協議会（以下全国SLAとする）事務局長松尾弥太郎が「学校司書に誇りと自信を」と題する一文を機関誌『学校図書館』に書いたこともあって⁶、学校図書館現場で定着する。『学校図書館』誌1959年1月号は「学校司書の諸問題」と題する特集を組んでいる。

これに対して、文部省（2001年より文部科学省）は、2014年6月の法改正まで「学校司書」

の語を使用することはなかった（一部例外的に使用することはあった）。文部省・文部科学省がどう呼んできたかを、大まかにまとめておく。

まずは、文部省・文部科学省による調査での呼び方である。1954年（昭和29年）文部省調査では図書係事務職員⁷、1981年（昭和56年）文部省「学校図書館の現状に関する調査」では学校図書館担当専任事務職員⁸、1992年（平成4年）文部省「学校図書館の現状に関する調査」では教員以外の学校図書館事務を担当する職員⁹、2005年以降の文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」では学校図書館担当職員である。事務職員、事務を担当する職員から、学校図書館担当職員へと変化していることがわかる。

調査以外では、先にあげた『学校図書館』誌1959年1月号「特集 学校司書の諸問題」で、文部省財務課長補佐佐藤三樹太郎「文部省の見解」¹⁰において「学校司書」の語が使用されている。これは塩見昇によれば「異例の先例」であるという¹¹。特集名にあわせての使用であり、文中では「この名称が適切かどうかは別として、ここではかりにこう呼んでおくこととする」¹²となっている。また1997年法改正時の国会審議において、文部省政府委員が「学校司書」の語を使用しており、このことを塩見昇は「文部省が公式の場で、「学校司書」という表現をしたのは恐らくこのやりとりが最初であると思われる」¹³と指摘している。

2009年に公表された子どもの読書サポーターズ会議「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」では、「いつでも開いている図書館、必ず誰かいる図書館」を実現するうえで考えられる取組例として「司書教諭、学校司書又はボランティアなど、大人が常駐する体制を確立する」¹⁴をあげた。文部科学省の会議報告で「学校司書」の語が明記されたのはこれが最初である。

これに対し、2014年3月に公表された学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」は、「学校司書」の語を使用せず、学校図書館担当職員としている。しかし、報告序文において「学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）」と表記し、この語句に注をつけ、なぜ学校司書としないかの説明をしている。以下に注の説明文を引用する。

専ら学校図書館に関する業務を担当する職員（教員やボランティアを除く）の呼称に関し、全国の各地方公共団体や学校では様々な例があり、一般には「学校司書」と称されることが多いと思われる。ただし、①任用する各地方公共団体や各学校における公称としては必ずしも「学校司書」に限らない呼称が用いられていること、②図書館法（昭和25年法律第118号）において公的資格と定められている「司書」という語句との対比で「学校司書」も公的資格であるとの誤解を招きやすいことから、本報告書の本文においては「学校図書館担当職員」という語句を用いる¹⁵。

学校図書館法に学校司書が明記されたことにより、今後は文部科学省も「学校司書」の語を使用することになると思われる。1960年以前から学校図書館現場で使われてきた「学校司書」の語が、かくも長きにわたって文部省・文部科学省に使われてこなかった点は、教育行政の学校図書館に対する関心の薄さや、法に記載のないまま実質的に学校図書館運営を支えていた学校司書の置かれた立場を暗示しているように思われる。本稿では、学校図書館現場での呼称に代わって、学校司書の語を使用する。

3 学校司書の職務内容の変化

3.1 1997年時の法改正時の議論から

1997年の法改正時、国会審議の場で学校司書の職務内容が話題になっている。この法改正は、全国12学級以上の学校に2003年3月までに司書教諭を発令することを主な内容としており、学校司書については触れられていない。法案にない学校司書について複数の質問者から質問が重なった。このことについて、塩見昇は以下のように書いている。

質疑を通じてすべての質問者が言及したが、学校司書の役割と現状についての評価、司書教諭配置との関連、将来の展望等についてである。埼玉県所沢市、大阪府箕面市などにおける学校司書配置の実態も複数の質問

者から具体的に紹介され、議員自身の調査活動や各地の運動体からの働きかけの反映が明らかで、今回の法案には盛り込まれていないこの問題に最も関心が集まるといふ、一見すると奇妙な展開を示していることが印象的である¹⁶。

5月8日参議院文教委員会において、辻村哲夫政府委員（文部省初等中等教育局長）は、先に司書教諭の職務を指導的職務、技術的職務、管理的職務と説明したうえで、学校司書については指導的職務を除いた管理的職務と技術的職務であると説明した。管理的職務とは、子どもたちが学校図書館を使う場合の館内閲覧事務、館外への貸し出しの事務、司書教諭の資料内容研究とその紹介をするうえで具体的資料の作成、配布、利用の案内であること。技術的職務は、資料の発注、整備、帳簿づけ、併架、点検、購入から併架までの図書

の保管の管理、経理事務とのことである¹⁷。政府委員の説明は、学校司書の仕事を「学校図書館の運営になくてはならない仕事」としながらも、指導的職務を除き、技術的職務、管理的職務の学校図書館の「事務」の仕事を担当するとの説明だった。指導的職務は、この時点でまだ全国的に発令されていない司書教諭が担うとの考えであったことがわかる。

文部省政府委員は司書教諭の指導的業務を次のように説明している。児童生徒に対する読書の指導、児童生徒や教師に対する諸資料の相談活動、新入生に対するオリエンテーション、生徒図書委員への指導を通して行う図書館活動の活性化、各種行事の企画立案である¹⁸。この説明によれば、この時点での学校図書館は、全国的には司書教諭不在であるので、司書教諭の職務内容とされた指導的業務は行われていないことになる。また、学校司書の職務内容は管理的職務と技術的職務の「事務」の仕事に限定されていることになる。

3.2 1997～2005年の文部省・文部科学省の動き

1999年、文部省は「平成11・12年度学校図書館ボランティア活用実践研究指定校事業」を開始した¹⁹。1999年発行のパンフレット「変わる学校図書館 PART3」（平成11年4月文部省初等中等

教育局）²⁰の1ページ目の見出しは「ボランティアが活躍する学校図書館」となっている。さらに学校図書館ボランティア活動のイメージとして、学校図書館は司書教諭と学校図書館ボランティアとで運営するという学校司書不在の図がついていた²¹。またこのパンフレットにおいては、学校図書館の情報化への対応も大きく取り扱われ、4ページには「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて」（平成10年「情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議」最終報告）に掲載された「学校内の体制と外部からの支援体制（イメージ図）」の図も収めている²²。このイメージ図でも、学校図書館のところは司書教諭とボランティアのみ描かれ、学校司書は描かれていない。

2001年の文部科学省の刊行物『新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境づくり～知と心のメディアセンターとして～』は、学校図書館がメディアセンターの役割を果たすことを打ち出している。この冊子の第2章「1学校図書館スタッフの役割」のページでは、ボランティアが貸出を行っている写真と読み聞かせを行っている二枚のカラー写真が配置されている²³。とはいえ学校司書（事務職員）についての言及がないわけではない。学校司書（事務職員）についての言及は、本文中に「学校図書館の管理・運営は、司書教諭、図書館担当教諭及び事務職員の活動の上で成り立つ。中でも司書教諭は～」と続く文と、同ページに配置されている学校事例に「図書館の管理運営は校務分掌「図書館情報部」（教諭3名と司書1名）が当たっており、」との記載である。いずれも学校司書の扱いは小さく、司書教諭の役割を強調する本文とボランティアの活動を示す二枚のカラー写真により、結果として、学校図書館は司書教諭と学校図書館ボランティアとで運営するという印象を与えている。

1997年の国会審議において、学校司書の仕事は「学校図書館の運営になくてはならない仕事」と答弁したはずの文部省が、あたかも学校司書が学校図書館に存在しないかのように扱っている。このことは文部省のパンフレットや冊子にとどまらず、「学校図書館の現状に関する調査」においても同様だった。

「学校図書館の現状に関する調査」は、1981年、1988年、1992年に行われている²⁴。この時期の調査では、1981年「学校図書館担当専任事

務職員」, 1988 年「学校図書館担当事務職員」, 1992 年「教員以外の学校図書館事務を担当する職員」と, 学校司書の調査が行われている。しかし, 法改正後の 2002 年調査には学校司書に関する調査項目が入っていない。2003 年, 2004 年調査でも同様である。学校司書が調査項目に入ったのは, 2005 年調査からだ。2005 年調査では公立小中高校の学校司書(学校図書館担当職員)の総数 13,556 人(常勤 5,113 人 非常勤 8,443 人)だった²⁵。1992 年調査の総数 8,341 人と比べても大幅に増加していることがわかる。他方, 2002 年, 2003 年, 2004 年調査では, 学校司書に関しての調査はしていないが, 「ボランティア等の協力を得ている学校数の割合」は調査している。

こうした事実を見ていくと, 当時の文部省・文部科学省は, 学校図書館は 2003 年 4 月より全国的に発令される予定の司書教諭と学校図書館ボランティアによって運営する, しかもその司書教諭は教諭の充て職であるにもかかわらず, メディア専門職の役割をも担う, と考えていたことが推測できる。学校司書の存在及びそれまでの実践の蓄積は, 1999 年から 2005 年まで, 全く無視されることになる。

3.3 2009 年「子どもの読書サポーターズ会議」報告

2007 年 7 月, 子どもの読書サポーターズ会議第 1 回会議が開催された。座長は片山善博である。この会議は 2008 年 10 月まで行われ, 2008 年 9 月に「これからの学校図書館の活用の在り方等について(審議経過報告)」及び「学校図書館のチカラを子どもたちのチカラに……ここに, 未来への扉」(リーフレット), 2009 年 3 月に「これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)」を公表した。この会議報告において「学校司書」の語が使用されたことは先述したが, 2008 年 9 月発行のリーフレット「学校図書館のチカラを子どもたちのチカラに……ここに, 未来への扉」においても, 学校司書に関してそれまでとは異なる積極的な表現が使われている。以下に引用する。

学校図書館活動の充実を図る上では, 例えば

高校だけではなく, 小・中学校にも学校図書館に「学校司書」*を配置して, 司書教諭等と連携しながら, 多様な読書活動を企画・実施したり, 図書館サービスの改善を図ったりしていくことなども有効です。

※学校司書

学校図書館の諸事務に当たるいわゆる「学校司書」は, 各地方公共団体・学校の実情に応じて, その配置が進められています。高校の学校図書館には, 従来から常勤の「学校司書」を置くことが一般的になっています。

「学校司書」の職務内容の実態は各学校ごとに様々ですが, 図書の貸出・返却やレファレンス, 目録の作成等の日常業務のほかにも, 図書館資料の選択・収集や, 図書館利用のガイダンス等において, 重要な役割を担っている例が多くみられます。

<略>

専門的な知識・技能を持った「学校司書」やボランティアの力も上手く活用しながら, 学校図書館の体制を整え, 地域の実情に応じた取組を進めていくことは, 今後ますます重要となります²⁶。

このリーフレットに対し, 後藤暢は「文科省, 公的に「学校司書」という用語を使う一新リーフレット発行」の一文を書いている²⁷。

2009 年 3 月の「これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)」の別紙 2「学校図書館の専門スタッフとボランティアの役割分担例〔改訂〕」は, 司書教諭と学校司書, ボランティアの職務内容を示す図となっている²⁸。本稿では学校司書の職務内容を扱うため, この図からボランティアを除いて, 司書教諭と学校司書の職務内容がどのように示されたか, 表 1 にまとめた。

表 1 では, 司書教諭単独の職務として「図書館経営の目標・計画の立案」「図書館年間計画のとりまとめ」「児童生徒図書委員会の指導」「読書指導計画の立案」「情報活用力に関する児童生徒への指導」の 5 項目があげられている。また司書教諭・学校司書の両者が担当する職務では, 「図書館活動の点検・評価」「教員向け情報提供・教材等準備への協力」「読書指導に関する教員への助言・研修」「学校図書館の活用を活用した指導に関する教員への助言・研修」の 4 項目は, 司書教諭の方が担当する割合が高い図となっている。

	司書教諭	司書教諭・学校司書の両者	学校司書
図書館経営	図書館経営の目標・計画の立案 図書館年間計画のとりまとめ	図書館活動の点検・評価 広報・渉外活動 図書資料の選定・収集 廃棄決定	庶務・会計※3 施設設備・備品の維持管理
※1	児童生徒図書委員会の指導		図書資料の受入, 装備, 保存整理, 修繕
図書館奉仕		図書資料の分類 図書館利用指導・ガイダンス 教員向け情報提供・教材等準備への協力 図書資料のレファレンス・サービス	図書資料の目録・索引の作成 図書資料等の展示 展示・飾付け 館内閲覧・館外貸出の窓口業務
※2	読書指導計画の立案	読書相談	
読書指導		図書(読み物)の紹介・案内 読書指導に関する教員への助言・研修 読書活動の企画・実施	
教科等指導	情報活用力に関する児童生徒への指導	学校図書館の活用を活用した指導に関する教員への助言・研修	

表1：子どもの読書サポーターズ会議報告別紙2の図より（筆者作成）

※1は図書館経営，図書館奉仕両方に，※2は図書館奉仕，読書指導両方にかかる。

※3この項目の位置は別紙2の図の表示に合わせている。

各種計画立案に関する3項目については、次にふれる「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」の2回目（2013年8月27日）に話題になっている。学校司書の委員加藤容子（中学校）、門脇久美子（小学校）、真鍋雅子（小学校・中学校）、吉田小百合（中学校）、米澤久美子（高校）の5人が、それぞれの報告の後、7項目にわたる質問に答えるという場面があり、その質問の中に図書館利用年間計画など基盤となる計画はどのように、誰が中心になってつくっているかの質問があった。加藤容子は学校司書が中心になって作成し、職員会議も学校司書が提案している、と述べている。門脇久美子は、市が作成した指導体系表をもとに学年部、司書教諭、学校司書で作成する、真鍋雅子は図書主任の先生、吉田小百合は司書教諭が作成するが、提案は学校司書が行う、米澤久美子は学校司書が

作成し、担当分掌・司書教諭に確認を取って、企画調整会議・職員会議にかけるとの回答だった。5人の委員のうち、2人は学校司書が作成していると回答している²⁹。

各種計画立案に関する3項目について、4年後2013年の会議の席上で、司書教諭単独の職務でないことが学校司書から明確に語られている。司書教諭単独の職務として整理された5項目及び司書教諭・学校司書の両者が担当する職務のうち司書教諭が担当する割合が高い4項目が、はたして学校図書館現場の実態と符合しているかが、課題となる。

3.4 2014年「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」報告

2012年7月学校司書法制化推進を伝える新聞報道の後、学校司書法制化の動きがにわかに活発になった。2013年6月には改正法律案骨子案が公表され、2013年8月9日文科科学省は「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」の第1回会議を開催した。座長は堀川照代である。この会議は2014年1月第7回会議をもって終了、3月に「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」を公表した。この会議は学校図書館担当職員（学校司書）のあり方を検討するもので、司書教諭は対象となっていない。報告は、学校図書館担当職員（学校司書）の職務等に関しての明示という構

成である。

学校図書館担当職員（学校司書）の職務は、①「間接的支援」に関する職務、②「直接的支援」に関する職務、③「教育指導への支援」に関する職務と分けられ、それぞれに具体的職務が示された。報告における【学校図書館担当職員の職務（イメージ図）】³⁰及び【学校図書館担当職員が担うことが求められる職務の標準】³¹を合わせて作成したのが表2である。なお具体的職務にはさらに個別の仕事の例示があるが、それは除いている。

この報告において、学校司書の職務に「教育指導への支援」に関する職務が入ったことは、大きな特徴となっている。③「教育指導への支援」に関する職務の「教科等の指導に関する支援」「学校

①「間接的支援」に関する職務	図書館資料の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館資料の選定・収集・廃棄 ・ 図書館資料の発注、受入、分類、登録、配架、保存、補修、廃棄 ・ 図書館資料の展示 ・ 学級文庫等における資料管理
	施設・設備の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設案内・利用案内・書架案内の設置 ・ 施設整備、保守・点検 ・ 情報機器の整備・管理
	学校図書館の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の学校図書館や公共図書館等との連携、学校図書館担当職員間の協力 ・ 広報・渉外活動 ・ 学校図書館の運営に関する業務 ・ 予算編成・執行業務 ・ 利用実態調査、集計・評価
②「直接的支援」に関する職務	館内閲覧・館外貸出	・ 利用案内、図書館資料の提供
	ガイダンス	・ 学校図書館利用の指導・ガイダンス（オリエンテーション等）
	情報サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ レファレンスサービス・調べもの相談、フロアワーク ・ 情報検索、情報の収集・記録・編集のアドバイス
	読書推進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 読書推進活動の企画・実施 ・ 児童生徒の興味・関心・発達段階・読書力に合った図書館資料の案内・紹介
③「教育指導への支援」に関する職務	教科等の指導に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業のねらいに沿った図書館資料の紹介・準備・提供 ・ 学校図書館を活用した授業を行う司書教諭や教員との打合せ ・ 学校図書館を活用した授業への参加 ・ 学校図書館の活用事例に関する教員への情報提供 ・ 学校図書館を活用した授業における教材や児童生徒の成果物の保存・データベース化・展示
	特別指導の指導に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会活動・読書クラブ等に対する支援 ・ 文化祭や修学旅行等、学校行事に関わる資料の掲示・提供
	情報活用能力の育成に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資料の検索方法やデータベースの利用方法についての指導に関する支援 ・ 調べ学習に関する支援

表2：2014年「学校図書館担当職員の～会議」報告による学校図書館担当職員の職務（筆者作成）

図書館を活用した授業への参加」には例示として次の文がある。

- ◇辞書の引き方、目次・索引の利用法、日本十進分類法 (NDC) 等の図書館資料の活用の仕方についての説明
- ◇ティーム・ティーチングの一員として児童生徒に指導的に関わる学習の支援³²

「指導的に関わる学習の支援」とまわりくどい表現ではあるが、2009年子どもの読書サポーターズ会議報告で司書教諭単独の職務として整理された「情報活用力に関する児童生徒への指導」と重なる内容である。

また、子どもの読書サポーターズ会議報告の職務内容との比較では、司書教諭単独の職務とされていた各種計画のとりまとめと立案に関して、①「間接的支援」に関する職務の「学校図書館の運営」「学校図書館の運営に関する業務」に例示として「◇学校図書館に関する計画等の作成」があり³³、8月27日の第2回会議時のやりとりが反映されている。児童生徒図書委員会指導についても、③「教育指導への支援」に関する職務の「特別活動の指導に関する支援」「委員会活動・読書クラブ等に対する支援」に「◇図書委員会等の委員会活動が円滑に行えるような支援 ◇児童生徒の自主的な活動に関する支援」の例示がつけられ³⁴、これも学校司書の職務として整理された。

さらに情報活用力に関する児童生徒への指導についても、③「教育指導への支援」に関する職務の「情報活用能力の育成に関する支援」として「資料の検索方法やデータベースの利用方法についての指導に関する支援」「調べ学習に関する支援」の二つの項目があげられている³⁵。学校司書は教諭ではないので決して指導という言葉は使わないが、「指導に関する支援」「学習に関する支援」として学校司書の職務に含まれることになった。その結果、2009年会議報告で司書教諭単独の職務と整理された職務のいずれも、学校司書の職務内容に入ったことになる。

4 学校図書館現場の意識と実態

4.1 当時の学校司書の実践についての書籍から 1997年時の文部省見解との相違 (1)

1997年法改正時の国会審議の場で、学校司書の職務内容は、指導的職務を除いた技術的職務、管理的職務の「事務」の仕事であること、指導的職務はこの時点でまだ全国的に発令されていない司書教諭が行うという説明だった。それでは学校図書館現場ではどうだったか。

1997年までに、学校司書の実践について書かれ、出版された書籍に以下の五点がある。『教育としての学校図書館』(1983)³⁶、『学校司書の教育実践』(1988)³⁷、『図書館よ、ひらけ！ 授業いきいき学校図書館』(1990)³⁸、『こんなにイキイキ学校図書館—学校司書の教育活動』(1993)³⁹、『本があつて人がいて—岡山市・学校司書全校配置への道』(1994)⁴⁰。この五点の書籍は、塩見昇著『学校図書館職員論』(2000)に「参考までに、この種の学校図書館の仕事、実際についての当事者自身による記録、レポートの主要なものを、図書(分担執筆を含む)について以下に掲げる。」⁴¹として紹介された十点の書籍から1998年以後の出版物三点及び司書教諭の実践について書かれた二点を除いたものである。これらの本に書かれている学校司書の実践活動は、文部省政府委員の説明と異なり、学校図書館の「事務」の仕事を担当するという内容にはなっていない。

『教育としての学校図書館』では「化学の授業に協力して」「ブック・トークにとりくんで」の二つの実践レポートが紹介され、前者は化学の調べ学習に際して高校の学校司書が行った百科事典の使い方を中心とする利用指導(1時間)、後者は子どもたちの前でいうブック・トークについての中学校司書のレポートである。『学校司書の教育実践』の場合は、教科学習と学校図書館の連携を実現するうえでの学校司書のさまざまな工夫(リストの作成、図書購入システムの手直し、レポートの書き方についてのプリントの作成など)を内容としている。『図書館よ、ひらけ！ 授業いきいき学校図書館』は、さまざまな教科での学校図書館活用事例集となっており、事例には調べ学習の際の学校司書によるガイダンス(利用指導)2例がある。『こんなにイキイキ学校図書館—学校司書の教育活動』は学校司書の実践活動19例を内容として、教科学習、読書活動、学校行事・読書行事、生徒図書委員会活動などで学校司書がどのような活動を行ったかが示されている。『本があつて人がいて—岡山市・学校司書全校配置への道』は、実践の紹介として平和教育に関連して

のとりにくみ、ブックトーク、子どもたちに人気の本などをとりあげている。

学校司書は利用指導、ブックトークを行い、調べ学習におけるガイダンス、読書活動、学校行事・読書行事、生徒図書委員会活動などとさまざまな実践活動を行っている。これらは指導的職務に入る活動である。1997年時の文部省の説明は、学校図書館現場の実際と大きく異なっていた。

4.2 2001年鹿児島県の意識調査 1997年時の文部省見解との相違(2)

1997年時の国会審議で、学校司書の職務内容は、指導的職務を除いた技術的職務、管理的職務であり、指導的職務は司書教諭が行うと説明された。その文部省の説明が学校図書館現場の意識と異なることを示す資料として、2001年鹿児島県の意識調査をとりあげる。

2003年4月の司書教諭の全国的な発令を前に、種村エイ子は鹿児島県内の12学級以上の公立小学校・中学校、公立・私立高校、県立養護学校の図書館担当教諭と学校司書及び鹿児島大学司書教諭講習受講生、鹿児島国際大学司書講習受講生、鹿児島国際大学司書教諭課程受講生を対象に、学校図書館の職務についての意識調査を行った⁴²。学校図書館の職務、A.指導的・奉仕的職務10項目、B.管理的職務7項目、C.技術的職務8項目のそれぞれについて、a.司書教諭の職務、b.どちらかという司書教諭の職務、c.両者が協力してやる職務、d.どちらかという学校司書(補)の職務、e.学校司書(補)の職務のいずれだと思ふか

を問う調査である。A.指導的・奉仕的職務10項目、B.管理的職務7項目、C.技術的職務8項目については、文部省法規研究会「司書教諭の職務の例」⁴³を参考に、独自に項目作成を行っている⁴⁴。調査の有効回答数は、小学校・中学校・高校・中高一貫校・養護学校の教師計124名、小学校・中学校・高校・中高一貫校・養護学校の司書計113名である⁴⁵。

冒頭、種村エイ子は1997年の法改正に言及し「2003年を間近にして、司書と司書教諭の関係や役割分担について、十分な検討がなされているわけではない」として、次のように書いている。

殊に文部科学省の刊行物⁴⁶や図書館情報学会⁴⁷などの発表では、司書の存在を無視し、司書教諭のあり方のみを議論したものが目立つ。司書と司書教諭の関係や職務分担にふれたのは、わずかに日本図書館協会学校図書館問題プロジェクトチームが発表した「学校図書館専門職員の整備・充実に向けて；司書教諭と学校司書の関係・共同(ママ)を考える」と、このプロジェクトの中心メンバーであった塩見昇氏の『学校図書館職員論』のみであった⁴⁸。

鹿児島県は、学校司書の配置率が小学校45.2%、中学校53.8%、公立高校100%ということである(2000年調査)⁴⁹。この数字は、2002年全国学校図書館協議会「学校図書館調査(全国悉皆)調査」による全国の配置率、小学校24.9%、中学校27.2%、高校78.0%⁵⁰と比較しても高い数値である。学校司書のいる学校図書館の姿が教諭にある

	全体	教師	司書
① 児童・生徒・教師へ貸出	e(47.0)	e(44.3)	e(64.6)
② 児童・生徒・教師へのレファレンス	c(56.8)	c(59.7)	c(53.1)
③ オリエンテーションなど利用指導	c(45.3)	c(46.8)	c(47.8)
④ 読み聞かせ・ブックトークなど	c(59.6)	c(65.3)	c(66.4)
⑤ 図書館だより	c(43.3)	c(43.5)	c(38.0)
⑥ 図書の時間・朝の読書	b(32.0)	c(36.3)	a(35.4)
⑦ 教材準備協力など	c(47.1)	c(43.5)	c(56.6)
⑧ 図書委員会指導	c(60.2)	c(63.7)	c(68.1)
⑨ 読書行事	c(59.9)	c(62.9)	c(61.1)
⑩ 電子メディア利用指導	c(54.1)	c(58.1)	c(53.1)

表3-1：A.指導的・奉仕的職務の回答(種村が作成した三つの表から筆者が作成)

a.司書教諭の職務 b.どちらかという司書教諭の職務 c.両者が協力してやる職務 e.学校司書(補)の職務 ()内の数値は回答割合(%)

程度浸透している県での意識調査である点に特徴がある。また、2001年の調査であり、2003年の全国的な司書教諭発令以前の調査でもある。従ってこの時点では、調査対象に司書教諭は存在していない。

種村は調査の集計にあたって、全体の集計結果、教師（図書館担当教諭）の集計結果、司書の集計結果と3通りの集計結果を出し、考察を行っている。教師（図書館担当教諭）は司書教諭資格を取得している場合、2003年4月以降の司書教諭になる可能性が高い。教師については教師（図書館担当教諭）がどのような職務を司書教諭の職務と考えているかの調査になる。種村のまとめた3通りの集計結果三つの表からもっともパーセンテージの高い割合の回答（a,b,c,d,e）を示す表を以下に作成した。

表3-1はA.指導的・奉仕的職務の表である。「①児童生徒・教師への貸出」（表3-1では「①貸出」とした）については文部省法規研究会「司書教諭の職務の例」には入っておらず、種村が独自に作成した項目である。貸出の際に行われる児童生徒とのやりとりに指導的・奉仕的側面を認めてのことと思われる。

A.指導的・奉仕的職務は、1997年の国会審議の際に、文部省の答弁で学校司書の職務内容から除かれた職務内容である。全体として一致した回答結果となっている。「①貸出」は「e.学校司書（補）の職務」であり、その他の職務は「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」を除いて、すべて「c.両者が協力してやる職務」となっている。

「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」に関しては、教師は「c.両者が協力してやる職務」となっているのに対し、司書の回答は「a.司書教諭の

職務」となっていてこの表では回答が異なる。種村が作成した教師・司書を合わせた全体の集計結果の表では「a.司書教諭の職務」が27.6%、「b.どちらかという司書教諭の職務」が32.0%となっており、①から⑩の項目中、「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」は司書教諭が担う職務との回答がもっとも多い。

この結果を受けて、種村は司書教諭の職務のなかでも比較的ウェイトが大きいと考えられる「⑦教材準備協力・ブックリストの作成」「⑧図書委員会指導」が「c.両者が協力してやる職務」となったこと、この回答が多数を占めたことを意外だったとして次のように書いている。

原因として考えられるのは、司書教諭不在のなかで、この二つの職務はこれまで司書が全面的に引き受けてきており、しかも当面充て職で配置される司書教諭には、司書教諭の職務に避ける（ママ）時間がどれほどになるか分かっていないこともあったからであろう⁵¹。

表3-2のB.管理的職務は、全体として「c.両者が協力してやる職務」が多数を占めている。しかし、表3-1の「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」の項目のように、もっともパーセンテージの高い回答の割合が40%未満となっている例が多く、こうした項目では司書教諭、学校司書のどちらに回答が多いかを見る必要がある。

「④校長・校内組織との連絡調整」の結果が教師・司書を合わせた「全体」では「c.両者が協力してやる職務」になっている。この点について種村は意外だったとしている。この④の職務に関し

	全体	教師	司書
① 図書館運営計画	c(87.2)	c(55.6)	c(54.0)
② 予算案編成・支出	c(41.9)	c(37.7)	c(53.1)
③ 図書館内備品整備	c(36.0)	d(37.9)	c, e(ともに33.6)
④ 校長・校内組織との連絡調整	c(35.5)	c(35.5)	a(39.8)
⑤ 公共図書館との連絡調整	d(32.3)	d(39.5)	c(36.3)
⑥ 各種統計作成報告	c(35.7)	d(37.1)	c(37.2)
⑦ 親子読書会ボランティアとの連絡調整	c(50.2)	c(52.4)	c(43.4)

表3-2：B.管理的職務の回答（種村が作成した三つの表から筆者が作成）

a.司書教諭の職務 c.両者が協力してやる職務 d.どちらかという学校司書（補）の職務 e.学校司書（補）の職務 ()内の数値は回答割合(%)

ては、「a.司書教諭の職務」との回答が圧倒的に多いだろうと推測していたからである⁵²。続けて種村は次のような記載を加えている。

しかし、④の職務を「a.司書教諭の職務」、「b.どちらかというと司書教諭の職務」と答えたのを合計すると、はるかに「c.両者が協力してやる職務」よりも多い⁵³。

この記述は、種村が作成した教師・司書を合わせた全体の集計結果の表が以下のようになっていることによる。

④校長・校内組織との連絡調整

- a.司書教諭の職務 29.7%
- b.どちらかというと司書教諭の職務 26.2%
- c.両者が協力してやる職務 35.5%

「a.司書教諭～」 「b.どちらかというと司書教諭～」を合計すると55.9%になり、「c.両者が協力してやる職務」の35.5%を越えている。また学校司書の側がより多く「a.司書教諭の職務」39.8%となっているのに対して、2年後司書教諭となる可能性のある教師の側は「a.司書教諭の職務」25.8%と割合が低い。

B.管理的職務の最後に、種村は「④校長・校内組織との連絡調整」と「⑦親子読書会ボランティアとの連絡調整」を「a.司書教諭の職務」としたのが司書の回答の方に多いことをあげ、「司書は、このふたつの職務の遂行を新しく配置される司書教諭に強く期待しているのであろう。」と記述している⁵⁴。

なお表3-2の「全体」の項目で40%未満の回答となっている「③図書館内備品整備」「⑤公共図

書館との連絡調整」「⑥各種統計作成報告」に関して、種村が作成した全体の集計結果を以下にあげる。

③図書館内備品整備

- c.両者が協力してやる職務 36.0%
- d.どちらかという和学校司書（補）の職務 31.4%
- e.学校司書（補）の職務 24.4%

⑤公共図書館との連絡調整

- c.両者が協力してやる職務 31.7%
- d.どちらかという和学校司書（補）の職務 32.3%
- e.学校司書（補）の職務 14.8%

⑥各種統計作成報告

- c.両者が協力してやる職務 35.7%
- d.どちらかという和学校司書（補）の職務 27.9%
- e.学校司書（補）の職務 21.8%

③、⑤、⑥の項目は、学校司書の仕事との回答が多い。

表3-3のC.技術的職務では、教師と司書とで若干の意識の違いはあるが、「②図書資料の受け入れ・分類・目録・装備・配架」「③新着図書案内」は学校司書（補）の職務、それ以外は「c.両者が協力してやる職務」であるといえる。

種村は、考察において「a+b」「c」「d+e」の表を作成し、「a+bどちらかというと司書教諭の職務」の回答が多いのは「A-⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」「B-④校長・校内組織との連絡調整」（回答数の多い順）であったこと、「d+eどちらかというと司書の職務」の回答が多いのは「C-②図書資料の受け入れ・分類・目録・装備・配架」「A-①児童・生徒・教師へ貸出」「C-③新着

	全体	教師	司書
① 図書資料選択発注	c(63.7)	c(65.3)	c(71.7)
② 図書資料の受け入れ・分類・目録・装備・配架	e(44.5)	d(41.1)	e(68.1)
③ 新着図書案内	d(33.7)	d(41.1)	e(54.0)
④ テーマ図書資料の展示	c(47.7)	c(46.0)	c(46.0)
⑤ サイン掲示レイアウト	c(47.1)	c(41.1)	c(44.2)
⑥ クリッピングなど独自資料作成	c(47.7)	c(41.9)	c(52.2)
⑦ 図書資料の廃棄	c(45.0)	c(42.7)	e(40.7)
⑧ 視聴覚資料・電子メディア	c(56.4)	c(60.5)	c(56.6)

表3-3：C.技術的職務の回答（種村が作成した三つの表から筆者が作成）

- c.両者が協力してやる職務 d.どちらかという和学校司書（補）の職務 e.学校司書（補）の職務
- ()内の数値は回答割合（%）

図書案内」「B-③図書館内備品整備」「A-⑤図書館だより」(回答数の多い順)と書いている⁵⁵。

この鹿児島県の意識調査は、先に書いたように学校司書のいる学校図書館の姿が教諭にある程度浸透している県での意識調査で、また2003年の全国的な司書教諭発令以前の2001年の調査である。この調査では、種村の考察とあわせてみると、A.指導的・奉仕的職務において「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」が司書教諭の職務、「①児童・生徒・教師へ貸出」「⑤図書館だより」が学校司書(補)の職務、残りが「c.両者が協力してやる職務」となる。またB.管理的職務では「④校長・校内組織との連絡調整」が司書教諭の職務、「③図書館内備品整備」が学校司書(補)の職務、残りが「c.両者が協力してやる職務」である。C.技術的職務では、司書教諭の職務はなく、「②図書資料の受け入れ・分類・目録・装備・配架」「③新着図書案内」が学校司書(補)の職務、残りが「c.両者が協力してやる職務」である。

1997年国会審議時の文部省答弁では、学校図書館の指導的職務は司書教諭が担当することだった。しかしこの調査では、A.指導的・奉仕的職務において司書教諭に期待されているのは「⑥図書の時間指導・朝の読書の立案」のみであり、職務のほとんどが「c.両者が協力してやる職務」となっている。文部省見解が学校図書館現場の意識とかけ離れていることがわかる。種村が「⑦教材準備協力・ブックリストの作成」「⑧図書委員会指導」の項目について「司書教諭不在のなかで、この二つの職務はこれまで司書が全面的に引き受けてきており、」⁵⁶と書いているように、実態として指導的職務のかなりの部分を学校司書が担っていたことについても、文部省答弁は触れていない。またこの文章の後半で種村は、司書教諭が充て職であることも指摘している。

司書教諭が充て職であるとは、司書教諭は学校図書館法第五条第2項の規定「前項の司書教諭は、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭は除く。)、指導教諭又は教諭(以下この項において「主幹教諭等」という。)をもって充てる。」により、主幹教諭等でなければならないこととなっていることである。主幹教諭等の教諭が、通常の教諭の仕事の上に司書教諭の仕事をするという規定である。この規定の存在によって、司書教諭は図書館の仕事だけを専任で行うことはできない。この点からも、司書教諭が学校図書

館の指導的職務を担うことは難しい。

結果、鹿児島県の意識調査は、文部省の説明と異なり、指導的職務のほとんどは両者が協力して行う職務であり、司書教諭が行う職務であるとはいえないことを示している。

4.3 2002年神奈川県高校図書館の役割分担 1997年時の文部省見解との相違(3)

1997年時、国会審議における文部省の学校司書の職務内容に関する見解が、学校図書館現場のそれと異なることを説明する資料として、次に2002年神奈川県高校図書館の役割分担をとりあげる。

2003年4月の全国的な司書教諭発令を前に、各県教育委員会は教諭の司書教諭資格取得者を増やす司書教諭講習にとりくむ必要があった。神奈川県高等学校教職員組合は、県からの講習を計画的に行いたいとの申し入れを受け、2000年2月司書教諭講習に関する交渉を持つことになった⁵⁷。神奈川県高等学校教職員組合(以下神高教とする)学校司書専門委員会からは学校司書の委員5名が同席した。その席で、県から司書教諭発令後の仕事分担イメージ案が素案として提案された。その内容は、次のようなものであったと報告されている。

その内容は、文部省の唱える「司書教諭」の職務を中心としたものであった。但し、学校司書は事務的な部分を担うという形ではなく、本県の実情を踏まえ、学校司書を中心とした図書館運営という本県独自の事情を加味した役割分担となっている。学校司書の役割は現在と変化なしとし、司書教諭の役割は、図書館を活用する上での、教員との連絡調整や、授業展開などの部分で、主に教員へアドバイスするなどの役割とした⁵⁸。

ここで言及されている本県独自の事情とは、県立高校の学校司書配置率が100%であること、1990年に『図書館よ、ひらけ！ 授業いきいき学校図書館』を発行していることなどがあげられる。

さらに翌3月、神高教執行部と教諭の現場代表とで、教諭から見た問題点に関する交渉を行った。この内容は以下のようであった。

組合教員側からは業務分担という発想が現場に馴染まないこと、現実として学校図書館運営を担っている学校司書が移行することが一

番自然である、などの意見が出されました。現行法上であっても、県独自の工夫をする余地がないか、検討を求めて交渉を終了しまし

		学 校 司 書	司 書 教 諭	分 掌 担 当 教 員	教科, 学級 担当教員
従 来 か ら の 機 能	図書館の管理 (図書館資料の選定, 収集, 整理, 分類排列等) (蔵書点検, 廃棄等) (目録の作成) (施設の整備) (予算案の作成と執行)	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	△ △ △ △	○ ○ ◎ ◎	
	図書貸出・返却	◎		○	
	生徒への利用案内 (オリエンテーション)	◎	○	○	
	生徒の読書活動への対応 (場の提供) (新着図書情報の紹介) (読書会等の開催) レファレンス, 情報提供 (生徒へのレファレンス, 情報提供) (教員へのレファレンス, 情報提供)	◎ ◎ ◎ ◎ ◎	△ △ △ ○	○ ◎ 	
	図書, 視聴覚委員会 (分掌) への参加	◎	◎	◎	
	生徒図書委員会への参加, 助言	◎	△	◎	
	生徒の学習室としての利用管理	◎		○	

◎ : 分掌あるいは業務としての仕事 ○ : 相談・支援, 方向性検討
△ : 必要があれば相談に応じる

		学 校 司 書	司 書 教 諭	分 掌 担 当 教 員	教科, 学級 担当教員
新 規 お よ び 充 実 す る 機 能	図書館機能充実の方向性企画・校内調整	◎	◎	○	
	学習情報機能の強化 各教科・科目, 「総合的な学習の時間」, 特別活動での積極的な活用 (活用に向けての働きかけ, 校内調整) (授業等における活用実践) (生徒個々の課題解決への支援) (情報リテラシー教育の実践)	◎ ○ ○ ○	◎ △ ○		◎ ◎ ◎
	図書館の情報化 (コンピュータや情報通信ネットワークの整備) (インターネットによる情報検索) (データベース化による蔵書検索)	○ ◎ ◎	○ △ △	○	
	地域との連携強化 地域への図書館開放 (貸し出し, ボランティア活用等) 他校の学校図書館との連携・ネットワーク化 地域の図書館との連携・ネットワーク化	◎ ◎ ◎	○ ○ ○	○ ○ ○	

◎ : 分掌あるいは業務としての仕事 ○ : 相談・支援, 方向性検討
△ : 必要があれば相談に応じる

表 5 : これからの学校図書館のあり方 (最終版) 2002.3.29 (もとの表から「根拠 (国の動き)」「県の動き」の欄を除いて筆者が作成)

た⁵⁹。

「学校司書が移行する」とは、当時の、そして現在においても、神高教学校司書専門委員会の活動方針が「学校司書を専任司書教諭（教育職2級）とする県独自の制度を確立する、専任司書教諭の実現をめざす。」⁶⁰となっていることによる。学校司書が移行して専任司書教諭になるという考えは、日本教職員組合（以下日教組とする）の方針でもあり、神高教組の方針でもあった⁶¹。

この2月、3月の県との交渉の場で、県が作成した司書教諭発令後の仕事分担イメージ案が示されたこともあって、学校司書専門委員会は、3月に学校司書と司書教諭の役割分担プロジェクトの立ち上げを決定した。同プロジェクトによりまとめられた学校司書専門委員会原案「司書と充て司書教諭の役割分担（案）」と、県による試案「これからの学校図書館のあり方（案）」は、5月の学校司書専門委員会総会で議論された⁶²。その後、さらにプロジェクトによる検討を経て、7月、11月、県との交渉を重ね、2002年3月「これからの学校図書館のあり方（最終版）」として最終的に合意した⁶³。この交渉のポイントは、①司書教諭は「充て職」であること（専任が定数として配置されない）、②学校司書の専任専門職としての日常の業務を押さえること、であった⁶⁴。さらに司書教諭発令前の2003年1月には、司書教諭発令に際して①司書教諭の分掌は学校図書館に関連する分掌に必ずしも位置づける必要はない、②各校で行われる分掌委嘱の方式を尊重する、の点が確認されたと報じている⁶⁵。なお分掌とは、学校内における業務の分担をさし、正式には校務分掌という。分掌を決定するルールは、学校ごとに教員の負担が平均化するように定められている。

神奈川県の場合、学校司書が移行してなる専任司書教諭制度案を方針としていることもあり、学校図書館の職務のほとんどは学校司書が担っていると認識されていた。この役割分担は、学校司書の現状を変えることなく、司書教諭講習及び発令がスムーズに行われることを目的としてまとめられた。その意味で4.2の鹿児島県の意識調査と意味合いが異なる資料である。とはいえ、この資料は、日教組加盟の教職員組合組織における学校図書館現場の考え方を伝えるものということができる。加えて、日教組専任司書教諭制度案は、日教組高校部を中心にまとめられ、提唱されてきた経

過から、どちらかという高校図書館の現場の考え方を伝えているということになる。

「これからの学校図書館のあり方（最終版）」の表から「根拠（国の動き）」「県の動き」の欄を除き、役割分担に関わる部分のみを抜き出すと、表5となる。職務の項目26のうち、学校司書が「◎：分掌あるいは業務としての仕事」となっている職務は22項目、司書教諭は3項目、分掌担当教員は5項目である。県との交渉過程で、司書教諭は必ずしも図書館の分掌に位置づけなくていいとの確認がされたので、司書教諭より分掌担当教員の方が図書館に関わる仕事が重くなっている。また各教科・科目等での活用に関わる3項目は、教科、学級担当教員の仕事として整理されている。ここで出てくる分掌担当教員は、図書館の仕事を分担する分掌に所属する教員という意味である。

「○：相談・支援、方向性検討」では、学校司書が4項目、司書教諭が7項目、分掌担当教員が12項目である。「○～」の場合も、司書教諭よりも図書館の仕事を分担して行う分掌担当教員の方が多くなっている。「△：必要があれば相談に応じる」11項目は、司書教諭のみとなっている。

司書教諭が「◎～」となっている職務は、「図書、視聴覚委員会（分掌）への参加」「図書館機能充実の方向性企画・校内調整」「学習情報機能の強化—（活用に向けての働きかけ、校内調整）」の3項目である。「図書、視聴覚委員会（分掌）への参加」は、学校司書、司書教諭、分掌担当教員の三者とも「◎～」、「図書機能充実の方向性企画・校内調整」「学習情報機能の強化—（活用に向けての働きかけ、校内調整）」は、学校司書とともに「◎～」であり、司書教諭が単独で「◎～」となっている項目はない。またどちらかという校内調整的な意味合いの仕事となっている。

これもまた1997年国会審議時の文部省答弁「学校図書館の指導的職務は司書教諭が担当し、学校司書は管理的職務と技術的職務を担当する」とは大きく異なる内容である。司書教諭は「教諭をもつて充てる」充て職なので、学校図書館専任で司書資格を持ち、正規職員の学校司書が定着している高校の図書館においては、司書教諭は実質を伴わない名ばかりの発令になることが多い。現在でも高校の学校司書による学校図書館の実践報告に司書教諭が出てこない、あるいは影が薄いケースがあるのはそのためである。

神奈川県の場合は、司書教諭講習及び発令をスムーズに行うためにこうした役割分担の整理を行ったわけだが、もともと「教諭をもつて充てる」充て職の司書教諭を発令する、言い換えれば学校図書館の実務を担当する図書館専任の「人」が不在の1997年法改正そのものに、原因があったと考えられる。

4.4 2008年長野県高校図書館の業務分担調査 子どもの読書サポーターズ会議役割分担との関連

2009年3月、文部科学省子どもの読書サポーターズ会議「これからの学校図書館の活用の在り方等について(報告)」の別紙2「学校図書館の専門スタッフとボランティアの役割分担例〔改訂〕」は、第8回会議(2008年7月)の際の資料「学校図書館スタッフの業務」⁶⁶がもとになって作成された。2008年7月第8回会議の「学校図書館スタッフの業務」と2009年3月報告の別紙2「学校図書館の専門スタッフとボランティアの役割分担例〔改訂〕」は、タイトルの違いや学校司書とボランティアの分担の違いなどがある。しかし、報告別紙2の役割分担例の図からボランティア部分を除いて作成した3.3の表1に関しては、ほぼ共通した内容になっている。違いは「図書資料の受入、装備、保存整理、修繕」の項目が、2009年報告別紙2の図では図書館経営、図書館奉仕両方にかかるが、2008年第8回会議の図では図書館経営に入っていることである。

2008年7月の「学校図書館スタッフの業務」公表を受けて長野県高等学校教職員組合司書部は、11月県内の高校司書に対し、実際の業務がどのようになっているかの調査を行った。長野県の県立高校は、学校司書の配置率は100%⁶⁷である。調査対象校60校中39校の回答。学校司書が有資格、正規職員で配置されている高校図書館での業務の実態が伺われる⁶⁸。調査は司書教諭(あるいは係主任)と学校司書の業務分担の割合を6点満点(司書教諭:学校司書=0:6 1:5 2:4 3:3 4:2 5:1 6:0のいずれか)で答えてもらうというものである。調査結果は、図と集計結果の表、分担割合(%)の表の三つからなっている。図と分担割合(%)の表をまとめたのが表6である。

()内の数値は分担割合(%)を示す。

子どもの読書サポーターズ会議で、司書教諭単独の職務として整理された「図書館経営の目標・計画の立案」「図書館年間計画のとりまとめ」「児童生徒図書委員会の指導」「読書指導計画の立案」「情報活用力に関する児童生徒への指導」の5項目については以下のような結果となった。数値は「司書教諭の割合:学校司書の割合」となる。

図書館経営の目標・計画の立案	40 : 60
図書館年間利用計画のとりまとめ	36 : 64
児童生徒図書委員会の指導	39 : 61
読書指導計画の立案	39 : 61
情報活用力に関する児童生徒への指導	21 : 79

いずれの項目も、学校司書の方が高い割合となっており、司書教諭単独の職務になっていない。

同様に子どもの読書サポーターズ会議で、学校司書単独の職務として整理されたのが「庶務・会計」「施設設備・備品の維持管理」「図書資料の受入、装備、保存整理、修繕」「図書資料の目録・索引の作成」「図書資料等の展示」「展示・飾付け」「館内閲覧・館外貸出の窓口業務」の7項目である。この7項目については以下のような結果となった。

庶務・会計	0 : 100
施設設備・備品の維持管理	15 : 85
図書資料の受入、装備、保存整理、修繕	1 : 99
図書資料の目録・索引の作成	0 : 100
図書資料等の展示	2 : 98
展示・飾付け	2 : 98
館内閲覧・館外貸出の窓口業務	14 : 86

7項目中、「庶務・会計」「図書資料の受入、装備、保存整理、修繕」「図書資料の目録・索引の作成」「図書資料等の展示」「展示・飾付け」の5項目に関しては、学校司書単独の職務といえることができる。

ここにあげたほかに学校司書が100%行う仕事は「図書資料の分類」であり、90%以上行う仕事は「図書資料のレファレンス・サービス」「授業のための図書や諸資料の準備」「図書館を活用した調べ学習」である。「図書資料の分類」と「図書資料のレファレンス・サービス」は、子どもの読書サポーターズ会議では、司書教諭・学校司書両者が行う仕事となっている。「授業のための図書や諸資料の準備」「図書館を活用した調べ学習」の2項目は、長野県の調査で新たに加えられた項目である。

	司書教諭	司書教諭・学校司書の両者	学校司書
図書館経営		図書館経営の目標・計画の立案(40:60) 図書館年間利用計画のとりまとめ(36:64) 図書館活動の点検・評価(39:61) 渉外活動(外部との連絡・連携)(39:61) 広報活動(16:84) 施設設備・備品の維持管理(15:85) 図書資料の選定・収集 廃棄決定(20:80) 図書資料の受入, 装備, 保存整理, 修繕(1:99) 児童生徒図書委員会の指導(39:61)※2	庶務・会計(100)※3
図書館奉仕		図書資料等の展示(2:98) 展示・飾付け(2:98) 館内閲覧・館外貸出の窓口業務(14:86) 図書館利用指導・ガイダンス(17:83) 教員向け情報提供・教材等準備への協力(14:86) 図書資料のレファレンス・サービス(6:94)	図書資料の分類(100) 図書資料の目録・索引の作成(100)
※1		読書相談(18:82)	
読書指導		読書指導計画の立案(39:61) 読書指導に関する教員への助言・研修(32:68) 図書の紹介・案内(12:88) 読書活動の企画・実施(32:68)	
教科等指導		学校図書館を活用した指導に関する教員への助言・研修(22:78) 授業のための図書や諸資料の準備(6:94) 図書館を活用した調べ学習(7:93) 情報活用力に関する児童生徒への指導(21:79)	

表 6：学校図書館スタッフの業務（長野県の高校図書館の実際）（分担割合を表わす表と図を合わせて筆者が作成）（ ）内の数値は分担割合（司書教諭：学校司書）（％）

※1 は図書館奉仕，読書指導両方にかかる。 ※2 この項目は 2008 年第 8 回会議「学校図書館スタッフの業務」図では図書館経営，図書館奉仕両方にかかる。長野県作成の図では図書館経営に入っている。 ※3 この項目の位置は図の表示に合わせた。

すべての項目が学校司書，または司書教諭・学校司書両者が行う結果になっており，分担割合も学校司書が 50％を切る項目はない。学校図書館運営の中核に学校司書がいる姿となっている。司書教諭の分担割合が比較的高いのは「図書館経営の目標・計画の立案」40％，「図書館活動の点検・評価」39％，「渉外活動（外部との連絡・連携）」39％，「児童生徒図書委員会の指導」39％，「読書指導計画の立案」39％，「図書館年間計画のとりまとめ」36％の 6 項目である。「情報活用力に関する児童生徒への指導」は，子どもの読書サポーターズ会議で司書教諭単独の職務と整理されているが，21％とそれほど高くない。

この調査は司書教諭に関して，司書教諭（あるいは係主任）として調査しており，必ずしも司書教諭との分担になっていない。有資格・正規職員の学校司書が多い高校の場合は，司書教諭よりも係主任の方が実際に学校図書館の職務を分担している場合がある。調査はそうした事情の反映であると思われる。またサンプル数が 39 と少ないことから，調査結果を文字通り受け取るには難しい面がある。とはいえ，4.3 神奈川県高校図書館の役割分担とあわせてみることによって，高校の司書の職務内容の一端を表わす資料となっている。

5 考察

5.1 1997年法改正時の職務内容と1997～2005年の文部省・文部科学省の動き

1953年に学校図書館法が成立して以来、何度も学校図書館法改正の動きがあり、附則2項撤廃による司書教諭発令と学校司書の法制化の二つは、その都度法改正の目的となっていた。1997年の法改正は、予算措置を必要とする学校司書の法制化には触れず、司書教諭発令のみを主な内容とする法改正だった。

1997年の法改正時の国会審議の場で、文部省が示した学校司書の職務内容は、現実にはまだ存在しない司書教諭の職務をあげて司書教諭の担当する指導的職務を除いて、技術的職務、管理的職務の学校図書館の「事務」の仕事を担当するというものだった。存在しない司書教諭が指導的職務を担うとするこの説明は、この時期の学校司書の実践に関する書籍（4.1）、2001年の鹿児島県意識調査（4.2）、2002年神奈川県高校図書館の役割分担（4.3）から、学校図書館現場の実態から大きくかけ離れた説明であったことになる。学校図書館の現場では、指導的職務は学校司書が担っていたのである。

この文部省の見解の背景には、第一に学校図書館現場の実態に対する理解不足があり、第二に学校図書館初期の学校図書館の司書の仕事は司書教諭が、事務的な仕事は図書館事務職員が担うとの考え⁶⁹があったと推測できる。さらに第三として、司書教諭が「教諭をもつて充てる」職であることの理解も不足していたのではないかと思われる。

1997年6月法改正後の7月に、文部省は「司書教諭の職務の例」⁷⁰を発表している。この司書教諭の職務は、A 指導的・奉仕的職務7項目、B 管理的職務8項目、C 技術的職務7項目にわたるもので、司書教諭が図書館専任でなければできない内容となっていた。また塩見昇が指摘しているが、この時期、文部科学省サイドの文書等で司書教諭への新たな期待として「メディア専門職」の役割が強調されている⁷¹。「教諭をもつて充てる」職の司書教諭は、通常の教諭の仕事の上に学校図書館の仕事を担当せざるを得ない。そのうえに情報教育推進のために「子供たちの主体的な学習を支援するとともに、ティーム・ティーチングを行うこと、教育用ソフトウェアやそれを活用した指導事例等に関する情報収集や各教員への情報提供、校内研修の運営援助など」⁷²の役割が求められた。

これは、「教諭をもつて充てる」職であることの意味を理解しない過剰な期待と言わざるを得ない。

参考までに2014年の文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」において、公立学校の場合、司書教諭発令により授業時数を軽減している学校数の割合は7.2%（12学級以上）と8.5%（11学級以下）、軽減された授業時数の平均は、1.0時間（12学級以上、11学級以下とも）である⁷³。1時間の授業時数軽減では、学校司書あるいはボランティアとの打ち合わせで終わってしまうとの声⁷⁴は、うなずける。なお、文部科学省が授業時数を軽減している学校数の割合を調査しはじめたのが2005年調査から、軽減された授業時数の平均を出しはじめたのが2010年度調査からだったので、ここでは最新の調査である2014年度調査のデータを使用した。

司書教諭を発令すれば学校図書館が変わるという過剰な期待があり、一方で学校司書の職務内容を現実とは異なる狭い範囲でとらえる考え方に立っていたのが、この時期の学校司書の職務内容に関する文部省見解であった。当時の文部省は、学校司書について、司書教諭について、学校図書館の現実を全く理解していなかったと思われる。

その後、2005年度の「学校図書館の現状に関する調査」に学校司書の項目が入るまでの文部省・文部科学省（2001年より）が、2003年発令予定の司書教諭と学校図書館ボランティアとで学校図書館を運営するとの方向を示したのも、同様の学校司書、司書教諭についての理解不足があったからではないかと思われる。結果として、学校司書が実質的に学校図書館の運営を担い、実践を蓄積してきた経過・事実は無視されることになった。2005年度の「学校図書館の現状に関する調査」に学校司書の項目が入ることになった理由は、明らかではない。しかし、発令された司書教諭が、学校司書がいるかないかで図書館の仕事の負担が大きく異なることを徐々に理解したのではないか、そしてその理解が広まっていったのではないかと考えることは可能である。

5.2 2009年の子どもの読書サポーターズ会議の報告

2009年の子どもの読書サポーターズ会議報告別紙2に示された司書教諭と学校司書役割分担は、1997年時の文部省見解とは大きく変わっている。同じ別紙2の司書教諭・学校司書の説明に

あたる文は次のようになっている。

司書教諭

- ・学校図書館の運営に関する総括
- ・学校図書館を活用した教育活動の企画・指導の実施，教育課程の編成・展開に関する他教員への助言等

学校司書～専門的な知識・経験を有する学校図書館担当事務職員～

- ・学校図書館の運営に係る専門的・技術的業務
- ・学校図書館を活用した教育活動への協力・参画⁷⁵

学校司書に関して「学校図書館担当事務職員」と事務職員の語が残っているのは、それまでの経過のなごりであるといえるが、この報告で画期的だったのは、学校図書館の司書にあたる仕事、「学校図書館の運営に係る専門的・技術的業務」は学校司書が行うと明記されたことである。司書教諭の役割は、「学校図書館の運営に関する総括」と「学校図書館を活用した教育活動」に関わる仕事に限定されている。これはかつての「学校図書館の司書の仕事は司書教諭が、事務的な仕事は学校図書館事務職員（学校司書）が担う」からすれば大きな転換である。

この点については全国学校図書館協議会も同じ理解であったらしく、2013年11月15日付読売新聞「司書の役割 明示必要」の記事に次のような文が載っている。

全国学校図書館協議会の森田盛行理事長は、小学校教員としての経験を踏まえ、「学校司書がいないと司書教諭が司書の仕事を担当することになり、他の先生と図書館を使った授業計画を練り、一緒に授業をやるなど、司書教諭本来の仕事ができない」と指摘⁷⁶。

司書教諭本来の仕事とは何か、の疑問は残るが、司書教諭は司書の仕事は行わないという点については明快である。

2009年の子どもの読書サポーターズ会議報告別紙2では、「図書館経営の目標・計画の立案」「図書館年間計画のとりまとめ」「児童生徒図書委員会の指導」「読書指導計画の立案」「情報活用力に関する児童生徒への指導」の5項目が司書教諭単独

の職務、「図書館活動の点検・評価」ほかの12項目が司書教諭・学校司書両者の職務、「庶務・会計」ほかの7項目が学校司書単独の職務として整理された（表1）。以下司書教諭単独の職務として整理された5項目について検討する。

5項目のうち、「図書館経営の目標・計画の立案」「図書館年間計画のとりまとめ」「読書指導計画の立案」の3項目に関しては、4年後の「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」の第2回会議（2013年8月27日）で、学校司書の委員の発言から司書教諭単独の職務ではないことが明らかになった（3.3に記述）。2001年の鹿児島県意識調査においても、図書館運営計画は司書教諭・学校司書「両者が協力してやる職務」だった（4.2）。2008年長野県高校の業務分担においても両者が行う仕事だった（4.4）。

「児童生徒図書委員会の指導」は、2001年の鹿児島県意識調査で「両者が協力してやる職務」である（4.2）。2002年神奈川県高校の役割分担では「生徒図書委員会への参加、助言」と名称が異なる。内容としてはほぼ同様と考えられ、学校司書と分掌担当教員が行う仕事になっている（4.3）。2008年長野県高校の業務分担で両者が行う仕事だった（4.4）。

「情報活用力に関する児童生徒への指導」は、2001年の鹿児島県意識調査では該当する項目がない。2002年神奈川県高校の役割分担では「情報リテラシー教育の実践」となっている項目をこの内容ととらえれば、教科・学級担当教員が行う仕事であり、学校司書・司書教諭は「相談・支援、方向性検討」にあたる。2008年長野県高校の業務分担では両者が行う仕事だが、分担割合は司書教諭21%、学校司書79%となっており、サポーターズ会議報告別紙2の図と異なり、学校司書の方が高い割合となっている（4.4）。

司書教諭単独の職務として整理された5項目に関しては、まだ学校図書館現場の実態と異なっている。とはいえ、前項で指摘した学校司書・司書教諭についての理解不足は、この報告でほぼ解消されたといえることができる。

5.3 2014年「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」報告

「学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議」は、2013年8月に第1回会議、2014年1月第7回会議をもって終了し、3月に「これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）」を公表した。学校司書法制化の動きが活発になっているさなかの会議だった。この会議は学校図書館担当職員（学校司書）のあり方を検討するもので、報告は、学校図書館担当職員（学校司書）の職務等についての明示という構成になっている。

2009年の子どもの読書サポーターズ会議報告別紙2で司書教諭単独の職務と整理された5項目については、3.4で記述した。5項目のいずれについても、学校司書が教諭ではないという意味で指導の語は使わず、支援として、学校司書の職務に含まれることになった。また学校司書の職務に「教育指導への支援」に関する職務が入ったことは、この報告の大きな特徴であり、ティーム・ティーチングの一員となることも加えられた。

この報告は学校図書館担当職員（学校司書）の職務等を示すものであったが、司書教諭についての言及も存在する。以下に引用する。

- 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどるための所定の講習を受講し、単位を取得した有資格者として、学校図書館の経営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案等に従事する。
- また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言することが期待されている。
- 上記2つの職務は、専門的・長期的観点に立つて行うためにも司書教諭が担うことが望ましいが、司書教諭の有資格者が配置されていない場合には、一般の教員が図書館主任として上記の司書教諭の職務を担う⁷⁷。

この報告において司書教諭の職務は、「学校図書館の経営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企

画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案等」ということになるようである。○の2つ目にあがっている「学校図書館を活用した～」の職務は、「期待されている」との表現なので、必ずしも司書教諭の職務としているわけではない。さらに○の3つ目で司書教諭が配置されていない場合は「一般の教員が図書館主任として上記の司書教諭の職務を担う。」とあり、図書館の分掌主任の仕事と重なる内容とも読みとれる。この報告は学校司書の職務内容についても、また司書教諭に言及している部分についても、学校図書館現場の実態に近づいた内容になっている。

しかし、学校司書の雇用の現実をみると、学校司書すべてがこの職務内容を担っているとはいえない実態が存在するのも事実である。この点について報告は以下のように書いている。

- また、学校図書館担当職員の中には、各地方公共団体の採用条件によっては学校教育一般や学校図書館の運営・管理に関する専門的な知識を持たずに当該職に就いている者もあり、現状としては、それらについて教示する先輩職員が校内にいないことが多いほか、研修等の取組も十分には行われていない場合があり、全国的にその資質能力の向上を図るための環境が整備されているとは言い難い⁷⁸。

2014年6月の学校図書館法改正により、学校司書が法律に明記されることになった。この改正は、自治体に対し学校司書を「置くよう努めなければならない。」とするだけで、雇用・勤務の条件、資格について何も規定していない。地方自治体の自主的な取り組みである学校司書配置の現状を認めたにとどまっている。そして学校司書配置の現状（公立学校のみ）は、配置率55.3%、常勤職員数5,164人、非常勤職員数14,139人、常勤の学校司書を配置している学校数の割合15.3%である⁷⁹。雇用・勤務に関しても、資格がない、勤務時間が短い、あるいは2校、3校の複数校を兼務する、ひとりが10数校担当する場合もあるという状態である。2014年法改正時の附帯決議にもあるように「政府及び地方公共団体は、学校司書の職務が、継続的な勤務に基づく知識・経験の蓄積が求められるものであること等に鑑み、学校司書が継続的・安定的に職務に従事でき

る任用・勤務条件の整備に努めること。（参議院文教科学委員会 2015.6.19）」⁸⁰が大きな課題となっている。

6 おわりに

文部省・文部科学省の見解、会議報告における学校司書の職務内容の変化を1997年学校図書館法改正時からたどってみた。学校司書の呼称と職務内容は、1960年前後から司書教諭不在の中で学校図書館運営を担う職員として学校図書館現場で定着していた。ようやく公的に認められたのは、一部不十分な点はあるものの2009年の子どもの読書サポーターズ会議報告であるといっていだらう。それまでに50年の年月が経過している。1980年代から学校司書の実践に関して、書籍等の出版物で公になっているにも関わらず、これだけの年月を要したことになる。現場実態と職務内容とのずれがここまで放置されてきたことには、文部省の理解不足が大きく作用していた。

2014年「学校図書館担当職員～会議」報告（3月）では、学校司書の職務内容の整理が先に進んだ形になった。その後6月に学校図書館法改正が行われ、この改正法の附則2項により学校司書としての資格の在り方、養成の在り方の問題は、今後の検討に付されることになった。また5.3で記述した学校司書の雇用・勤務条件の問題は、法的拘束力を持たないとされる附帯決議で言及されるにとどまった。一方で学校図書館に学校司書が必要であるとの理解は、法制化されたこともあり、一定程度広まったと考えられる。

文部科学省は2015年8月「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」第1回会議を開催した。その席で文部科学省児童生徒課長及び課長補佐から「民間のノウハウの活用」に言及する発言があった⁸¹。また委員の一人にカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社カンパニー長が名を連ねており、この二つは学校図書館関係者に衝撃を持って受け止められた。現時点では学校図書館の業務の委託者が学校図書館に派遣している者は、学校司書に該当しないとの判断になっている⁸²。しかし、文部科学省がこの会議の論点の一つに「民間のノウハウの活用」をあげ、会議を構成する委員に業務委託の会社の委員を加えたことは、上記の判断をくつがえす意図があるのではないかと推測できる。今後のなりゆきが懸

念される。

注

¹ 水村博昭“学校図書館調査の解説”『学校図書館』No.60, 1955, p. 31

² *Ibid.* p. 35

³ 文部省“資料 学校図書館の現状に関する調査結果の概要”『学校図書館』No.519, 1994, p. 31

⁴ *Ibid.* p. 35

⁵ 塩見昇『学校図書館職員論』教育史料出版会, 2000, p. 62

広松邦子“IV学校図書館 第三章 学校図書館部会の結成と活動”『近代日本図書館の歩み 本編』日本図書館協会, 1993, p. 385

⁶ 松尾弥太郎“学校司書に誇りと自信を”『学校図書館』No.99, 1959. 1, p. 8-10

⁷ 水村 *op. cit.* (注1) p. 35

⁸ “依然と低い司書教諭の配置率”『学校図書館速報版』1981.6.15, p. 2

“学校図書館の現状に関する調査”『図書館年鑑1982』日本図書館協会, 1982, p. 484

⁹ 文部省 *op. cit.* (注3) p. 35

¹⁰ 佐藤三樹太郎“文部省の見解”『学校図書館』No.99, 1959, p. 38-41

¹¹ 塩見 *op. cit.* (注5) p. 40

¹² 佐藤 *op. cit.* (注10) p. 39

¹³ 塩見 *op. cit.* (注5) p. 34

¹⁴ 子どもの読書サポーターズ会議 これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）2009, p. 16 入手先 URL:

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/_icsFiles/afieldfile/2009/05/08/1236373_1.pdf (アクセス日: 2015.10.10)

¹⁵ 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上に関する調査権協力者会議 これからの学校図書館担当職員に求められる役割・職務及びその資質能力の向上方策等について（報告）2014, p. 1 入手先 URL:

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/houkoku/1346118.htm (アクセス日: 2015.10.10)

¹⁶ 塩見 *op. cit.* (注5) p. 33

¹⁷ 第百四十回国会参議院文教委員会会議録第十号, 1997. 5. 8, p. 7 及び p. 10-11 入手先 URL: <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/140/170/14005081170010.pdf> (アクセス日: 2015.10.10)

¹⁸ *Ibid.* p. 7

¹⁹ 『全国の学校図書館に人を！の夢と運動をつな

ぐ情報交流紙 『ぱっちわーく』 梅本恵, No.69, 1999, p. 10-11

20 『変わる学校図書館 PART3』 文部省初等中等教育局, 1999

21 *Ibid.* p. 2

22 *Ibid.* p. 4

23 文部科学省『新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境づくり～知と心のメディアセンターとして～』(社) 文教施設協会/ポイックス(株), 2001, p.16-17

24 高橋恵美子“文部科学省「学校図書館の現状に関する調査」の経緯”『図書館政策資料集XV 学校図書館関係資料集2』日本図書館協会, 2015, p. 44-45

25 学校図書館の現状に関する調査(平成17年度調査;平成18年4月発表)入手先 URL: http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/286184/www.mext.go.jp/b_menu/houdou/18/04/06042518/002.htm (アクセス日:2015.10.26)

26 『学校図書館のチカラを子どもたちのチカラに……ここに、未来への扉』文部科学省初等中等教育局児童生徒課, 2008, p. 7

27 後藤暢“文科省, 公的に「学校司書」という用語を使う—新リーフレット発行—”『ぱっちわーく』 No.184, 2008.9.21, p. 1

28 子どもの読書サポーターズ会議 *op. cit.* (注14) 参考資料(別紙2)

29 学校図書館担当職員の役割及びその資質の向上等に関する調査研究協力者会議(第2回)議事録 入手先 URL: http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/099/gijiroku/1343718.htm (アクセス日:2015.10.26)

30 学校図書館担当職員～(報告) *op. cit.* (注15) p. 10

31 *Ibid.* p. 11-16

32 *Ibid.* p. 15

33 *Ibid.* p. 12

34 *Ibid.* p. 15

35 *Ibid.* p. 16

36 塩見昇『教育としての学校図書館』 青木書店, 1983

37 塩見昇, 土居陽子『学校司書の教育実践』 青木書店, 1988

38 神奈川県高等学校教職員組合図書館教育小委員会『図書館よ, ひらけ! 授業いきいき学校図書館』 公人社, 1990

39 全国学校図書館協議会『こんなにイキイキ学校図書館—学校司書の教育活動』全国学校図書館協議会, 1993

40 『本があつて人がいて』編集委員会『本があつて人がいて 岡山市・学校司書全校配置への道』教育史料出版会, 1994

41 塩見 *op. cit.* (注5) p. 108

42 種村エイ子“学校図書館における司書と司書教諭の職務分担”『鹿児島国際短期大学部研究紀要』 No.68, 2001. p. 31-51

43 文部省法規研究会“司書教諭の養成・発令の促進”『週刊教育資料』 No.536, 1997, p. 39-41

<司書教諭の職務の例>

A 指導的・奉仕的職務

- (ア) 学校図書館・資料の利用指導
- (イ) 児童生徒・教師へのレファレンス
- (ウ) 児童生徒に応じた読書指導
- (エ) 教師の教材準備への協力
- (オ) 図書館内の利用態度の指導
- (カ) 生徒会図書委員の指導
- (キ) 読書会等の行事の指導

B 管理的職務

- (ア) 図書館運営計画の立案実施
- (イ) 組織案の作成と管理
- (ウ) 予算案の編成と支出の調整
- (エ) 施設備品の整備
- (オ) 校長への連絡報告
- (カ) 校内諸組織との連絡協力
- (キ) 公共図書館等との連絡協力
- (ク) 学校図書館の評価と改善

C 技術的職務

- (ア) 図書館資料の選択と構成
- (イ) 分類の決定
- (ウ) 目録の作成
- (エ) 新聞雑誌記事検索の作成
- (オ) 特殊資料の作成
- (カ) 資料内容の研究と紹介
- (キ) 視聴覚資料の管理操作

44 種村 *op. cit.* (注41) p. 37-38

職務内容

A 指導的・奉仕的職務

- ①児童生徒・教師への貸し出し
- ②児童生徒・教師へのレファレンス
- ③オリエンテーションなどによる図書館利用案内
- ④児童生徒への読み聞かせ, ブックトーク
- ⑤図書館だよりの作成
- ⑥図書の時間の指導(小学校のみ), 朝の読書の立案
- ⑦教師の教材準備への協力, 各種ブックリストの作成

- ⑧図書委員会の指導
- ⑨図書まつり，読書会など行事の立案

B 管理的職務

- ①図書館運営計画の立案実施
- ②予算案の編成と支出の調整
- ③図書館内備品の整備
- ④校長，校内組織との連絡調整
- ⑤公共図書館との連絡調整
- ⑥各種統計作成，報告
- ⑦親子読書会・ボランティア団体との連絡調整

C 技術的職務

- ①図書資料の選択・発注
- ②図書資料の受け入れ・分類・目録・装備・配架
- ③新着図書案内の作成
- ④テーマ図書資料の展示
- ⑤図書館内のサイン・掲示・レイアウトの決定・実施
- ⑥クリッピングなどの独自資料の作成
- ⑦図書資料の廃棄
- ⑧視聴覚資料・電子メディアの管理・操作

⁴⁵ *Ibid.* p. 39

⁴⁶ *Ibid.* p. 50 論文本体に注が付されている。注の記載は以下の通り「文部科学省『新しい時代に対応した学校図書館の施設・環境づくり～知と心のメディアセンターとして～』（発行：文部施設協会）平成13年4月」

⁴⁷ *Ibid.* p. 50 論文本体に注が付されている。注の記載は以下の通り「日本図書館情報学会研究発表要旨」

<http://plng.p.u-tokyo.ac.jp/jslis/index.html>

⁴⁸ *Ibid.* p. 32

⁴⁹ *Ibid.* p. 34

⁵⁰ 森田盛行“学校図書館調査（全国悉皆）報告”『学校図書館』No.641, 2004, p. 43

⁵¹ 種村 *op. cit.* (注41) p. 40

⁵² *Ibid.* p. 42

⁵³ *Ibid.* p. 42

⁵⁴ *Ibid.* p. 43

⁵⁵ *Ibid.* p. 47

⁵⁶ *Ibid.* p. 40

⁵⁷ “4. 学校図書館法改正問題担当活動報告 12. 司書教諭講習に関わる対県交渉”『学校司書専門委員会活動報告1999年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2000, p. 71-72

⁵⁸ *Ibid.* p. 72

⁵⁹ “2. 1年間の活動をふりかえて (1) 司書教諭講習・学図法改正の一年”『学校司書専門委員

会活動報告2000年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2001, p. 5

⁶⁰ この運動方針は，日本教職員組合の学校司書が移行してなることを想定した免許制の専任司書教諭制度案による。1986年8月の組合三者による全国学校図書館職員全国集会で提示された。高橋恵美子“学校図書館法改正運動の歴史とその背景”『現代の図書館』vol.32, no.1, 1994, p. 39

⁶¹ “資料編 11月18日 日教組は専任司書教諭をめざします（日教組教育新聞・職場討議資料）”『学校司書専門委員会活動報告2000年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2001, p. 143-144 文中に「学校司書を専任司書教諭へ＝現職者の移行」がある。神高教組織は日教組に加盟しているのと同じ運動方針となる。

⁶² “4. 学校図書館法改正問題担当活動報告 (2) 各論編”『学校司書専門委員会活動報告2001年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2002, p. 56-57

⁶³ “2. 1年間の活動をふりかえて (1) 司書教諭講習・学図法改正の一年”『学校司書専門委員会活動報告2002年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2003, p. 4

⁶⁴ “資料編①神高教情報 No.2457”『学校司書専門委員会活動報告2002年度』神奈川県高等学校教職員組合, 2003, p. 73

⁶⁵ “資料編②神高教情報 No.2485” *Ibid.* p. 75

⁶⁶ 学校図書館スタッフの業務（子どもの読書サポーターズ会議第8回会議 H20.7.18 資料4）入手先 URL:

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/meeting/08092920/001.pdf (アクセス日: 2015.10.26)

⁶⁷ 2010年度（平成22年度）「学校図書館の現状に関する調査」による。2008年度（平成20年度）調査はアクセスできず（アクセス日: 2016.1.3），2007年度（平成19年度）調査では，県別集計がされていない。

平成22年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について 文部科学省児童生徒課. 2011.6.1, p.11 入手先 URL:

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/23/06/_icsFiles/afieldfile/2011/06/02/1306743_01.pdf (アクセス日: 2016.1.3)

⁶⁸ 長野県高等学校教職員組合司書部“学校図書館スタッフの業務（長野県の高校図書館の実際）”2008.11 この資料は県との交渉用に調査，作成したとのことで，長野県県立高校学校司書松井正英氏より筆者が個人的に入手した。

⁶⁹ “付録13 小・中・高等学校の図書館の司書および司書補の職務内容”『学校図書館運営の手び

き』明治図書出版, 1959, p. 459 以下に関連部分を引用する。

「これは昭和 27 年 6 月, 文部省が, 図書館法に基く暫定資格調査のため, 小, 中, 高等学校において, 図書館の司書及び司書補に相当する職務内容として示したものである。学校図書館運営に要する専門的職務内容の輪郭を示したものであるとして, 参考のため収録した。ここで司書とあるのはおおむね今日の司書教諭に, また司書補とあるのは, 図書館事務職員に当るものとみることができる。」

⁷⁰ 文部省法規研究会 *op. cit.* (注 42) p. 39-41

⁷¹ 塩見 *op. cit.* (注 5) p. 95-97

⁷² “情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて (本文) 第Ⅱ章 3 (4) iv 学校内体制の整備・充実 (司書教諭の役割)” 情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて (情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議 最終報告) 入手先 URL :

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/002/toushin/9808011.htm (アクセス日 : 2016.1.3)

⁷³ 平成 26 年度「学校図書館の現状に関する調査」結果について (概要) (2015.12.7 訂正値に修正) 文部科学省児童生徒課. 2015.12.7, p. 3 入手先 URL :

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/_icsFiles/afiedfile/2015/12/09/1358454_01.pdf (アクセス日 : 2016.1.3)

⁷⁴ 全国学校図書館協議会『学校図書館』誌の司書教諭等の記事にしばしばこの記述がある。

⁷⁵ 子どもの読書～*op. cit.* 参考資料 (別紙 2) (注 14)

⁷⁶ “司書の役割 明示必要”『読売新聞』2013.11.15, p. 11

⁷⁷ 学校図書館担当職員の～ (報告) *op. cit.* (注 15) p. 7

⁷⁸ *Ibid.* p. 19

⁷⁹ 文部科学省 *op. cit.* (注 71) p. 5

⁸⁰ 参議院文教科学委員会会議録第二十号 平成二十六年六月十九日 p. 29 入手先 URL : <http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/186/0061/18606190061020.pdf> (アクセス日 : 2016.1.5)

⁸¹ 学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議 (第 1 回) 議事録 2015.8.26 入手先 URL :

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/115/gijiroku/1362935.htm (アクセス日 :

2016.1.5)

⁸² 『改正学校図書館法 Q&A 学校司書の法制化にあたって』学校図書館議員連盟 公益財団法人文字・活字文化推進機構 学校図書館整備推進会議, 2014.7.15, p. 5 以下に関連部分を引用する。

「Q7 学校図書館の業務の受託者が, 学校図書館に派遣している者も, 「学校司書」に該当するか。A7 現在, 一部の自治体では, 事業者が学校図書館の業務を請け負っている事例が散見される。これは, それぞれの自治体が自主的に判断し, 実施していることであるが, 学校図書館法が新たに位置づける「学校司書」として想定する者は, 学校設置者が雇用する「職員」である。事業者が雇用して学校図書館に勤務する者は, 校長の指揮監督下になくことから, 法の規定する「学校司書」には該当しないと考えている。」

会議録 衆議院予算委員会第四分科会

2015.3.10 入手先 URL :

http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/003418920150310001.htm (アクセス日 : 2016.1.5) 小松政府参考人 (文科省初等中等教育局長) の答弁による。以下に関連部分を引用する。

「法改正により新たに位置づけられました学校図書館法上の学校司書は, 学校の設置者が雇用する職員を想定しているものと理解しておりまして, 学校図書館業務を受託する事業者の方が雇用する方は, 学校図書館法上の学校司書には該当しないというふうに理解をいたしております。」

Changes of School Librarians' Job Descriptions from 1997 to 2015 in Japan: Examining the Reports of the Ministry of Education, MEXT, and the Actual Job Descriptions

Emiko TAKAHASHI[†]

[†]Doctor Course, Graduate School of Education, the University of Tokyo

This paper describes the changes of school librarians' job descriptions from 1997 to 2015 by the Ministry of Education, currently called MEXT, in Japan. In the 1950s most schools did not have teacher librarians, but rather had school library staff. Those library staff began to work as school librarians. As the School Library Act had been amended in 1997, teacher librarians were put into schools throughout the country to do library work from 2003. The School Library Act was amended again in 2014, and the word "school librarian" was written into the act for the first time. MEXT occasionally changes of the job descriptions of school librarians, and there are also differences from the actual school librarians' jobs. This paper examines the changes of the school librarians' job descriptions by MEXT, the differences with actual job descriptions, and the meaning of the changes.

Keywords: School Librarians' Job Descriptions, Teacher Librarian, School Library, MEXT

国際的な高齢社会政策枠組みにおける教育の位置づけの変遷

須藤誠[†]

[†] 東京大学大学院教育学研究科博士課程

本稿では国際的な高齢社会政策の枠組みの中に教育がどのように位置付いてきたのかを、国際連合の政策文書を通覧することで明らかにする。国際的な高齢社会政策枠組みは、第二次世界大戦以来「開発」をめぐる問題として位置付けられ、「開発」という語の持つ意味合いの変遷に影響を受けてきた。高齢者を対象とした教育は 1990 年代以降、経済開発の結果発生する副次的問題を解決するものとして、あるいは高齢者個人を労働力市場における人的資源として育成するものとして高齢社会政策枠組みに位置付けられており、2000 年代以降には後者が強化される様相も見せた。その一方で、高齢社会政策枠組みはコミュニティにおける人々の活動への視座を欠落させており、教育についての言及がなされるさいにも地域コミュニティへの注目が薄れた。

キーワード：高齢社会、開発、コミュニティ

社会政策枠組み

目次

1 問題の所在

- 1.1 国際的な高齢社会政策論の展開
- 1.2 コミュニティへの視点
- 1.3 高齢者教育の課題化

2 「開発」への注目

- 2.1 「開発」問題としての人口高齢化
- 2.2 「開発」の歴史の変遷
- 2.3 国連における「開発」議論
- 2.4 「開発」の意味をとらえる必要性

3 国際的な高齢社会政策枠組みの変遷

- 3.1 世界人口の高齢化の問題化と「ウィーン国際行動計画」
- 3.2 「国際人口開発会議」「世界開発サミット」を経て国際高齢者年へ
- 3.3 「マドリッド国際行動計画」における経済開発に向けた教育の位置付けの強化
- 3.4 「マドリッド国際行動計画」以降の高齢

4 まとめにかえて

1 問題の所在

1.1 国際的な高齢社会政策論の展開

本稿の目的は、国際的な高齢社会政策枠組み、具体的には国際連合（以下、国連）の政策資料等をもとに、国際的な高齢社会政策枠組みにおける教育の位置付けの変遷を明らかにすることである。これによって浮かび上がるのは、戦後以来の国際的な高齢社会政策枠組みおよび、高齢社会政策枠組みにおける高齢者を対象とした教育が、第二次世界大戦以来国際的に議論されてきた「開発」の意味合いの変遷に裏打ちされている様子である。

世界人口の高齢化に伴う諸問題の解決に向けた取り組みが、国際的に注目を集めている。たとえば 2015 年 9 月に開催された国連「持続可能な開発サミット」においては「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」¹ が採択され、このうち「宣言」

の中では、「誰一人取り残さない」という表現が用いられ、高齢者を含む脆弱な人々に対するエンパワーメントの必要性が明記された。国際的な高齢社会政策枠組みは、枠組み策定までになされた議論とともに、これまで多くの国の政策にも影響を与えてきた²。

1.2 コミュニティへの視点

こうした政策枠組みについては、世界的に進行する人口高齢化問題に国際的な注目を集め、問題解決に向けた行動を促進するという点において積極的な評価がなされる一方、その内容については批判的意見も存在する。すなわち、高齢社会の問題を高齢者個人に対して介入することで解決しようとする個体主義的な視点を重視する一方で、高齢者が実際に人間関係を取り持ち、尊厳を保ちながら生活している社会集団や地域コミュニティに対する視点を欠落させている、という批判である。

前田信彦は国連による高齢社会政策について、2000年代以降国連の中でも人口高齢化に関わる問題を牽引してきたWHO（世界保健機関）が提唱している「アクティブ・エイジング」概念を引き合いに出しつつ論じ、“「アクティブ（active）」とは、単に労働市場に参加したり、あるいは身体的にアクティブであるということのみならず、社会的、経済的、文化的、精神的な活動や市民活動への参加を継続するという意味が含まれて”³あり、“すでに労働力市場から引退した高齢者、あるいは病弱であったり障害をもっている高齢者であっても、家族や友人、コミュニティや国家に対してアクティブな貢献者として社会参加することが可能であるということ”を前提としている。したがって、ケアを必要とする高齢者など、すべての高齢者が健康寿命（healthy life expectancy）を延ばし、生活の質の向上を図っていくことが（略）究極的な目的である、という認識がWHOの政策理念には含まれている”⁴と指摘している。ここでは高齢者個人の健康寿命を伸長させ、生活の質を向上させるという、個体主義的な視点で高齢社会の問題が議論されていることがうかがえる。

国際的な会議での議論や行動計画についてはたとえば阿藤誠が、人口高齢化に関する国際的な会議、特に後述する2002年の第2回高齢者問題世界会議を振り返っている。阿藤は本来高

齢者個人のマイクロ問題に還元されない人口構成的・社会的なマクロな問題を含むはずのAgeingに関する議論が、個人の老化や人々の長寿化、高齢者の増大の問題の解決に向けた議論に矮小化されがちであった⁵ことを述べていた。

高齢社会の問題が高齢者個人の問題や高齢者数の増大の問題にとどまらず、集団の人口構成や人々が実際に生きる地域コミュニティの問題であることは、否定できない。人口の高齢化に伴う問題を高齢者個人の問題に矮小化し、個体への介入によって問題を解決しようとする視点からは、特定の社会集団や地域コミュニティの中で生を送る高齢者、という側面を見失いかねないように思われる。

1.3 高齢者教育の課題化

国際的な政策枠組みにおいて高齢者の生を送るコミュニティへの議論が欠落しているということは、政策枠組みにおける高齢者を対象とした教育の位置付けにそのまま表れている。

たとえば前述の「宣言」においては、高齢者を含む脆弱な人々が生涯学習の機会にアクセスできるようにすることで、開発の機会を利用し社会に十全に参加するうえで必要な知識や技能を習得できるようにしなければならないとされている（25）。WHOは、2007年にガイドブック『高齢者にやさしい世界の都市ガイド』⁶を刊行し、“文化活動、教育活動、伝統的活動も、多くの都市では高齢者にとって依然として重要な活動である。高齢者大学や、地元地域や高齢者センターの講座で生涯教育を行うことによって、社会との関与と学習が継続できる”⁷としている。

前田信彦は高齢社会政策の中で語られる教育の位置付けについて、“従来の福祉国家に見られる弱者としての高齢者への「保護」ではなく、高齢者も年齢にかかわらず社会に参加する「権利」と「義務」を付与する「積極的シチズンシップ」⁸を意味する「高齢者のシチズンシップ」という視点をもとに、“エンployアビリティ（employability）を高め労働力市場で職を獲得する、あるいはボランティア活動への参加によって社会貢献をするという「義務」が要請されることでもある、という「権利」と「義務」の両面から考えるべきである”⁹という考えから、職業教育を要請する生涯教育や成人が新たに能力・教養を獲得するためのリカレント教育が重

要な教育政策の柱となると読み解いている。ここでは教育的取り組みまでもが、市民ひとりひとりが社会参加の「権利」と「義務」を有することを目的に、個体主義的に構想されているのである。

このように、政策枠組みにおいて言及されるような高齢者教育には、高齢者ひとりひとりに教育を与えることで、社会的に活発に活動する前提となる知識や技能の習得を促進し、社会への統合を図る施策として位置付けているという特徴があることがわかる。教育によって高齢者を社会において活発に活動する存在へと育成したうえで、育成した高齢者を社会における人的資源として活用していくことを目的に政策が議論され、枠組みが策定されている様子がうかがえる。

2 「開発」への注目

2.1 「開発」問題としての人口高齢化

それでは、こうした高齢者教育を含む国際的な高齢社会政策枠組みが個体主義的な議論のもとで策定されている背景には、何が存在しているのだろうか。

もちろんそれが、政策枠組みが議論され策定される時々の政策主体間の政治的な駆け引きの結果である、と考えることも可能だろう。周知の通り、国際政治の舞台上で繰り上げられるアクター間の交渉と合意形成は政策枠組み策定の大きな要因である。しかし本稿の議論を先取りすれば、現在国際的に議論され、政策として策定されている高齢社会問題対策枠組みの内包する「開発」概念の変遷が、高齢社会対策枠組みに影響を与えているのではないかと、そして高齢社会対策枠組みにおける教育の位置付けに表れているのではないかと、ここでは考えてみたい。第2章以下で示されるとおり、常に高齢社会対策を議論し策定する文脈においては、高齢社会の到来に伴う問題が往々にして「開発」に関わる問題として論じられているためである。

2.2 「開発」の歴史の変遷

石井洋二郎によれば、昨今「国際開発」や「開発援助」というときに使われる「開発」の語は

元来「広げること」「展開すること」を意味する名詞であり、18世紀半ば頃から植物や身体器官などの「成長」、次いで比喩的に知的・人間的成長を表すようになり、さらに19世紀以降には経済や社会の「発展」や「進歩」を意味するようになったのだという¹⁰。石井は現在使われている「開発」概念が近代以降歴史的に主題化され、特定の文化的・思想的背景に依拠して形成されてきたことを述べている¹¹。経済や社会の発展や進歩と結びついた「開発」概念は、のちに20世紀前半の発展途上国の反植民地運動を経て、脱植民地経済化としての工業化の推進、貧困の撲滅と公正な分配社会の実現、国際社会への対等な参加といった共通課題の設定の必要のなかで「経済開発」というスローガンとして波及・定着した¹²。

2.3 国連における「開発」議論

国連での議論における「開発」概念の変遷に焦点を絞ると、恩田守雄によれば、国連は発足当時から1950年代にかけて、経済及び社会開発を具体的に進行する場としてコミュニティを想定していた。特に途上国の村落・都市のレベルにおいては、地域住民の積極的な参加とコミュニティ自身のイニシアティブを高めることを通してコミュニティの基本的な生活条件の改善と非物質的ニーズを満たすことを目指す「コミュニティ・ディベロップメント (CD: Community Development)」概念を構想していた¹³。これはのちに国連による社会開発の原点になったという¹⁴。しかし、こうしたコミュニティという人々が具体的に生活する場に着眼した社会開発は理念先行的な側面を持っていたため、途上国の実情との円滑な接合が困難なまま衰退し、ついには東西冷戦の激化と経済協力を中心とする国際的開発戦略の中に埋没し、本来の役割をやがて失っていったのだという¹⁵。

健康を肉体的・精神的・社会的福祉の状態としてとらえるWHOでも、1950年代に各国の社会・経済発展の段階に応じた「ベーシック・ヘルス・サービス」の概念を提唱し、1960年代にそれを発展、1970年代にはその社会的な側面にも配慮した「ベーシック・ヘルス・ニーズ」や「プライマリ・ヘルスケア」概念を提唱するようになった¹⁶。こうした概念的変遷を経

る中で、コミュニティを中心とした地域社会を重視し、人間の医療と保健衛生の向上を地域社会の中で進める視点が現れてきたのだという¹⁷。しかし、それは次第に国際労働機関（ILO）が同時期に提唱していた、労働力の一定水準の確保と雇用と生産量の増大を目指す「ベーシック・ニーズ」概念、そして人間の生存と幅広い活動に焦点を当てた「ベーシック・ヒューマン・ニーズ」概念に統合されていくことになった¹⁸。この時期には経済成長重視の戦略から、人間の生存を環境と調和させる開発戦略への転換がはかられ、のち 1980 年代には開発の中心に人間を置く、または開発を人間の様々な選択の幅の拡大と捉える「人間開発」概念が登場し、後述する「世界社会開発サミット」を始めとする国際会議などの影響から社会開発への期待が高まったが、実際のところは人間に対する関心は経済開発と結びついた諸能力の開発という点から、また社会に対する関心は経済開発の社会的側面としての貧困の解消や雇用の確保という面が強かったのだという¹⁹。

2.4 「開発」の意味をとらえる必要性

このように、時代の流れとともに「開発」（development）という言葉はその時代背景の文脈の中で意味を与えられ、経済や社会の発展・進歩から経済成長、さらには開発事業までを言い表すようになったのである。こうした「開発」概念の変遷に沿うように、国際的な高齢社会政策、そしてその中で想定される教育の位置付けの様子も変化していると考えられる。

以下、本稿では国際的な高齢者社会政策論の変遷として、国連における高齢社会政策に主たる影響を及ぼしてきた WHO のほか、世界の開発問題に関する議論と施策立案をリードしてきた UNDP（国連環境開発計画）や事務局経済社会局、また UNFPA（国連人口基金）の資料を概観し、そこで議論・策定されてきた高齢社会政策枠組みが「開発」問題として捉えられてきたことを示す。そののちに、この「開発」概念の変遷をたどりながら、高齢社会政策枠組みが個体主義的な視点で議論され、策定されるようになった背景を明らかにし、高齢社会政策枠組みの変遷に沿って教育の位置付けも変遷していったことを示したい。

なお、本稿では次のような時期区分のもとで

議論を進める。まず、第二次世界大戦後、高齢社会対策が最初に議論された 1982 年の高齢者問題世界会議までの時期において、高齢者問題が人道的な理由とともに開発的文脈から国際的に論点になっていく様子を概観する。次に高齢者問題世界会議から国際人口開発会議、世界開発サミットを経て、2000 年のミレニアム・サミットに至るまでの時期に、高齢社会における問題が人口問題や開発問題として位置付け、そこでの教育が経済開発の中で副次的に発生する問題を補完するものとして、ないしは経済開発に必要な人的資源を育成するものとして様子をとらえる。最後に第 2 回高齢者問題世界会議から現在に至るまでの間に、高齢化問題が経済開発の文脈の中に強固に位置付けられ、労働力市場における活用が期待される人的資源として高齢者が位置付けられていく様子をとらえる。

3 国際的な高齢社会政策枠組みの変遷

3.1 世界人口の高齢化の問題化と「ウィーン国際行動計画」

国連をはじめとする国際的な高齢社会対策枠組みについては、三浦嘉久²⁰が 1999 年時点までの動向をまとめているものの、それ以来のものについてのレビューおよび考察は管見にして見当たらない。

三浦によると、国連による高齢者問題に関する取り組みは 1948 年に採択された「高齢者の権利宣言」（declaration of old age rights）に始まり、その後国連総会が 1969 年、高齢化に関する世界会議の招集を決議したことを転機とし、高齢者問題が国際社会的な問題とされるようになった²¹。国連総会は 1977 年に高齢化問題を重要案件として取り上げ、次期総会で高齢化問題を検討することを決定した²²。

1982 年、オーストリアのウィーンにて「高齢者問題世界会議」が開催され、「高齢化に関するウィーン国際行動計画」（Vienna International Plan of Action on Ageing、以下「ウィーン国際行動計画」）が策定された。この計画文書は最初の国際的規模の高齢社会政策の枠組みを示した文書であり、以後の国連プログラムの指針となったという²³。「ウィーン国

際行動計画」では I「序説」A「人口学的背景」において高齢者問題をめぐる人口統計学上の傾向や人口構成の変化および今後の予測が説明され、続く B「高齢化の人道および開発上の側面」では、高齢者の特殊なニーズに関連する人道上の問題と人口の高齢化による社会・経済的な影響に関する開発上の問題の双方に言及がなされている。教育については「序説」Bにおいて人道上の問題の列举項目として含まれているほか、「序説」に続く「行動勧告」においては、世界中の多くの地域で高齢者が知識、文化および精神的な価値の伝達者であることが明記され、教育の単なる享受者ではなく教育文化活動において創造的・主体的な役割を果たすことが期待されるとした²⁴。

なお「ウィーン国際行動計画」以後は、1990年代には国連の政策は計画の策定段階から実践段階に移り、1991年には「高齢者のための国連原則」および「高齢化に関する宣言」が採択された。このうち「高齢者のための国連原則」では、「自立」、「参加」、「ケア」、「自己実現」、「尊厳」という高齢者にとって切実な5つの分野において国際的および国内的な行動が呼びかけられた。「高齢化に関する宣言」では、人口高齢化の問題が前例のない危急の課題であることが示され、1999年が国連高齢者年に指定された。

ここまでの高齢社会政策枠組みでは、高齢者の増加と世界人口の高齢化が人道・開発上それぞれの問題として発見され、高齢者がこれまでの人生の中で獲得した情報や知識、伝統や価値観を次世代につなげることによって自身の尊厳を保ち、地域に貢献することが重視されていたといえよう。「ウィーン国際行動計画」においてはこのような、いわばインフォーマルな教育を想定して教育が位置付けられていた。

3.2 「国際人口開発会議」「世界開発サミット」を経て国際高齢者年へ

高齢社会に関する国際的な政策枠組みの中で転機となったのは、1994年にエジプトのカイロで開催された「国際人口開発会議」（通称「カイロ会議」）である。同会議は UNFPA が主導的な役割を果たして開催された会議で、主に女性や女兒の尊厳や公平の問題について議論がなされた会議であった²⁵。この会議の中で、

人口問題の一環として高齢化に関する問題も取り上げられたのである。

この会議で採択された「行動計画」²⁶では人口の動向と経済・社会開発との統合が目指され、出生率を高めることにつながるような高い妊産婦死亡率と乳幼児死亡率を低減させること、子どもと若者の健康、教育、社会、訓練及び雇用のニーズを充足すること、高齢者、特に女性のための公平性、自立及び支援システムを拡充することに言及がなされた²⁷。

この会議については、開発問題と関連付けられた人口問題への対応が、社会集団に対する政策的課題としてというより、個人の行動の選択の問題として議論され始めたことに注目したい。カイロ会議では人口問題の原則は政府による「抑制」ではなく、選択に依存するものであるとの認識が示された²⁸。ここに、人口問題の解決が個体主義的に語られる様子を見ることのできるのではないか。「行動計画」においては、人口問題を解決する上で個人の選択肢を増加させるという文脈で、教育や保健サービスへのアクセスや能力開発、職業訓練などが位置付けられていた。

カイロ会議でのこれら合意事項は、1995年にコペンハーゲンで開催された「世界社会開発サミット」でも再確認された。このサミットでは世界118カ国の首脳が集まり、世界の経済及び社会の相互依存関係によって発生する諸問題を背景に、人口問題を含む広い範囲にわたる国際社会問題が総合的に取り上げられた。サミットでの議論をまとめたものとして採択された「コペンハーゲン宣言」および「コペンハーゲン行動計画」²⁹のうち「コペンハーゲン宣言」では、高齢者がよりよく暮らせる見込みを増すための政策的行動枠組みを国際的に設定することが確認され、「コペンハーゲン行動計画」では経済成長と市場の力の相互作用がより社会開発に結びつくようにするための人的資源開発、特に貧しい人々や社会からの疎外に苦しむ人々への教育、エンパワーメントや、参加のための能力開発に対する実質的な公的及び民間投資を確保することが明記された。

ここで確認したいのは、「世界社会開発サミット」の名称にも含まれている「社会開発」という言葉の意味である。社会開発という言葉の意味は文脈や論じる主体によって非常に様々

であり、「コペンハーゲン宣言」および「行動計画」中でも明確な定義がなされているわけではない。恩田は開発の現場での実践と学術的な理論とを踏まえ“開発の対象として「社会」の変動を具体的な生活場面で意図的に望ましい方向に導くこと”³⁰と定義している。この「社会開発」に関して、「コペンハーゲン宣言」では世界の経済及び社会の相互依存関係によって発生する諸問題を背景に、問題を解決するための“世界経済のグローバルな変容は、すべての国における社会開発のパラメーターを根本から変化させている。我々の挑むべきは、これらの変化や脅威に如何に対処して、大きな恩恵を引き出しながら、人々への悪影響を緩和することかができるかということである”³¹とされた。この表現からうかがえるのは、「世界社会開発サミット」において議論され、政策枠組みに盛り込まれた「開発」概念が、いわば経済開発の結果発生する問題を補完し解決するものとして提示されている様子である。

そしてこの「開発」概念は、「行動計画」中の教育の位置付けにも表れている。世界社会開発サミットにおける教育への配慮は、たとえば「コペンハーゲン行動計画」中に表れている。「コペンハーゲン行動計画」においては、“世界の経済及び社会の相互依存関係は、ますます増大している。貿易、資本の移動、移住、科学技術の革新、通信及び文化交流は地球的な規模のコミュニティを構築している。その地球的な規模のコミュニティは、環境の悪化、深刻な食糧危機、伝染病、あらゆる形態の人種差別、外国人排斥、さまざまな形態の不寛容、暴力・犯罪及び豊かな文化的多様性を失う危機により脅かされている”³²といったような経済のグローバル化に伴う諸問題を背景に、“知識、技術、教育、ヘルス・ケア・サービス及び情報へのアクセスの拡大”³³が言及されている。ここでも教育は経済開発による問題を補完する文脈で個人に教育を行うものとして位置付けられている。それと同時に、経済開発に必要な知識や技術を習得した人的資源を育成するという意味合いで教育が位置付けられていることもうかがえる。そしてこれは、2000年に開催された「ミレニアム・サミット」において採択された「ミレニアム宣言」、および1990年代に開催された主要な国際会議やサミットでの

開発目標をまとめた「ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)」においても引き継がれたのだった³⁴。

3.3 「マドリッド国際行動計画」における経済開発に向けた教育の位置付けの強化

それではミレニアム・サミット以降、国連の高齢社会政策枠組みはどのような変遷をたどったのだろうか。ここでは、第1回高齢者問題世界会議から20年を経た2002年にスペインのマドリッドで開催された「第2回高齢者問題世界会議」を取り上げたい。

この会議に先立って、WHOは「アクティブ・エイジング その政策的枠組み」³⁵という資料を提出している。この資料の中では“若年者同様、高齢市民も、農業や電気通信を始めとする新技術についてのトレーニングを必要としている。彼らが自主的に学習し、練習を重ね(略)れば、(略)高齢者は創造的かつ柔軟な存在であり続けられるのである”³⁶との言及がなされた。またこの資料では“自分の能力を使い、尊敬や尊重を受け、支援と介護の関係を維持・構築し続けられることができるようになる”³⁷とも示され、実際の場として、地元地域や高齢者センターといった、高齢者個人と市民社会、あるいは経済市場とを媒介するコミュニティについての言及もなされた。ここでは世界開発サミットからミレニアム・サミットまでに確認されたような、経済開発を補完するものとしてなされる教育の位置付けが現れている一方で、「ウィーン国際行動計画」において示されていたような、多様な機会において高齢者の役割を認め、それぞれの場所で高齢者の知恵や価値観を他世代に伝達させていこうとする、地域内でなされる教育への配慮も継承されていることがうかがえた。

これらの教育の位置付けは、第二回高齢者問題世界会議を経てどのように変わったのか。

第2回高齢者問題世界会議では「ウィーン国際行動計画」を引き継ぐものとして、今後の国際的な人口高齢化対策を示した「高齢化に関するマドリッド国際行動計画」(Madrid International Plan of Action on Ageing, 以下「マドリッド国際行動計画」)³⁸が新たに採択された。「マドリッド国際行動計画」では「世界社会開発サミット」および「ミレニアム・サミ

ット」の成果を踏まえることが確認され、「高齢者と開発」、「高齢に至るまでの健康と福祉の増進」そして「機能付与と支援的環境の整備」という3つのテーマごとに具体的な行動計画が示された。このうち「高齢者と開発」では、“高齢者は、開発プロセスに完全に参加し、その利益を享受できなければならない。いかなる人も開発から利益を受ける機会を否定されてはならない”とされる一方で、“開発は社会のすべての部門に利益を与えることができるものであるが、このプロセスの妥当性を維持するためには、経済成長による利益の公平な分配を実現できるような政策を策定し実施することが必要である”とされ、経済成長によって得られた利益を高齢者を含むすべての人々に分配し、高齢者を開発プロセスに組み込み、その利益を享受できるようにする、という循環構造を構想している様子が見て取れる。高齢者が参加し、その利益を享受するとされている「開発」の具体的中身としてやはり経済開発が想定されるようになったことがうかがえる。これは「マドリッド国際行動計画」を受けて国連事務局経済社会局が各国に示した資料である「マドリッド国際行動計画」を各国が実施するためのガイド³⁹の中で、高齢者が継続的な経済成長の資源であることや、人口の高齢化は開発のアジェンダに容易に統合しえるとしている⁴⁰ことからうかがえる。

そして「マドリッド国際行動計画」における教育の位置付けは、たとえば“高齢者は均質な集団ではないことを認識しつつ、例えば生涯学習や地域社会への参加などを通じて、生涯にわたって、かつ晩年において、自己開発、自己実現及び福祉の実現ができるような機会を提供する。”とも言及されている。特に所得を得るために必要な労働については“教育や訓練を受けないまま技術変化にさらされる高齢者は、疎外される可能性がある。(略) 高齢者が技術変化に触れる機会を持ち、これに参加しかつ適合することかができるようにするための施策を策定しなければならない”“訓練、再訓練及び教育は、職場の変化に参加しこれに適合する労働者の能力を決定する重要な要素である。技術変化や組織の変更は、従業員の技能を陳腐化させ、それまでに蓄積された業務経験の価値を大幅に引き下げる可能性がある。働いている高齢者

のために、知識に触れる機会、又は教育及び訓練を受ける機会に一段と重点を置く必要がある”という文中から見て取れる。教育は職業上の訓練をはじめ、労働力市場に高齢者個人が参加し、「開発」すなわち経済成長の利益を獲得するための手段と見なされるようになっているのである。

3.4 「マドリッド国際行動計画」以降の高齢社会政策枠組み

「マドリッド国際行動計画」ののち、国連における人口問題に関して中心的役割を担うUNFPAは2011年、「マドリッド国際行動計画」遂行の10年間の進捗状況を振り返り評価したレポートとして「21世紀の高齢化：祝福すべき成果と直面する課題」（“Ageing in the Twenty-First Century: A Celebration and A Challenge”）⁴¹を公開した。この中では、人口の高齢化のもたらす課題に立ち向かい利益を得るために、社会や労働力、そして社会関係や世代間の関係を構築する方策について、新しいアプローチを採ることが呼びかけられた。このレポートは2015年に「ミレニアム開発目標」が見直されることを念頭に、“国際社会が2015年以降の進路の方針の策定を準備しているとき、そのプロセスに高齢化と高齢者問題が確実に含まれるようにすることが重要である。世界で高齢化が急速に進むなかで、とくにミレニアム開発目標の枠組みに入っていない高齢者について明確な開発目標を検討しなければならない”⁴²とし、開発と高齢者問題との関連性を意識する重要性を指摘している。

このように、「マドリッド国際行動計画」以来、高齢者個人を教育し、経済成長のための人的資源として活用しようとする姿勢が強く表れるようになった様子が見て取れる。

4 まとめにかえて

本稿においては第二次世界大戦以降、特に1980年代以降の国連による高齢社会対策に関わる政策文書を通覧することによって、議論・策定されて国連によって戦後以来議論されている「開発」をめぐる課題として議論・策定されながらも、その都度の「開発」概念の意味合いに沿ってきたことを確認した。それは、戦後

から「ウィーン国際行動計画」に至る時期まで高齢社会対策が人道上の側面と開発上の側面の双方から語られ、地域における高齢者の多様な役割が想定されていたものが、「カイロ宣言」において人口問題が開発や経済の問題と統合され、「世界社会開発サミット」以降、経済開発を補完するものとしての社会開発や、さらには経済開発に向けた人的資源の育成の文脈に引き寄せられて語られるようになり、政策枠組みが策定されるようになっていく様子だった。

「マドリッド国際行動計画」以後は高齢者の能力を開発することで、高齢者を労働力市場で活用し、経済開発を強化し、貧困の解消や雇用の確保を実現する文脈で政策枠組みが議論・策定されている様子がうかがえた。高齢社会政策の枠組みを国際的に議論する中で市民社会や経済市場との間に存在する集団やコミュニティが着目されてこなかった背景には、こうした「開発」の変遷の様子があるように考えられる。

教育については、1980年代の「ウィーン国際行動計画」時点では地域において高齢者が担ってきた、知識や技能、価値観の伝達者としての役割が注目され、地域のインフォーマルな教育活動の中で高齢者が地域に貢献することが想定されていた。しかし、カイロ会議では政府によるマクロ的視点に代わり個人の選択を重視するミクロ的視点が強調されることで、人口問題の解決が個体主義的に議論される方向に傾いた。加えて世界開発サミット以降は経済開発に伴う問題を補完的に解決するためのものとして、あるいは高齢者を人的資源として労働力市場に投入することを想定したものとして教育が位置付けられるようになった。このうち後者については「マドリッド国際行動計画」以降強化され、高齢者個人を対象にした能力開発や職業訓練が強調されるようになった。

以上のような政策資料の検討を踏まえると、WHOを始めとする国際的な高齢社会対策に関する政策枠組みを学術的、ことに教育学的な文脈の中に位置付けるには、その背景に「開発」の意味合いの変遷が存在することと、「開発」概念が特定の文脈で使用されてきたことを認識することが必要だといえるのではない。

しかしながら、国際的な高齢社会政策枠組みや、その中で教育的取り組みが、地域ごとの多様性を踏まえた上でどのように受容され、運

用されてきたのかについては本稿で検討できなかった。国際的な高齢社会政策枠組みの受容の様子や各国、各地域での運用の様子を見ることは国際的な枠組みをひとつの参照にしながら各国の高齢社会政策の特徴をあぶり出すことにもなる。これについては今後引き続き検討していくべきこととしたい。

注

¹ 国際連合 Web サイト 入手先 URL:

http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/70/L.1 (アクセス日: 2016/01/07)

² たとえば日本では、後述する第2回高齢者問題世界会議および「マドリッド国際行動計画」を踏まえ、内閣府が世界的に進行する人口高齢化に対処するための国際的協力や非政府組織とのネットワークづくりのための事業を実施した。内閣府『平成17年度版 高齢社会白書』2005年。入手先 URL:

http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2005/zenbun/pdf/h17_00minister.pdf (アクセス日: 2016/01/07)。

³ 前田信彦 『アクティブ・エイジングの社会学-高齢者・仕事・ネットワーク』 ミネルヴァ書房, 2001, p. 9.

⁴ *Ibid.*

⁵ 阿藤誠 “学会消息 第2回高齢者問題世界会議” 『人口学研究』 No. 31, 2002, p. 100-102.

⁶ World Health Organization. *Global age-friendly cities: a guide*. Geneva, 入手先 URL:

http://www.who.int/ageing/age_friendly_cities_guide/en/ (アクセス日: 2015/10/05)。日本語訳は WHO 編著 『WHO「アクティブ・エイジング」の提唱: いきいき高齢期: 政策的枠組みと高齢者にやさしい都市ガイド』 [*Global age-friendly cities: a guide*, 2007] 日本生活協同組合連合系医療部会翻訳・編集, 萌文社, 2007, p. 95-248 を参考に, 筆者が行った。

⁷ WHO 編著, *op.cit.*, p. 173.

⁸ 前田信彦, *op. cit.*, p. 198.

⁹ *Ibid.*, p. 201.

¹⁰ 石井洋二郎 “思想としての開発” <川田順造ほか編 『岩波講座 開発と文化 2 歴史のなかの開発』 岩波書店, 1997.> p. 30

¹¹ *Ibid.*, p. 45.

¹² 末廣昭 “序章 開発主義とは何か” <東京大学社会科学研究所編 『20世紀システム 4 開発主義』 東京大学出版会, 1998.> p. 2.

13 恩田守雄 『開発社会学 理論と実践』 ミネルヴァ書房, 2001, p. 54-56.

14 *Ibid.*

15 *Ibid.*, p. 60-63.

16 *Ibid.*, p. 69-70.

17 *Ibid.*

18 *Ibid.*

19 *Ibid.*, p. 71-83.

20 三浦嘉久 “国際高齢者年と成人教育の課題” <日本社会教育学会編 『高齢社会における社会教育の課題』 東洋館出版社, 1999> p. 60-85.

21 *Ibid.*, p. 61-62.

22 *Ibid.*

23 *Ibid.*

24 *Ibid.*, p. 64-65.

25 国連広報センターWeb サイト a 入手先 URL: <http://www.unic.or.jp/files/icpd.pdf> (アクセス日: 2015/10/05).

26 国連人口基金東京事務所Web サイト 入手先 URL:

<http://www.unfpa.or.jp/cmsdesigner/data/entry/icpdmogs/icpdmogs.00010.00000003.pdf> (アクセス日: 2016/01/07)

27 国連広報センターWeb サイト a, *op. cit.*

28 *Ibid.*

29 国連広報センターWeb サイト b 入手先 URL:

http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2005/zenbun/pdf/h17_00minister.pdf (アクセス日: 2015/10/05).

30 恩田, *op. cit.*, p. 29.

31 国連広報センターWeb サイト b, *op. cit.*, p.

5.

32 *Ibid.*, p. 26.

33 *Ibid.*, p. 27.

34 文書については, 国連広報センターWeb サイト b 入手先 URL:

<http://www.un.org/millennium/declaration/ares552e.htm> (アクセス日: 2015/01/07).

35 World Health Organization. *Active Ageing: A Policy Framework*. Geneva, 2001. 入手先 URL:

http://apps.who.int/iris/bitstream/10665/66682/1/WHO_NMH_HPS_01.1.pdf (アクセス日: 2015/10/08)。以降, 日本語訳は筆者。

36 *Ibid.*, p. 28-29.

37 *Ibid.*

38 内閣府 Web サイト 入手先 URL: <http://www8.cao.go.jp/kourei/program/madri2002/plan2002.html> (アクセス日:

2015/10/08)

39 Division for Social Policy and Development. *Guide to the National Implementation of the Madrid International Plan of Action on Ageing*. New York, 2008. 入手先 URL:

<http://www.un.org/esa/socdev/ageing/documents/papers/guide.pdf> (アクセス日: 2015/10/08)。

40 *Ibid.*, p. 19-22.

41 国連人口基金, ヘルプエイジ・インターナショナル 「21世紀の高齢化: 祝福すべき成果と直面する課題 Ageing in the Twenty-First Century: A Celebration and A Challenge」 NPC 日本出版, 2012. 入手先 URL:

<http://www.unfpa.or.jp/cmsdesigner/data/entry/publications/publications.00034.00000007.pdf> (アクセス日: 2015/09/23).

42 *Ibid.* p. 9.

The Change of Position of Education in the International Policy Framework for Aged Society

Makoto SUTOU[†]

[†]Graduate School of Education, the University of Tokyo

This paper aims to explore the change of position of education in international policy frameworks for the aged society, especially those which have been discussed by United Nations (UN). The international policy frameworks for aged society has been regarded as “developmental” issues, and the change of the meaning of “development” has affected on the international policy frameworks for aged society and the roles of education. Education for elderly people has been expected to play the role of solving problems caused by economic development, or training elderly people individual as human resource since 1990s. This “development” concept has been overlooked the existence of local communities.

Keywords: Aged Society, Development, Community

2015年度 研究室活動記録

オープンラボ記録

本年度のオープンラボは昨年度に引き続き、1日2回開催し、大学院生による研究室紹介と個別相談を行った。

<実施概要>

◆日時：2015年5月27日(水)

第1部 15:00～16:15

第2部 18:30～19:45

<コース紹介>第1部

宮本愛(図書館情報学研究室)

松田弥花(社会教育学・生涯学習論研究室)

<コース紹介>第2部

朱心茹(図書館情報学研究室)

末光翔(社会教育学・生涯学習論研究室)

ワンデーセミナー記録

本年度も図書館情報学研究室と社会教育学・生涯学習論研究室の研究交流を目的として、両研究室の大学院生が研究内容を発表した。

<実施概要>

◆日時：2015年9月7日(月) 10:00～14:20

◆会場：教育学研究科・教育学部棟156教室

◆発表者：高橋恵美子、末光翔、宮田玲、須藤誠、山口真由

2014年度 講義内容一覧

【生涯学習論基本研究Ⅲ】担当：教授・牧野篤，准教授・李正連，講師・新藤浩伸

夏学期のゼミでは、「「公的」社会教育とは何であるのか 戦後社会教育の発足にあたって」というテーマのもと、①寺中作雄『社会教育法解説／公民館の建設』(1995)、②松下圭一『社会教育の終焉【新版】』(2003)の2冊の文献、およびそれと関連する周辺文献を購読した。とりわけ社会教育終焉論については、終焉論が話題となった社会

的背景をふまえつつ、社会教育研究者たちによる様々な反論のロジックを抽出することで、改めて社会教育とは何であるのかということについて考察することを目指した。

【生涯学習論特殊研究Ⅲ】担当：教授・牧野篤，准教授・李正連，講師・新藤浩伸

冬学期のゼミでは、①松田武雄編著『社会教育福祉の諸相と課題』(2015)、②小川利夫・高橋正教『教育福祉論入門』(2002)、③『教育学研究』第82巻第2号 特集「教育学にとってのエビデンス」(2015)の3冊を講読した。前半、①②の文献では社会教育と福祉との関連、広くは「教育」と「福祉」との重なりやかかわりについて、諸外国の事例も交えながら検討した。日本における社会教育と諸外国での Social Pedagogy が指す範囲や概念の相違について議論が及んだ。③の文献では、教育学研究におけるエビデンスの意味について、各論文の論旨やその背景にある筆者の立ち位置を比較しながら議論がすすめられた。また、文献講読と平行し、院生プロジェクト研究として「NPO法人街ing本郷」と「岡さんのいえTOMO」への参加・研究を継続して実施した。

【生涯学習論論文指導】担当：教授・牧野篤，准教授・李正連，講師・新藤浩伸

本ゼミは、研究室所属の大学院生が各自の研究の内容を報告し議論する場として毎週開講されている。各学期に1人1回以上、学会発表、投稿論文、修士論文、博士論文等の内容について報告した。本年度は具体的に、以下のような研究報告があった。(1)子どもや若者、高齢者の学びや生き方に関する研究、(2)美術館やホールなどの文化施設の制度や実践に関する研究、(3)福祉的な領域と接近した教育・学習に関する研究、(4)日本や諸外国におけるまちづくり／コミュニティ活動に関する研究などである。

【障害・発達・ケア・家族】担当：非常勤講師・丸山啓史

本集中講義は、講師による講義と受講者による発表・ディスカッションによって構成された。

集中講義の前半(7月27日・28日)では国内の障害者教育が辿ってきた歴史が概観され、その上で障害者教育の制度、障害者教育実践を担う組織や職員の姿、障害者の発達・教育を支える家庭

を取り巻く環境などについて、講師が実際に関与している教育実践事例も言及されながら紹介された。これと同時に、障害者教育を議論するうえで参照される分析視角について、障害学や福祉社会学といった関連領域における研究蓄積を踏まえた解説もなされた。

集中講義の後半(8月24日・25日)では前半での講義の内容を受けつつ、参加者のうち数人から、自身が普段扱っている研究領域から見た障害者教育の特徴について考察が自由に発表された。発表ののちには講師・受講者間でディスカッションが展開され、障害者の発達や教育を支える制度や実践の普遍性と特殊性の双方について、理解が深められた。

【プログラム評価論】担当：非常勤講師・安田節之

医療、保健、福祉、教育など対人・コミュニティ援助を目的とした領域のプログラムについて、それらを評価する目的やその方法、評価の分類について学ぶ講義である。

講義では最初に評価の概要について学んだ後、実際に受講者各自でプログラムの設計を始め、そのプログラムの評価枠組みまで設計してレポートとしてまとめることを目指した。

その進捗状況について担当教員に報告を行い、コメントを頂く過程で、プログラムのゴールやロジックモデル、その評価デザインなどプログラムとその評価に関する基礎的な事項への理解を深めていった。

この講義を通して、既存のプログラムの改善—評価の目的の一つであるが—を図っていくための一つの視点を得ることになる。また社会教育領域における評価の課題について考える上でも、評価に関する従来の考え方や方法論を正しく把握することが有用であると思われた。

【北欧の生涯学習と図書館】担当：非常勤講師・吉田右子

本授業では、デンマーク・スウェーデン・ノルウェーを中心とした北欧諸国における公共図書館のサービスや現状を知ることを目的とし、実際の図書館や閲覧室等の写真資料を用いながら講義が行なわれた。講義のうち3回はゲストスピーカーとして筑波大学大学院博士課程の和気尚美氏にお越しいただき、主にデンマークの公共図書館にお

ける先進的な取り組みやマイノリティサービス(特にイスラム移民)に対するサービスの実態について紹介していただいた。また、受講者全員が北欧における社会教育に関して任意のテーマを設定し、最終2回の授業で発表・議論を行なった。本授業を通し、北欧では土地や気候・地域の特性に合わせて多様な図書館サービスが行なわれていること、司書制度が確立していること、生涯を通じて一人ひとりの日常の中に図書館がごく当たり前に存在していることなどを学んだ。また、受講者の所属コースが多様だったため、講義・発表を通じて様々な観点から幅広く図書館の在り方や可能性について議論し、知識を深めていくことができた。

【図書館情報学理論研究】担当：非常勤講師・吉田右子

本ゼミでは、アメリカ・日本における公共図書館サービスの歴史に関する文献購読と修士論文執筆に向けた研究の進捗状況の報告・議論を中心に行なった。文献は①川崎良孝編著『図書館トリニティの時代から揺らぎ・展開の時代へ』(京都図書館情報学研究会, 2015) ②小川徹, 奥泉和久, 小黒浩司著『公共図書館サービス・運動の歴史 1: そのルーツから戦後にかけて』(日本図書館協会, 2006)を使用し、受講者で担当箇所を分担し事前的要約、授業時に発表し内容について議論をするという形をとった。文献購読を通し、①アメリカでは日本よりもはるか前から国、州や連邦によって図書館設置の必要性が認識され、図書館に関する法整備が進められてきたこと②日本では戦前から児童サービス、レファレンスサービスが図書館活動において重視されていたことを理解した。受講者の興味関心が図書館史研究であったこともあり、各々の研究について検討・議論していく中で図書館史研究の方法論や意義を共有することができた。

【図書館情報学研究方法論】担当：教授・影浦峯

本ゼミでは、(1)確率と統計の知識を学ぶこと、(2)本の読み方を学ぶことを目的に掲げ、Probability and Statistics 4th Edition (DeGroot & Schervish, Boston: Addison-Wesley, 2012)を講読した。(1)確率と統計の知識に関しては、各受講生が担当部分の資料を作成し、紹介と解説を行

う形で進められた。その際には、発表の技術的な側面にも目が向けられた。前期の講義ではテキストの第1章「Introduction to Probability」及び第2章「Conditional Probability」を仔細に検討した。(2)本の読み方に関しては、「5層の読み方」を意識した。すなわち、「1. 文字通りに読む; 2. キーワードを書き出しながら読む; 3. 議論のまとまりに指示的な言葉を与えながら読む; 4. 議論のまとまりに報知的な言葉を与えながら読む; 5. 俯瞰的な構造を意識しながら読む」ことである。「読む」という行為を具体的な動作として実行することで、「読み方」を習得することを目指した。

【情報媒体構造論】担当：教授・影浦峽

今年度は「説明とは何か」を明らかにすることを目的とし、説明を構成する要素やそれらの機能について考え、説明が成り立つために必要な知識と言語表現について学んだ。

教材はなく影浦教授による課題と解説、受講者のディスカッションにより授業は進行した。説明を構成する要素は定義・参照・構築・命題・列挙の5つがあり、これらの要素が説明の文脈の中でどのように使われているのかを合成関数の微分問題の証明を通して確認したのち、構成要素の中でも定義と参照に注目し、その形式、機能と作用について考えた。

定義については論理的に形式・機能・作用を確認し、「説明する人と説明される人の関係」、「識別性と妥当性」、「定義される概念の位置付け」を考えることが必要十分な定義をする際に重要であると整理した。

参照についてはその形式・機能・作用について論文における引用を例に列挙し、背景・先行研究・方法論・分析・結論という論文の5つの機能ブロックごとに、参照が必要な箇所と参照される対象となる知識・情報の類型について確認した。

【図書館情報学総合研究】担当：教授・影浦峽、教授・根本彰

【図書館情報学論文指導】担当：教授・影浦峽、教授・根本彰、非常勤講師・吉田右子

大学院生は年間を通して指導教員のもとで各自の研究を進めるとともに、通称「総合ゼミ」と呼ばれるゼミにおいて進捗状況を報告し議論する。総合ゼミは毎月1～2回開かれ、夏学期・冬学期ともに各学生1回以上の発表の機会が設けられて

いる。修士課程1年生は、卒業研究の内容報告や修士論文のテーマ決めを行う。修士課程2年生は、修士論文の進捗報告が中心である。博士課程は、博士論文の進捗報告に加えて、学会発表の予行練習や投稿論文の検討を行う。本ゼミの特徴は、内容面での議論のみならず、発表形式や配布資料の構成と体裁、スケジュールの立て方など研究遂行に関わる多面的な議論とアドバイスがなされる点である。本年度の研究テーマは学校図書館、図書推薦、百科事典、フォントなど多岐にわたっていた。また、12月には筑波大学吉田右子教授の研究室との合同ゼミを開催し、両研究室から数名ずつ研究内容を発表することで、活発な議論および交流が行われた。

2015年度 個人研究報告

(図書館情報学研究室 博士課程)

[井田浩之]

現在、ロンドン大学(UCL Institute of Education)の博士課程で研究しています。本年度の活動は、1)情報リテラシー研究の位置付け、2)英国の研究/教育主導型大学の図書館を対象とした学習環境調査、3)学術情報のリテラシー的解釈に集約できます。1)については、図書館情報学的な「情報リテラシー」がスキル単位の指導に収斂していますが、人の読み書き(情報の評価)が実際には、複雑な文脈で行われる前提に立ち、リテラシー研究の枠組みで批判的に検討しています。これは博士論文の1章分に該当し、その一部を2016年度中に国際会議で発表予定です。2)については、2015年9月に英国の大学図書館を訪問調査しました。図書館の学習環境は、各機関の社会的使命を体現したものであることを確認しています。3)については、『英語を学ぶ・教える』(ひつじ書房、2016年刊行予定)に成果の一部が収録予定です。

[高橋恵美子]

本年度は学校司書についての本のための執筆作業、全国SLA機関誌『学校図書館』記事にあらわれた「公立小中高校の司書教諭・教諭・学校司書の実践内容に関する分析」のまとめ、紀要論文「1997年から2015年までの学校司書の職務内容の変化—文部省の見解及び会議報告を中心に—」の執筆を行った。学校司書についての本は、執筆

途中である。「公立小中高校の司書教諭・教諭・学校司書の実践内容に関する分析」は、9月のワンデーセミナーで報告した。

8月神奈川県学校図書館員研究会夏期研究会で「この10年を中心に全国からみた神奈川の研究会」報告、9月出版労連第42回出版研究集会分科会2で「学校図書館を知る&高校の図書館」報告、10月第101回日本図書館協会全国図書館大会第5分科会学校図書館2で「学校図書館と図書館の自由を振り返る」報告、12月アジア太平洋メディア情報リテラシー教育センター第13回MIL研究会で「学校図書館とメディア・リテラシー教育」報告を行った。

〔宮田玲〕

2015年1月～12月までの主な研究活動は以下の通りです。

1. 執筆／発表

(研究ノート) 宮田玲, 矢田峻太郎, 浅石卓真「学校図書館による教員サポートのための図書推薦支援システム」生涯学習基盤経営研究, No.39, pp. 61-72, 2015年

(国内学会) 宮田玲, Cecile Paris, Anthony Hartley, 影浦峽「機械翻訳の活用を見据えた文書構造と言語表現の対応づけ: 自治体手続き型文書を対象とした予備的報告」言語処理学会第21回年次大会, 京都, pp. 545-548, 2015年3月

(国内学会) 宮田玲, 浅石卓真, 矢田峻太郎「教科・単元に関連した図書を自動収集する試み: 中学社会地理的分野を対象として」日本図書館情報学会春季研究集会, 京都, pp. 70-73, 2015年5月
(講演) 宮田玲「文書構造を考慮したMTの活用方法」第3回翻訳通訳テクノロジー研究プロジェクト会合, 関西大学, 2015年6月13日

(国内シンポジウム) 宮田玲, 藤田篤「機械翻訳向け前編集に有効な書き換えルールに関する調査」NLP若手の会第10回シンポジウム, 石川, 2015年9月【奨励賞受賞】

(国際会議) Rei Miyata, Anthony Hartley, Cécile Paris, Midori Tatsumi, Kyo Kageura. Japanese Controlled Language Rules to Improve Machine Translatability of Municipal Documents, MT Summit 2015, pp. 90-103, Miami, November 2015

(国際会議デモ) Rei Miyata, Masao Utiyama, Anthony Hartley, Cécile Paris, Kyo Kageura,

Eiichiro Sumita. MuTUAL: An Authoring Support System for Municipal Text Multilingualisation, MT Summit 2015: Technology Showcase, Miami, Florida, November 2015

2. その他

・リサーチアシスタント, 東洋大学社会学部
・インターンシップ, 情報通信研究機構 (NICT) ユニバーサルコミュニケーション研究所 多言語翻訳研究室

・国際会議プログラム委員 (査読担当), 28th Australasian Joint Conference on Artificial Intelligence (AI 2015)

・有期技術員, 情報通信研究機構 (NICT) 先進的音声翻訳研究開発推進センター 先進的翻訳技術研究室

(図書館情報学研究室 修士課程)

〔高浪雅洋〕

本年度は、修士論文「高等学校における探究学習の概念とその教育的意義に関する研究—京都市立堀川高等学校における実践事例を通して—」の執筆が中心的研究となりました。修士論文では、これまでの探究学習の歴史の変遷を辿るとともに、実践報告にあらわれる高等学校における探究学習の実相を整理した上で、堀川高校におけるフィールドワークを通して、探究学習の現状を明らかにしました。これらの文献研究と実践研究を通して、高等学校における探究学習の概念とその教育的意義に関する一つの考えを提示することができました。次年度からは研究室を離れますが、修士課程で明らかになった研究課題を引き続き念頭に置きながら、励んでまいりたいと思います。

〔矢田峻太郎〕

昨年度に引き続き『『前読書家』の読書を触発する図書推薦システム』の研究開発を行っている。

6月に徳島県で開催された言語理解とコミュニケーション研究会 (電子情報通信学会) にて「図書に言及するツイートのクラスタリング分析による類型化」を、12月に韓国で開催された Asian Digital Library Conference で “Identification of Tweets that Mention Books: An Experimental Comparison of Machine Learning Methods” を、それぞれ口頭発表した (いずれも影浦峽教授との共同研究)。

その他、国立情報学研究所高野研究室にて進捗報告や論文輪講セミナーに継続的に参加したほか、本学工学系研究科鶴岡研究室と合同でプログラミング言語 Python の勉強会を企画・運営した。

また本年度は修士課程を2年目とし、修士論文の執筆を行った。

[山田翔平]

2015年度は、研究の面では、修士論文に向けた研究と修士論文の執筆に主に取り組んだ。修士論文のタイトルは「百科事典の概念を構成する属性を手がかりとした Wikipedia の分析」である。研究の手法として文献のレビューを採用したことから、文献の探索と批判的な検討に力を注いだ。また、科研費研究費補助金の支援を受けた共同研究も進め、日本のベストセラー図書の調査結果について分析をした研究成果を“A descriptive study of physico-symbolic traits of Japanese bestsellers since WWII”というタイトルで、Asia-Pacific Library and Information and Practice 2015にて発表を行った。研究室の運営に関しては、オープンラボ委員とワンデーセミナー委員を、高浪雅洋さん、松尾有美さん、付雨菲さんらと務め、研究活動の広報と研究室間の交流に寄与した。また、図書館情報学研究室に必要な図書を選定する図書委員が今年度より置かれることになったが、その委員にも加わり、論文雑誌の書評のレビューを行った。

[朱心茹]

本年度より図書館情報学研究室の修士課程に入学しました。卒業論文のテーマでもあった「書体」及び「書体に含まれる言語以外の情報」に関心を持ち、修士論文のテーマを定めるために関連する先行研究を読み進めました。夏に受講した「障害・発達・ケア・家族」という集中講義がきっかけとなり、「ディスレクシアのための和文書体」というテーマに取り組むことを決めました。後期からは、先行研究における「文字の読みやすさ」の評価方法を横断的に整理すること及びプログラミングの手法で数値的に書体の形を操作することに力を入れました。1月に訪問したディスレクシア支援に取り組むNPOで、研究の評価実験に協力していただけることになりました。

個人研究のほかには、図書館情報学研究方法論及びM1研究ゼミナールで本の読み方、論理的な

考え方、資料の作り方、ペース・メイキングの仕方など、研究における技術的な側面を学びました。

今後は修士論文執筆に向け、引き続き文献整理、ツール作成、実験設計を進めていく予定です。

[宮本愛]

今年度修士課程に入学した。今年度は、来年度の修士論文執筆に向け「女性の図書館利用と婦人閲覧室:戦前期日本における公共図書館を中心に」というテーマを設定し、①婦人閲覧室という空間の実態②女性利用者の階層と利用者数③女性の図書館の利用目的を明らかにすべく、先行(関連)研究の収集・整理、閲覧人数や貸出人数を知ることができる統計資料(東京市立図書館編『東京市立図書館一覧』1918~1919, 1920~1921, 1926ほか)、女性の図書館利用の実態を知ることができる雑誌記事・新聞記事(読売新聞、朝日新聞)等の資料を中心に収集を行なった。また、総合ゼミ等で自身の研究に関して教授や院生から様々なフィードバックを得ながら、研究の進め方や方法論について学んだ。来年度は、当時の教育制度や階層構造など文化的・社会的背景の理解をより強固なものにし、リサーチクエスション・研究意義を明確なものにしつつ、収集資料の分析を中心に研究を進めていく予定である。

[岩井美樹]

本年度の研究活動は以下の通りです。

- ・プログラミング勉強会の実施:他研究室の学生とプログラミング勉強会を行いました。東北大学 乾・岡崎研究室が提供している言語処理100本ノックの課題を解き、参加者同士で難しかった点や工夫した点を共有しました。

- ・卒業論文の学会発表:卒業論文「ニューラルネットワークを用いた述語項構造概念ベクトルの学習」をもとに、10月末から上海で開かれたPACLIC2015にてポスター発表を行いました。

- ・M1ミーティング:M1で月に1回集まって修士2年間での研究について話し合いました。後期は各自の研究テーマに関する論文紹介を行いながら、それぞれの研究内容を具体化していきました。

- ・修士論文研究テーマに関する情報収集:「専門用語抽出」をキーワードに関連文献を検索し、論文を参照しながら修士論文の研究に必要な背景知識や情報を整理しました。

〔唐麟源〕

本年度より、学際情報学府文化・人間情報学コースの修士課程に入学しました。影浦研究室に所属しています。大まかな関心は、国会答弁における言説です。本年度の研究活動は、研究対象の明確化、方法論の確立および研究の学問領域における位置付けの確定を中心としていました。また、先行研究の整理に関しては、日本の議会研究の整理が一段落つき、現段階では、言説分析の概念整理に取り組んでいます。

前期では、文化人間情報学の基礎と研究法を授業を通じて学び、考えることを考えるための洋書輪読ゼミナールに参加しました。後期では、主に自分の研究に努めていました。前後期を通して、プログラミング勉強会に参加し、実践的な課題に取り組みながら、自然言語処理における基本的な研究スキルを習得しました。また、修士1年生が集うゼミナールで、ほかの領域からも刺激と知見を受けました。

〔社会教育学・生涯学習論研究室 博士課程〕

〔豊田香〕

2015年1月～12月における研究・活動内容を報告します。

〈査読付き論文〉

・(単著)「専門職大学院ビジネススクール修士による生涯学習型職業的アイデンティティの形成：TEA分析と状況の学習論による検討」『発達心理学研究』26(4), 2015年12月, pp. 344-357.

〈学会発表〉

・(ラウンドテーブル企画+単独発表) 企画名「成人のアイデンティティの変容と発達が示す社会的支援の介入のタイミングの検討—質的研究法TEAを分析の枠組みとして」。単独発表タイトル「専門職大学院ビジネススクールの学びにより変容する職業的アイデンティティ」。日本発達心理学会第26回大会, 2015年3月20日, 東京大学本郷キャンパス。

・(会員企画+単独発表) 企画名「質的研究法を基礎とした思考技術プログラム開発の試み：時間的展望(過去・現在・未来)能力に着目したキャリア発達支援ツール」。単独発表タイトル「社会人の未来展望能力開発にむけた思考技術:未来等至点」日本質的心理学会第12回大会, 2015年10月3日, 宮城教育大学。

・(単独発表)「専門職大学院ビジネススクールが

可能にする日本型グローバル人材像—ダブルループ学習の限界, トリプルループ学習の可能性」人材育成学会第13回年次大会, 2015年12月13日, 中央大学多摩キャンパス。

〈その他勉強会・活動等〉

・(主催)「未来等至点キャリアデザインワークショップ」。2015年1月10日。東京四谷レンタルルーム。専門職(医師・臨床心理士・大学教員・企業マネジメント等)を対象とした, キャリアデザインワーク開発のための試験的なワークショップの開催。

・(共同企画) 質的研究法TEA東京勉強会の企画・開催。2015年6月14日。立命館大学東京サテライトキャンパス。

・(参加) 第4回活動理論学会。2015年7月18日。関西大学。

・(共同企画) 質的研究法TEA東京勉強会の企画・開催。2015年8月6日。東京大学本郷キャンパス。

〔中村由香〕

本年度行った研究活動は、以下の通りです。

【論文・雑誌記事】

・(共著)「シブヤ大学の沿革と活動」『社会教育』827号, 2015年5月号。

・(共著)「調査結果の概要」, (単著)「多様な組織・機関との連携・協働の状況」国立教育政策研究所編『多様なパートナーシップによるイノベーションな生涯学習環境の基盤形成に関する研究(IV): 中間支援組織調査(平成26-27年度プロジェクト研究調査報告書)』(印刷中)。

【学会発表】

・(単)「育児期女性の社会参加とその支援方法に関する研究」日本社会教育学会第62回大会, 2015年9月。

【その他】

・国立教育政策研究所生涯学習政策研究部 研究補助者(2014年6月～)

・日本弁護士連合会法制部 法制第一課情報統計室 研究員(2015年3月～)

・ニッセイ基礎研究所 研究アシスタント(2015年8月～10月)

・生協総合研究所 研究員(2015年11月～)

〔大山宏〕

本年度行った研究活動は、以下の通りである。

1. 論文

・「都市青年による集団形成の意義—1960年代から1980年代の日本都市青年会議の取り組みに着目して—」『生涯学習基盤経営研究』第40号掲載予定

2. 書籍

・『子ども NPO 白書 2015』（特定非営利活動法人日本子ども NPO センター編，エイデル研究所，2015年9月）の編集及び執筆（pp. 122-127）

3. 報告書

・東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室 内灘町社会教育調査チーム『住民を主役にする公民館—内灘町公民館調査報告 3—』（学習基盤社会研究・調査モノグラフ第10号）2015, pp. 17-20（松尾有美と共著），71-74, 94-97

4. 学会発表等

・「子ども・若者支援専門職の基本理念」日本社会教育学会第62回大会，2015年9月（川野麻衣子，南出吉祥と共同発表）

5. その他

昨年度から引き続き，東京都世田谷区の「岡さんのいえ TOMO」に関わり，運営に関わる人々を対象とした聞き取り調査等を実施している。

〔金宝藍〕

本年度に行った研究・活動内容は以下の通りです。

1. 論文

- ①韓国における「エネルギー自立マウル」運動とその学習活動—「持続可能な社会」の創造に向かう自己教育実践を手がかりに—，日本社会教育学会編年報『ESDと社会教育』第59集，pp. 101-111.
- ②日韓の市民社会の胎動と社会教育（江頭晃子と共同執筆）『東アジア社会教育研究』第20号，pp. 49-64.

2. 研究報告

- ①「韓国における「地域共同体運動」の変遷過程に関する一考察—教育と運動との関係性に着目して—」日本社会教育学会第62回研究大会（自由研究発表），2015年9月19日
- ②「市民社会と社会教育との有機的・多面的結合の可能性を模索する—東アジアにおける市民社会の連帯に向けて—」東アジア社会教育研究会第217回定例研究会，2015年5月29日
- ③2015年3月1日 上越地区社会教育主事会研修セミナー『社会教育，我々は社会から何を学んで

おり，何を学ぶべきか—「市民の力」を育み，「市民の力」に支えられる社会教育職員像をめざして—』

3. 報告書

- ①東京大学大学院教育学研究科 社会教育学・生涯学習論研究室 内灘町社会教育調査チーム『住民を主役にする公民館（学習基盤社会研究・調査モノグラフ）』第10号，2015年11月 pp. 29-30, 44-47, 78-81.
- ②「韓国の平生教育・この1年」（呉世蓮，郭珍榮，松尾有美と共同執筆）『東アジア社会教育研究』第20号，2015年12月，pp. 120-131.

4. その他の活動

- ①院生プロジェクト研究として，東京都文京区の「街 ing 本郷」に関わり，院生主導のワークショップと報告会を共同で企画・実施
- ②定例研究会（「韓国生涯学習フォーラム，東アジア社会教育研究会」など）に関わり，本の編集・執筆・翻訳に参加
- ③ソウル市・蘆原区，銅雀区を活動基盤としている地域の方々への聞き取り調査
- ④釜山平生教育振興院の年刊便りに平生教育コラムの執筆
- ⑤翻訳：・梁炳賛，田光秀「韓国平生教育専担機関の進化過程と地域化の試み」，公民館学会年報掲載論文，・梁炳賛，田光秀「韓国の大学改革過程における「平生教育大学」の構想の可能性と課題」，和歌山大学地域連携・生涯学習センター年報第14号の掲載論文

〔山口香苗〕

本年度の研究成果は以下の通りです。

（論文）

- ・「台湾における初期社区大学の実態：台北市文山社区大学の成立時期を中心に」『アジア教育学会』第9号，2015年。
 - ・「台北市における社区大学の実態：士林社区大学からみる「公民社会」形成のアプローチ方法」『東京大学教育学研究科紀要』第55巻，2016年3月発行予定。
 - ・「台湾の終身学習この1年：「終身学習法」改正後の動向と「社会教育法」廃止」『東アジア社会教育研究』第20号，2015年。
- （学会発表）
- ・「台湾における社区大学の特徴と課題：南港社区大学を例に」社会教育学会第62回大会（於：首

都大学東京) 2015年9月。

・「台湾の社区大学における「公民社会」実現へのアプローチ方法：台北市文山社区大学の取り組みを例に」アジア教育学会第20回研究例会(於：早稲田大学) 2016年2月。

〔相良好美〕

前年度に引き続き、個人研究ではニューカマー青年の自己形成プロセスについての事例研究に取り組みました。D1より継続している学内RAとしての研究活動では、小中高における協調学習の実践的研究や高大接続事業の企画運営に携わりました。2015年1月～12月の主な研究活動は以下の通りです。

【報告書(分担執筆)】

・「現代社会を生きる青年たちの自己形成をめぐる発達課題および有効な援助形態に関する探索的研究」,平成25～26年度東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科院生連携研究プロジェクト研究成果報告書(研究代表者：張愛子),2015年4月

・「教育方法の革新を踏まえた教員養成・研修プログラムに関する調査報告書(担当箇所：第四章 教職大学院プログラムの比較対照型事例研究,2.福井大学の事例,pp.107-129)」,平成26年度プロジェクト研究(教員養成等の改善に関する調査研究)報告書,国立教育政策研究所,2015年3月

・「平成26年度高等学校における「多様な学習成果の評価手法に関する調査研究」事業報告書」,平成26年度高等学校における「多様な学習成果の評価手法に関する調査研究」事業報告書(研究代表 三宅なほみ),大学発教育支援コンソーシアム推進機構,2015年3月

【研究報告等】

・「文化間移動を経験したニューカマー青年の自己形成プロセス—進路選択とアイデンティティ変容に焦点を当てて」,東京TEA研究会,2015年8月

・「ニューカマー青年の自己形成機会と学習機会—複線径路等至性アプローチ/ライフヒストリーグラフの分析から—」,日本質的心理学会第12回研究大会,一般公開シンポジウム(社会教育学会共同企画),2015年10月

【その他の研究活動】

①院生プロジェクト研究として「NPO法人街ing本郷」の活動に継続して参加している。②東京大学大学発教育支援コンソーシアム推進機構『高等

学校における「多様な学習成果の評価手法に関する調査研究」』リサーチアシスタント(2015年5月～2016年2月)

③日本社会教育学会 研究担当幹事 プロジェクト研究「社会教育研究における方法論の検討」担当,(2013年12月～2015年9月)

〔杉浦ちなみ〕

卒業論文以来の課題意識を引き継ぎ、奄美大島における地域文化の伝承活動について調査しています。今年度は、学校教育高度化センター2014年度若手研究者育成プロジェクトの成果をもとに、「学校教育における地域文化の位置付けに関する一考察—奄美市立笠利中学校を対象に—」(同センター紀要第1巻所収)を発表しました。このほか、様々な共同研究に取り組んでいます。地域文化研究会では、常民大学の実践や徳富猪一郎の大江義塾について調査を行っています。また、新藤講師や他の院生とともに翻訳にも取り組みました。

〔西川昇吾〕

・「この社会において人びとが、自分の人生を自分にとって納得のいく形で進めていくにはどうすれば良いのか」という、修士論文以来の課題意識を引き継ぎ、とりわけ人びとの人生、あるいは生活の中で大きな領域を占める「労働」や「働くこと」についての研究を進めています。

・前年度に引き続き、院生プロジェクト研究として、東京都世田谷区の「岡さんのいえ TOMO」に関わり、イベントの運営補助や、インタビュー調査等を行いました。また前年度の活動をもとに報告書を作成し、報告会を行いました。この内容はモノグラフとして刊行される予定です。

・長野県飯田市で行われた住民に対するアンケート調査に関わり、主に住民の地域貢献意識に関わる項目について、分析結果をまとめました。これについてもモノグラフとして刊行予定です。

〔須藤誠〕

昨年度に東京大学大学院新領域創成科学研究科で修士号を取得し(修士(環境学)),今年度より本コースの博士課程に進学しました。

年度前半は教育的な知識と思考を習得する期間と位置付け、研究科での講義に出席し研究上の基礎の確立に努めると同時に、研究室における共同研究活動として「岡さんのいえ」に関わりまし

た。また、修士論文執筆時にフィールドとして関わった三重県農村地域の社会福祉協議会について、地域コミュニティの担い手にフォーカスを当てて再検討する作業を行いました。加えて、分野横断型の学位プログラムである「活力ある超高齢社会を共創するグローバル・リーダー養成プログラム (GLAFS)」に参加し、他分野を専門とする院生とともにフィールドに赴き高齢社会における問題を解決するための方法論を検討するとともに、これまでの政策上・研究上それぞれの文脈を整理しました。

年度後半には年度前半に取り組んだことをアウトプットすることを意識し、本コース内のワンデーセミナーにおいて高齢者コミュニティの担い手について発表する機会を得たほか、国際的な高齢社会政策における教育の位置付けられ方を考察した研究ノートを学内紀要に投稿しました。さらに、GLAFS における共同研究の一環として、首都圏近郊における高齢者の地域活動を促進する方法論を検討し年度末の学内シンポジウムで発表する予定です。

〔松田弥花〕

本年度は博士課程に進学したと同時に、「活力ある超高齢社会を共創するグローバル・リーダー養成プログラム (GPiNG: GLAFS)」に参加し、ジェロントロジーを副専攻として専攻し始めた。4月に修士論文(「スウェーデンの Socialpedagogik に関する研究—民衆大学における「教育福祉」の実践を対象に—)」の成果を、「北欧教育研究会」(於: 金沢大学)で報告し、さらに一部をまとめ直し「社会教育学研究」(第 52 巻第 1 号)へ投稿した(査読結果未定: 執筆時)。2016 年 2 月には、学内の「グローバル・リーダー育成: スウェーデン研修プログラム」において共同発表を行い(於: スtockホルム大学)、同年 3 月には「The Nordic Educational Research Association: NERA2016」(於: ヘルシンキ大学)で発表する予定である(査読通過済み)。その他、研究室内における共同研究にも継続的に参加しており報告書を執筆したと同時に、副専攻においても共同研究を行っている。

(社会教育学・生涯学習論研究室 修士課程)

〔藤倉皓一郎〕

本年度の主な活動は次の 3 つである。

第一に、修士論文「地域社会における活動集団

の参加促進要因についての考察—文京区における町内会とまちづくり NPO を題材にして—」を執筆した。地域社会における人々の参加を考えるべく、そこで活動する集団に着目し、「組織面」と「活動面」から人々の参加を促す要因について考察した。具体的には東京都文京区における町内会とまちづくり NPO に着目し、参与観察とインタビュー調査、資料の分析を行った。

第二に、ゼミ活動である。社会教育学・生涯学習論研究室のゼミでは、社会教育学領域の文献を講読し、議論をすることで見識を深めるとともに、ものごとの背後にあることを考え、より大きな視野で見る訓練を積んだと思う。図書館情報学研究室のゼミでは、本の読み方を学ぶとともに、考えるということ、わかるということについて体感しつつ、思考の基盤となる部分を鍛えた。

第三に、各地の調査、実践に参加した。まず NPO 法人街 ing 本郷で活動を行った。個人的には 2013 年度から、院生プロジェクトとしては昨年度から参加している。院生プロジェクトとしてはワークショップを実施し、報告書を執筆した。個人としては「ひとつ屋根の下プロジェクト」の活動を担った。次に、昨年度キッザニアでの調査に参加し、本年度報告書としてまとめた。また、昨年度に引き続き、岩手県大槌町を訪問した。

〔堀本暁洋〕

本年度は特に修士論文『劇場・音楽堂の管理運営計画の検討過程における住民参加 —埼玉県富士見市民文化会館開館までを対象に—』の執筆に取り組んだ。劇場・音楽堂の運営計画を住民参加によって検討する段階に着目し、過程で行われた活動の実態と参加主体の関係を明らかにした。また、この過程が住民の学び育つ場と位置づけられることなどについて考察を深めた。

その他、本年度は以下の活動を行った。①院生プロジェクトで NPO 法人「街 ing 本郷」の活動に参加し、ワークショップを実施、報告書を執筆した(刊行予定)。②柏市高柳でのキッズセミナー・楽器づくり講座にて、講師として子どもたちと製作、発表を行った(報告書執筆中)。③地域文化研究における常民大学研究に参加し、鎌倉柳田学舎(鎌倉市)への調査を行った。④第 55 回社会教育研究全国集会の分科会報告を執筆した。「第 18 分科会 地域文化の創造と社会教育」(『第 55 回社会教育研究全国集会(東北盛岡集会)報告書』

社会教育推進全国協議会, 2015年11月, pp. 91-93)
⑤新藤講師のもと、海外文献の翻訳活動に取り組んだ。

〔松尾有美〕

本年度の研究活動は以下のようである。

<執筆>

1. 東京大学大学院教育学研究科社会教育学・生涯学習論研究室内灘社会教育調査チーム

『住民を主役にする公民館—内灘町公民館調査報告 3—』(学習基盤社会研究・調査モノグラフ第10号) 2015年11月, pp. 17-20(大山宏と共著), pp. 37-40, pp. 52-58, pp. 84-87(浦綾乃と共著)。

2. 呉世蓮・金宝藍・敦珍榮・松尾有美「韓国平生学習・この1年」『東アジア社会教育研究』20号, 2015年12月, pp. 120-131。

3. 修士論文「韓国における共同育児に関する研究—育児プマシの持つ「共同」の精神に着目して—」 2015年3月。

韓国において共同育児をしようとする母親たちが集まることが近年なぜ増えてきているのかを探るため、共同育児の一形態である育児プマシ(日本でいう子育てサークル活動や自然保育)で見られる母親たちの「共同」に着目し、育児プマシにおいてどのような「共同」が行われているのかについて考察した。

<その他>

・院生プロジェクト研究: 東京都世田谷区「岡さんのいえ TOMO」で、昨年度に引き続きイベントの運営補助や企画を行なった(通年)。

・ものラボワークショップ in 高山: 岐阜県高山市での小学生対象のワークショップにスタッフとして参加した(8月, 10月)。

・高柳キッズセミナー2015: 堀本暁洋と楽器作り講座の講師として、また工作講座のスタッフとして参加した(8月)。

・修士論文の執筆のために、韓国ソウル市の共同育児活動団体へインタビュー調査を行なった(9月)。

・ものラボワークショップ in ハッピーテラス: 発達障がいを抱える児童と粘土工作やダンボールハウス作りを通して共同作業を行なった(1月)。

〔大野寛寛〕

今年度は4月より修士課程へ進んだが、研究の関心は卒業論文の時点と変わらず学校と地域の関係というところにある。卒業論文では教育を核とした地域づくりの実践を扱ったが、地域とはどのようなものであるかを明確化できないという課題が残った。また近年、過疎化、少子化、財政難などの課題に直面する自治体において、学校が地域の存続要件や資源と捉えられることで、地域活性化の文脈で学校と地域との協力が進んでおり、学校を核とした地域づくりの実践が増えてきているという状況がある。以上から、<学校—地域>関係において「地域」をどのようなものとして捉えたらよいのかという大きな問いを持ちながら、<学校—地域>関係のなかでこれまで「地域」がどのようなものとして語られてきたかということについて文献をあたって見ていきたいと考えている。

〔末光翔〕

精神障害者家族の自助グループによる学習活動「家族による家族学習会」を対象に、先行研究のレビューや調査枠組みの検討を行いました。

「家族による家族学習会」とは、精神障害者の日常的な支援者である家族を対象にした学習プログラムです。家族のエンパワメントや、障害者家族としてのスティグマからの解放、学習会を通じた仲間づくりが主な目的です。同じ立場にある家族が中心になって10年前から開発・実施し、全国的な普及を進めています。

その中でも特に、学習会の質を自分たちで高めていく「振り返りの場」に着目して家族の方々への調査をお願いしています。

「振り返り」は「実践記録」と共に、社会教育における質証明(評価)のあり方として議論されています。これを学習会に当てはめ、家族がこれまで行ってきた「振り返り」の取り組みを明らかにしつつ、学習会の質改善の契機として位置づけ直したいと考えています。

〔丹田桂太〕

2015年4月に修士課程に入学し、ゼミや講義を通して社会教育学研究に関わる基本的な研究視角や方法論について学ぶことで、修士論文執筆に向けての準備を行った。個人研究のテーマとしては、若年「地方」出身者の「地元」におけるキャリア形成に関心を持っており、今年度は関連する

先行研究にあたりつつ、合計9名の「地方」出身の若年者へ聞き取り調査を行った。また学部時代から今年度前期までの成果を、2015年9月につくば国際会議場にて開かれた国際キャリア教育学会のシンポジウム企画で報告した(「地方都市から考える日本の学校から労働市場の移行と支援」(植上一希、藤野真、寺崎里水と共同発表)、IAEVG International Conference, 2015年9月)。

また、学部ゼミ(社会教育学演習)にて行われた長野県飯田市でのフィールドワークに参加し、Iターン女性への聞き取り調査および報告書の執筆を行った。

〔永野恵〕

本年度より修士課程に進学した。院ゼミや講義では、社会教育・生涯学習の歴史や基本的な視点、国際的な動向や、研究の方法論等について学習した。学部ゼミでは、長野県飯田市のフィールドワークに参加し、さらに追加調査ではインタビューを実施して飯田市の文化活動を支える人々の意識についての報告書を執筆した。8月には千葉県柏市との共同企画「キッズセミナー」に参加し、「東大生の寺子屋」の講師として小学生と一緒に勉強をして報告書にまとめた。また院生プロジェクトでは東京都世田谷区の「岡さんのいえ TOMO」の活動に関わらせていただき、地域住民の皆さんと各種イベントや講座に参加した。

個人研究テーマに関連しては、文化ホールの公共性に関心を持っており「ホール」や「公共性」についての先行研究に当たり整理するとともに、全国公文協や文化ホールの運営に関わる方々を訪問し、お話を伺う機会をいただいた。今後さらにテーマの絞り込みと資料の収集、聞き取りなど行なっていく予定である。

(社会教育学・生涯学習論研究室 研究生)

〔楊 映雪〕

本年度は、9月より研究生として入学して、ゼミでの文献講読と討論を通じて、社会教育学研究の視点や方法、理論や研究枠組みを学んだ。そして専門分野の知識を深めながら、修士入試の準備も行っている。ゼミの内容に関しては、社会教育福祉について勉強して、「教育」や「福祉」とは何を意図するのかを意識しながら、「国家」、「社会」、「権利」とは何かについて深く考え始めた。また、『教育学研究』特集の講読を通じて、エビデンス

の概念、教育学にとってのエビデンスについて勉強して、論理的・批判的な思考力を高めた。そのほか、ゼミ発表を通じて、文献要約の書き方や発表の仕方も勉強になった。

個人研究としては、研究関心である上海市の「広場舞」現象から、中国の都市部における中高年女性のレジャーに関する研究について関連資料を収集した。これからテーマを明確化するため先行研究をしながら、一つの側面を取り上げ研究計画を立てるつもりである。また、ゼミを通じて、社会教育だけでなく、教育学、日本社会に関する知識や知見は足りないと感じ、これからはたくさん文献を通読して、幅広い知見を広めるつもりである。

学位論文

博士論文

2015年9月（課程博士）

金昭英「学校図書館における自由研究の現状分析—千葉県袖ヶ浦市の「読書教育」を例にして—」

修士論文

2016年3月

高浪雅洋「高等学校における探求学習の概念とその教育的意義に関する研究—京都市立堀川高等学校における実践事例を通して—」

矢田竣太郎「「前読書家」の読書を触発する図書推薦システム—理念設計及び図書に言及するツイート識別器の開発—」

山田翔平「百科事典の概念を構成する属性を手がかりとした Wikipedia の分析」

藤倉皓一郎「地域社会における活動集団の参加促進要因についての考察—文京区における町内会とまちづくり NPO を題材にして—」

堀本暁洋「劇場・音楽堂の管理運営計画の検討過程における住民参加—埼玉県富士見市民文化会館開館までを対象に—」

松尾有美「韓国の共同育児に関する研究—育児プマシの持つ「共同」の精神に着目して—」

図書館情報学研究室教員・院生一覧

教授 影 浦 峽

客員教授 根 本 彰
吉 田 右 子

客員 Anthony Hartley

博士課程 崔 英 姫
蘇 懿 禎
井 田 浩 之
高 橋 恵美子
宮 田 玲
志 村 瑠 璃

修士課程 高 浪 雅 洋
矢 田 竣太郎
山 田 翔 平
朱 心 茹
宮 本 愛
岩 井 美 樹 (学環)
唐 麟 源 (学環)

研究生 韓 尚 珉

社会教育学・生涯学習論研究室教員・院生一覧

教授 牧 野 篤

准教授 李 正 連

講師 新 藤 浩 伸

特任助教 松 山 鮎 子
古 壕 典 洋

博士課程 王 美 璇
豊 田 香
中 村 由 香
侯 婷 婷
丁 健
大 山 宏
金 宝 藍
中 川 友理絵
山 口 香 苗

相 良 好 美
杉 浦 ちなみ
西 川 昇 吾
須 藤 誠
松 田 弥 花

修士課程 藤 倉 皓一郎
堀 本 暁 洋
松 尾 有 美
付 野 雨 菲
大 野 公 寛
末 光 翔
丹 田 桂 太
永 野 惠

研究生 詹 瞻
楊 映 雪